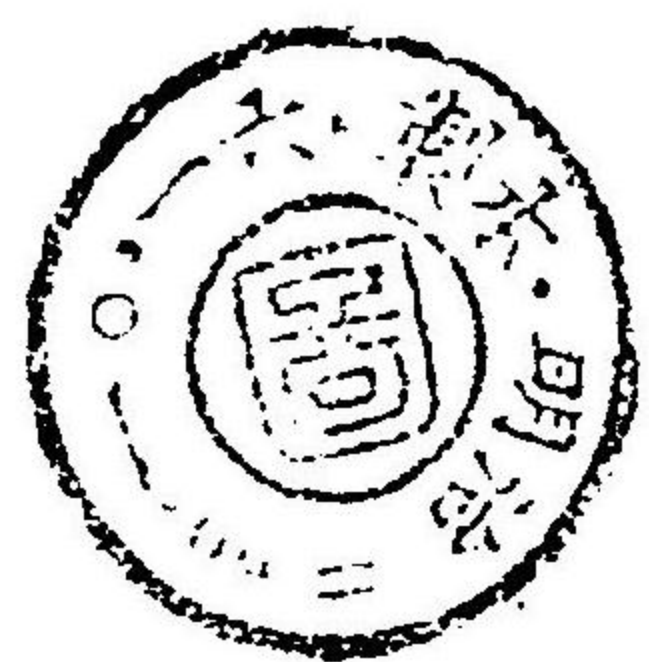


銀行論目次

第一章	總論	一
第二章	銀行の効用	二
第三章	政府が銀行に對する政策を論ず	四
第一節	銀行の危害	四
第二節	預金銀行の危害を豫防する方法を論ず	四六
第三節	各國銀行制度の概略を序す	九一
第一項	日耳曼銀行制度	九一
第二項	佛蘭西銀行制度	九五
第三項	英國銀行制度	一〇〇
第四項	北米合衆國銀行制度	一〇六
第五項	日本銀行制度	一一二
第四章	銀行の管理法	一二九
第一節	銀行家たるに要する諸資格を論ず	一二九

法學博士天野爲之講述



銀

行

論

完

東京專門學校藏版

銀行論目次

第一章	總論	一
第二章	銀行の効用	二
第三章	政府が銀行に對する政策を論ず	四
第一節	銀行の危害	四
第二節	預金銀行の危害を豫防する方法を論ず	四六
第三節	各國銀行制度の概略を序す	九一
第一項	日耳曼銀行制度	九一
第二項	佛蘭西銀行制度	九五
第三項	英國銀行制度	一〇〇
第四項	北米合衆國銀行制度	一〇六
第五項	日本銀行制度	一一二
第四章	銀行の管理法	一二九
第一節	銀行家たるに要する諸資格を論ず	一二九

第二節	銀行理事法の概略を論ず	一三四
第三節	銀行家が手形鑑別に付き要する注意	一四五
第四節	銀行家が貸金を爲すに付ての注意	一五二
第五節	銀行家が顧客に對する注意	一六二
第六節	銀行が金融必迫の時に處する方法	一六九
第七節	合本銀行と私立銀行との別	一八六
第八節	合本銀行の管理方を論ず	一八九
第九節	合本銀行の破産する原因	二〇六
第五章 銀行略史		
第一節	銀行業の起原及び其發達	二二三
第二節	銀行の發達する順序	二三七

銀行論目次完

銀行論

法學博士 天野爲之講述

第一章 總論

凡そ銀行家は通貨を取扱ふの商人にして貸借の媒介を勤め俗に所謂利違ひを以て重なる利益の本源となす者なり。一層精細に之を説かんに銀行の事業は凡そ左の如し。

- 第一 利息付き若くは他人の金錢を預るに在り。
 - 第二 他人に金錢の貸附を爲すに在り。
 - 第三 手形の割引をなすに在り。
 - 第四 他人の爲めに遠方の負債を支拂ふに在り。
 - 第五 他店の爲めに取次をなすに在り。
- 次に銀行事業をなすに必要な資本は大抵左の四者より成立す。
- 第一 株主の出したる資本。

第二 預け主の預けたる金圓。

第三 若し紙幣を發行する権あるときには發行の銀行紙幣。

第四 送金を依頼せる者の金圓。

次に此資本を使用する方法左の如し。

第一 割引をなすに在り。

第二 貸附をなすに在り。

第三 公債證書其他負債の證券を買入るゝに在り。

第四 其の一部分を準備金として残り置き返還の要求に備ふるに在り。但し準備金に二種ありて一を發行紙幣に對する準備金とし他を預り金に對する準備金とす。

次に銀行諸入費は地代、租税、家屋、建物の修繕費、諸役員給料、其他諸雜費の支拂等なり。而して銀行の純益は割引、貸附、公債の利子及び取次送附の手数料の中より諸入用を去りたる殘餘なり。

第二章 銀行の効用

予輩は是より銀行事業が公衆に向て大なる便益を與ふる所以を説明すべし。

其一 銀行は公衆か其の資本を預け盜難火災を免かるゝ所と爲すを得。

其二 銀行は公衆か其の資本を預け利息を得る所と爲すを得。

其三 銀行は産業に従事せんと欲すれども充分の資本なきに困却する人々か就て以て資本を借り得へき所とす。

其四 銀行は公衆か通貨を用ひず賣買取引を爲し貸借を結了する機關と爲すを得。

其五 銀行は常に通貨の使用を節省するのみならず、其の上に輕便にして價安き通貨を供給す。

其六 銀行は公衆か其の遠方の負債を返辨するか爲めの最良機關たり。

以上列記する利益の中にて其の一は説明を須たすして讀者自から之れを會得するならん。故に是より其二以下の利益を説明すべし。

其二の説明 例へば資本を有すれども其の金額甚だ僅少にして一事業を起すに十分ならざるとあり。此場合には之を銀行に預け其の利息を取るを可とす。又

資本あれども自から事業を爲す丈の経験なきか又は其の餘暇なく之れを運轉することの出来ざることあらん。斯の如きときには之を銀行に貸し付けて利息を取るへし。又餘財なきにあらざれども之れを事業に注入するときには人生非常の變に處する能はず因て疾病災難其の他不時の出來事の起るときは準備として己れの掌中に保存せざるを得ず而して銀行に當座預けをなし置くときは事の起らざる間は利息を取り事の起るときは直ちに之れか返辨を要求するを得るなり。其三の説明　パソット氏の著書に依り英國金融事情の一般を窺ふときは以て能く銀行が資本に乏しき事業家を助けて其の目的を達せしむる所以を了解するを得へし。之を約言すれば英國は借用資本に富めり(借用資本とは借り得へき資本と云ふ意味なり)。試みに倫敦府下諸銀行の報告書と巴里紐育或は伯林等諸所の銀行報告書を比較すれば英國か他に超越して借用資本に富むとは吾人の意表に出づるものなり。尤も英蘇兩國の如く銀行事業の旺盛を極むる社會にては銀行の中に在る資本と銀行の外に在る資本とを比較すれば外に在るもの其割合に少く之に反して佛國獨逸等の如く銀行事業の發達未だ著からざる國々にては銀

行の外に在る資本は其の割合に多きに相違なし。されば銀行内の資本の多寡のみに依て各國の資本の全軀を計算するは固より不公平の嫌なき能はず。併しなから獨佛にて銀行の外に在る資本は通貨市場の通貨にあらず、即ち其の通貨は自由自在に借り得へき通貨にあらず。此等の國々にては生産社會の間に信用未だ充分に成立たずと見え資本を有するも之を貸すと能はずして空く其の利息を失ふの有様あり。之に反して英國にては人々相互の信用甚だ旺盛なるに由り斷然人に貸して疑はず嘗に此の勇敢の氣象あるのみならず同國の銀行家は一方に於て資本家の金錢を集め、之を資本なきに苦む事業家に貸與するが故に英國銀行内の通貨は得て借るへきの通貨なり。されば資本全軀に付ての計算は暫く置き獨り通貨市場の通貨の多寡を比較する時は何れの國か能く英國に匹敵するを得ん。是を以て借らんと欲する者は就て借るべき人と場所とを知る。若し此の財本をして八方に散布せしめば借らんと欲する者は就て借るべき所を知らず、貸さんと欲する者も亦貸すべき人を知らず。之れか爲めに通貨市場に通貨を減縮すると果して幾何なるを知らず。然るに英國にては銀行事業隆盛を極むるに由り他國

の望みに應じて資本を貸し出すこと頗る大にして他國に行くも到底借入れの見
込なき巨額の金銀も英國は容易に貸與するの勢力あり。内國の産業に於けるも
亦然り。此事業を企つれば將來に於ては非常の利益あるに相違なければとも之を
實行するに充分なる資本の乏しきを奈何せん等の歎息は東洋の國々に於ては屢
聞くを得れども英國にては此の歎聲は既に其痕跡を絶てり。唯だ將來に充分の
見込なきを憂ふるのみ、苟も充分の見込立たは如何に巨額の資本を要するも其の
欠乏を告ぐると決して之れあらず。併ながら此の歎聲は今日こそ殆ど其の聲を
絶ちたれ惟ふにエリサベス時代の倫敦府民は夢にたも今日の形狀を想像し得ざ
りしならん。蓋し他の國々を通覽するに富める者決して少きにあらず。然れど
も資本を有する人民が各々財産を固守して敢て他に貸出さるるが故に大事業を
なすに必要なる大資本を募集すると甚だ困難なるのみ。英國は實に之と相違し
非常の場合を除くの外は常に多分の貸付け資本を有す。而して安全なる抵當を
入るゝ者及び縦令抵當を入れざるも銀行の信用ある者は内國人たると外國人た
るとを問はず一個人集合人に論なく銀行より資本を借出すこと極めて自由自在

にして古今萬國殆んど其の比類を絶せり。倫敦のロムバードストリートと云ふ
市街は許多の銀行が軒を連ねて事業を經營する處なり。若し外國に於て新事業
の起らんとするとき當て此の市街に至り資本の借用を云ひ入るゝ時は忽ちに
其の目的を達するを得へきなり。抑も英國萬般の産業は大抵借用財本を以て之
を經營せり己れ自ら資本を供給し己れ自ら産業に従事する者は甚だ僅少にして
殆んど皆無と云ふも可なり。實地に於て資本を出す人は産業に従事せず産業に
従事する者は資本を出さず借る者と貸す者との區別判然たり。是れ他邦人の意
表に出て、借人の夢にだも見ざる所なり。然り而して此の貸借の間に立て能く
媒介の義務を盡す者はロムバードストリートを捨て、他に求むべからざるなり。
斯の如くして英國の産業は自ら資本を有する富豪の掌中のみ、躊躇せず廣く資
本なき人民の間に分配せらる。而して是より起る弊害は如何と詮索するにヴェ
ニス或はゼノアの豪商の如き商賣の才に加ふるに縉紳の風を具ふる人々は日に
月に消滅して跡を社會に留めず彼の無學無識の細商之に代て跋扈するととなら
んか聊か懸念なき能はず且つ商權の漸く細民の掌中に移る時は爲に賣買上の徳

義を亂たす恐れなきや是れ齊しく思ふべきことなり。蓋し從來公衆に其の名を知られたる商人は其の名聲を墜さずして子孫に遺讓せんと欲するに由り大に警戒する處ありて些細の詐僞だも爲さざるべしと雖も新たに事業を企て、未だ其の名の天下に知られざる細商は急遽の際利益を得んとして世人の毀譽を顧るに追わらざるか故に目下の利益を謀て劣等に物品を販賣し其の他種々の不道德をなして憚らざるの恐れあり。思ふに今日英國の物品が時として其の聲價を減せることある原因は職として之を細商の所爲に歸せざるを得ず。

然れども此の弊害は之を補ふに足るの利益あり。凡そ商權か二三の資本家に集る國々にては其の産業動もすれば停滯不進の有様に沈淪する恐あり。其の故如何と問ふに巨多の財産を所有する人々は其の才能如何程穎敏活潑なるにもせよ多少左の如き因循なる思想を抱懐するに相違なし。何ぞや曰く吾輩は年々若干の収入あり是は儘に保持せざる可からず。然り而して生産社會の有様從來の儘なれば決して之を失ふの恐なしと雖も妄りに之れか改良進歩を計り都合能く行けは至極重疊なるも若し誤て失敗することあらんには舊來の収入も烟散霧消に

歸するとなしとせずと。斯くの如き考へよりして其の利益も少きに満足して安堵をなすと多ければ此れ等の豪農巨商は改良にもせよ退歩にもせよ生産社會の變動を嫌惡すること蛇蝎の如く力を盡して之を撲滅せんことを計らざるはなし。斯の如くなれば如何にして一國經濟の發達を希望するを得へけんや。然るに新たに商業社會に現出して事業をなちんとする者は全く之と相反し生産上の變更を機會として驟起せんと思ひ常に耽々として從來の事業を壓倒する新事業の盛興を待たざるはなし。之を以て英國の商人か今日の如き活潑なる現象を提出するは即ち其の商權か無事に苦むの細民の手中に在るを以てなり。此の細民は實に從來の事業を壓倒せんとするにより種々に肝膽を碎て良好の事業を發明せんとを計るなり。之に由て競争盛に起り不知不識の際に英國の商業は今日の如き有様に到達せり。然れば即ち銀行事業の利益は幾分か前述の弊害に由て其の分量を減却すへしと雖も斯る巨大なる利益あるを觀察し來るときは其の功能決して少なからざるなり。

第四の説明 本論に入る前に簡單に引出小切手の何物たるやを講述し置くべし。

引出小切手は一種の命令書にて其の表面には此手形持參人の要求次第表面記載の金圓を渡されたしとの旨を記載す。尤も此手形は別に銀行家の承諾證を要せず。何んとなれば其の用紙は當座預け主か其の財産を預ると同時に銀行より受取る所の一種特別の書式にて他には求む可らざれば之を以て充分の證となすを得ればなり。而して別出小切手の作用は(第一)同一の銀行に就て直接に或は間接に其の財産を預くる人々の間に向て金銀の授受を節省するに在るなり。今如何にして此手形か其の作用をなすやを説明せん例へば此に甲乙丙丁の四人ありて相互の間に取引をなすとせん若し此四人か同一の銀行を信用し少しにても餘財ある時は直に預けるとなさんか四人の間には金銀を授受せずして總ての交易をなし得るなり。其の理由はと云へば假りに甲か乙より物品を購買したりとすれば甲は金銀を以て其の代價を拂はず曾て銀行より受取りある小切手を乙に渡すべし。然るときは乙は之れを受取りて銀行に持參し金銀を引き出ださす却て之を預くるならん。何となれば之を引き出すよりも之を預けて利息を取り又火災盜難等を免かるゝの利あるに如かさるを以てなり。其の他甲なり丙なり

丁なり皆な現金を有せずとも銀行に預け金あるに依り其の負債あるときは小切手にて之を拂ひ若し小切手を得るときは金銀を引出さすして夫れ丈け銀行に預くるならん。夫れ然り故に四人の間に交易を爲すに金銀貨を用ひすして可なり。只是等の人々が時としては金銀を引出たすこともあるべきに因り銀行家は其の幾分を保藏して非常或は平常の要求に應せざるべからず。されども其の準備は僅に預り金の一部分たるに過ぎず是れ引出小切手が金銀貨を節省して交易を進捗せる所以の單純なる場合なり。

以上は同一銀行を信用する人々の間の場合に於ける小切手の効能なるかその第二の効用たるや異なりたる銀行を信用する人々の間にあり例へば西には甲乙丙丁か第一銀行に財産を預くるあれば東には戊己か第二の銀行の預主となるあり南には庚辛ありて第三銀行を信用し北には壬癸ありて第四銀行の顧客となると假定せよ。此場合に當り甲乙丙丁間の交易は皆第一銀行の小切手を用ひて行ふべく戊己間の取引は第二銀行の小切手にて之をなすべし。又庚辛間の賣買は第三銀行の手形を用ひ壬癸間の貸借は第四銀行の手形を用ひて結了し毫も金銀貨

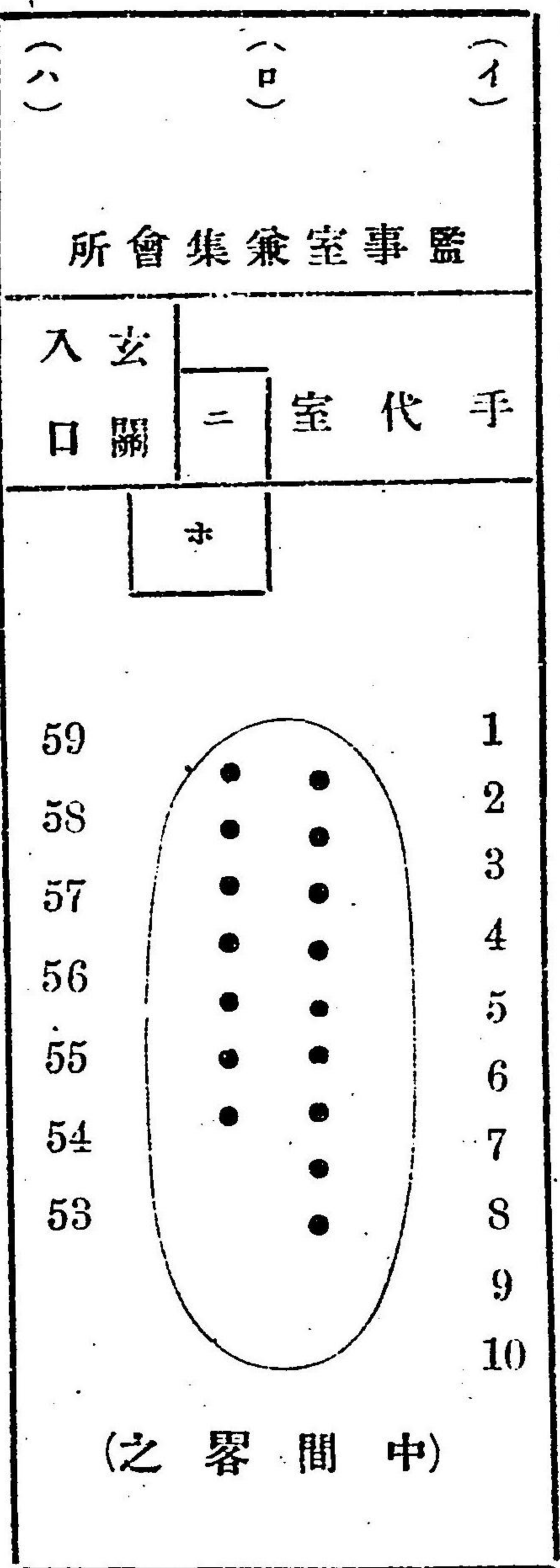
を要せざるの理は既に前述の如し。然れども若し第一銀行の預け主甲と第二銀行の預け主戊との間に取引をなすか又は第四銀行の壬癸と第三銀行の庚辛の間に賣買を爲し其の他甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の間に縦横旁午の交易をなすの場合に當りても尙ほ引出小切手を以て之を結了するを得る所以の方法たるや少しく思慮する所なくんば即ち之を知るに難からん。

その方法たるや諸銀行の間に約束を結び各銀行は他の銀行の手形を現金として預かるにあり斯くすれば若しも第二銀行の預け主戊が第一銀行の預け主より物品を購ひ入れ第二銀行の手形にて之を拂ふとすれば甲は此手形を第二銀行に持参して金銀と引換へ其の正金を己の信用する第一銀行に預くるとをなさず直ちに第一銀行に就て第二銀行の手形を預托すへし。之と等しく乙も丙も戊も己も皆な他の銀行の手形を受取るや己れ自ら之が交換を實行せず先づ之を己れの銀行に持参して之れに依頼すへし。果して然らば一日或は一週の終尾に於て第一第二第三の三銀行の手形か第四銀行に集る。これと同じく第三銀行には第一第二第四銀行の手形集り、第二銀行には第一第三第四銀行の手形集り、第一銀行には

第二第三第四銀行の手形集る。さてこの四銀行は場所と時間を一定し置き之れに向ふて手代を差し遣はすへし。又手代には他の銀行の手形を持参せしめ相互の貸借を比較し其の完了をなさしむへし。斯の如くするときは毫も金銀を用ひずして済むなり。實地に於て貸借の一致を見るを得ざるは勿論なれども相互の間に帳消し消合ひの法を用るときは僅かに其の差額丈を勘定すれば可なり。而して之を返還するにも必らずしも金銀貨を用ふるを要せず此四銀行は己れの兼て信用する中央銀行宛に手形を振出し以て返還をなし得るなり。而して之を受取る者も其の銀行に至り金銀を引出さずして之れを預く可し。斯の如くなれば其の場合に於ても亦一片の金額を用ひす唯だ中央銀行の手形を以て許多の交易をなし得るなり。亦以て手形の金銀を節省し従つて交易を進捗する所以を知るに足らん。

以上論する所に因て銀行が通貨の使用なく貸借賣買の結了をなし得る大躰を知るを得ん。然れども今一層之を明かにする爲めに左に紐育及倫敦諸交換所の實地の有様を説明せん。

紐育手形交換所は一千八百五十三年に於て始めて設立せられたり。今日にては其の組合は六十四個の銀行より成立すと雖も當時は五十四の銀行を以て組織せりと云へり。今ヤボンの著『銀行論』に據て實地の模様を窺はんとす。此交換所に於ける諸室の位置は大抵左の如し。



右圖中の(イ)は監事の席にして(ロ)は机案なり。其の上には常に雜誌新聞紙等を備へ置く。(ハ)は集會の節會長の着坐する所にして(ニ)は諸銀行の手代か手形交換の前後に事務をなす帳場なり。(ホ)は監事の見帳り場にして(●)點は各銀行の勘定方の席を代表す。而して1 2 3 4等は其の机を代表す。

さて交換の方法を詮索するに千八百五十八年頃迄は左の如し。此交換所の組合なる諸銀行は各此交換所へ二人の手代を差遣し其の一を手形方と呼び他を勘定方と稱せり。手形方は豫て己れの銀行にて受取りたる他銀行の手形を持参し之れを他銀行の勘定方に附す。勘定方は他銀行の手形方より己れの銀行の手形を受取り勘定をなす。而して此の人々大抵交換を行ふ時間の十五分前に到着す。手形方は先づ監事室の卓上に一片の書類を置く。其の中に此人の持参したる手形の金額を記載せり。副監事は諸銀行の手形方の記載せる金額を合計するときには直ちに當日に於て諸銀行より持参したる手形の總額を知るを得るなり。交換に取掛る三分前に監事は見張り場に來り鈴を鳴らして着席を命ず。是に於て勘定方は一同に着席す。手形方は己れの銀行の勘定方と前の机を隔て、立ち並ぶ。但し手形方は其の左腕に輕便なる箱を懸け其の箱の中には他の銀行の手形を有す。而して外に手形受取帳を所持せり。既にして交換の時間となれば監事は第二の鈴を鳴らして交換に取り掛かしむ。之を合圖に第一席の手形方は第二の机に向ひ第二席の手形方は第三席に遷る。其他の手形方は皆一齊に次席

の勘定方の前に立ち此勘定方の代表する銀行にて發行したる手形を授け又別に受取帳を渡す。勘定方は之を受取り帳面の上に若干の手形正に受取ると云ふ議を記して返還す。手形方は之を受取り又其の次に來りて同一の仕事をなし又其の次に至り次第々々に推し遷り僅々六分時間を経過すれば皆圖中の楕圓形を一周して己れの席に復することとなり而して其の受取帳を閲見するときには手形方の果して其の委託せられたる手形を渡し盡し其の證を得たりや否やを判断し得るなり。

さて勘定方は己れの代表する銀行の手形を受けて之を机上に集め置き交換の了るを待ちて早速に之か金額を計算す是れ即ち借金なり。而して己れの手形方か他の勘定方に渡したる手形の金額と之を比較すれば忽ち貸借の多少を確知するなり。何となれば他の勘定方に渡したる手形こそは即ち己れの貸金なればなり。是に於いて手形方だけは交換所より退散するを得。但し勘定方は尙ほ仕事あり。勘定方は己れの銀行が交換所に對して有する權利と義務とを比較し其の差額を得て之を副監事に報す。蓋し交換所は諸銀行の集合躰なるに因り銀行か他の銀

行に對するの貸借は之を交換所へ對する貸借となすも差支なければなり。副監事は各勘定方の提出せる計算書を集め之に因て一種の精査表を製作す(精査表の圖は之を省く)。暫くありて借り越の銀行の手代は通貨を持參し監事は之を受取りて受取證書を與ふ更に暫くして貸越しの銀行より手代來たり監事より正金銀を受取りて去る。是に於て交換の事結局となるなり。

以上陳述する所は千八百五十八年頃まで行はれたる實際なり。之を其の以前に比較するときには改良の點甚た多けれども尙ほ不充分なる所少なからず。現に千八百五十七年三月八日の交換の如きは金銀の授受を要したること百四十四萬餘弗の巨額に達せり。假に其の重量を計算すれば殆んど六千五百斤にして之を運送するの費用の危険とは決して鮮少にはあらざりき。

然るに紐育交換所の仲間にて此不便を補ふ爲に一策を案出したり。即ち此交換所の仲間の銀行は各々米國銀行に財本を預け一種の預り證書を渡さしむ。蓋し其の表面には某銀行は弊店に金若干弗を預けたると確實なり若し紐育交換所の仲間の銀行か此證書を持參るときは直ちに正金と引き換ゆ可し但し預け主

の裏書記名あるを要す、年月日米國銀行現金出納方印と記載しあり。因て交換所の決算ありて互に貸借を結了するととなるや從來正金銀にて拂ひ居りしも其の後此證書を授受するとなりたれば巨額の取引賣買をなすに當りても極々鮮少の金銀あらば充分なりとす。交換所の効用は此に至りて殆んど其の極點に達せりと云ふべきなり。

倫敦の手形交換所はギルバルドの銀行論並にゼボンスの貨幣論に於て之を説くと詳らかなる故に讀者宜く参考すべし。余輩は只簡短に之を説き去らんとす。此交換所は千七百十五年頃に當りて始て起る、此時倫敦府中五六の銀行は一軒の家屋を借り受け茲に其の手形を送り手形を交換して以て相互の貸借を結了せり。千八百五十四年に當り倫敦合本銀行及び大英銀行も亦此會に加入したり。千八百五十八年に於て地方の銀行も亦此會場の方て其の貸借を結了するを得たり、是れ大にウヰリヤム、ギレット及びジョン、ボツクの盡力に成れるものゝ如し。但し従前に於ては一地方の銀行にして遠方の銀行の手形を受くることあらば即ち之れを輸送して支拂を命せざるを得ず。而して借方の銀行は倫敦に在る我が取次

銀行に命し倫敦に在る貸方の取次銀行に宛て、支拂はしめたり。然るに千八百五十八年以後に於ては各地方の銀行は毎日幾多の手形を取りて東西に南北に之を分送するを要せず。只之を集めて一束となし直に倫敦に在る自己の取次銀行に送り此銀行に命し交換所に於て地方銀行の取次銀行に渡さしむべければなり。今や交換の景况如何を問ふに彼の紐育交換所に比すれば稍や不規則不整頓を覺ゆるなり。各銀行は皆其の手代をして他の銀行の手形を持って此所に集まらしむると雖も其の員數や定りなし。或は六人の手代を出たし或は之より少數を遣すことあり。而して手形の金額は手代が其の銀行を出つるの前貸金帳簿に記載し置くなり。且又此手形は之を發行したる銀行の異なるに従ひ分て二十五束とす。是れ此交換所に加入するの銀行は其の數二十六なるか故に自己の銀行を除けば即ち二十五銀行なるを以てなり。

交換所に達するに及んで手形持參者は其の借方銀行の手代に付て同銀行の手形を渡す。貸方は之を受けて其の金額を貸金帳簿に記入し直に其の手形を本店に送りて眞偽を檢定せしむ。果して眞なるの報知を得るに及んでや各銀行の手形

は其の借金帳簿に就て吾か義務の總額を知り、貸金帳簿に付て吾か權利の總額を知り、彼此相比較して始めて貸借の差額を知るなり、而して後之を監事に通知す。監事は之に基き以て精査表を製す、是れ前述の紐育の精査表と異なるとなし。故に監事若し精査表中の貸借正に相同しきを發見し、又貸越し借越しの相同きを發見せば以て誤算なきの證となすへし。若し同じからざるを發見せば是れ誤算あるに由る者なれば更に計算をなして誤算の原因を搜索す。精査のこと終りて支拂のことあり。蓋し此支拂たる近年までは銀行紙幣を以て之を爲せり。現に千八百三十九年に於ては日々平均三百萬磅の取引をなし之を結了するに二百萬磅の紙幣と二十萬磅の金銀の授受を以てせり。然るに近來はチャールズ、パツベリなる者の説を實行し支拂のことは一切大英銀行の預り證書を以て之を爲すに至れり。

其五の説明 銀行にては政府の許可を得れば交換紙幣を發行するの權利あり。銀行紙幣即ち是なり。此紙幣は實に輕便にして且つ價安く其の貿易上に與ふる利決して、鮮少にあらざるなり、尤も數年前の我邦の如く不換紙幣のみ行はるゝ時

代に於ては其の効能も左迄顯著ならざれども黄金白銀の社會に於ては其の有用なる蓋し疑を容れざるなり。其の理由を述べんに、他にあらす。夫れ物品貿易の時代去つて金銀貨の社會となるや之が爲めに交易を進捗せるは勿論の事なりと雖ども其の性質として多く得難き者なれば其の價は其の供給の増加するに伴ふて高くなるものなり。故に若し萬般の交易が盡く金銀貨を用ひて始めて行はるゝことならば交易の愈盛ならんとするも金銀貨の價格甚だ増加する爲めに掣肘せらるゝ所あらん歟。一層精細に之を云へば若し交易は如何なる場合にても金銀貨なければ行はれずとすれば交易將に旺盛に赴かんとすると同時に金銀貨の需要も愈増加せざるを得ず。さて此需要に従て其の供給を増さんとすれば其の價格も相伴ふて増すに因り人の之れを得ると愈困難となるならん。之れを得ると愈難ければ人の交易を爲すとも愈困難となるならん。是れ金銀貨に固着する一大不便なり。加之金銀は甚だ運送携帶に便なるには相違なければとも猶ほ未だ充分ならず運送携帶の際に於て多分の危険を冒し多分の費用を必要とするを免かれず。是を第二の不便とするなり。若し之を用ひず更に便利なる方法に因り

て交易をなすを得ば爲めに其の發達進歩を惹き起すこと鮮少にあらざるなり。然り而して交換紙幣なる者は之を作用する費用も金銀より安く亦た運送携帯の際にも一層の輕便を加へり。故に此紙幣の世間に流通して金銀貨を代表節省するに於ては其の利益あるは云ふ迄もなきなり。請ふ左に之を詳説せん。抑も交換紙幣とは一種の約束手形にして其の表面には表面記載の金額を要求次條此手形持參者に返還す可き旨の約束を記載す。故に若しも負債償還の本位を金銀貨たらしめは紙幣所持人は何時たりとも之れを以て金銀貨に換へ得可きに因り、夫の運送に不便なる金銀貨の代品として世間に流通するを得るなり。尤も引出小切手と雖も同じく要求次第之を金銀と交換し得可きに因り金銀を代表する力あるか如し、然れども引出切手は大概或る期限内に持參するを要す。但し假令此期限に後れて引出切手を持參するも平生は差支なく銀行に於て之れを返還すべし。然れども萬一此銀行破産せる場合に至りては期限後の引出切手は無効となり額面の金額は其の手形發行者の權利に屬するを常とす。されば引出切手は金銀を代表して循環する効力は少なし。例へば甲は乙より特品を買ひ金銀貨

を與えすして或る銀行に宛てたる引出切手を以てすとせん、若し乙は之を受けて信用し之を丙に傳え丙は之を丁に傳え、丁は戊に戊は己に傳ふと假定せよ。若し期限全く無きか否らずんば期限甚だ永きときは戊も己も此手形を以て金銀に交換するを得るは安心あれども此期限の甚だ短きに於ては何ぞ知らん手形の戊に達するときの早く既に期限に後れ之を銀行に持參するも銀行は己に破産して手形の無効となりぬることを。是故に人々は久しく引出切手を使用するを得ずして忽ち銀行に持參するを以て引出切手は世間に流通すること能はず。之に反して交換紙幣は期限全く之れ無きか故に何時たりとも交換を要求す可く、假令銀行が破産をなすも其の財産を分配す可きに因り自由自在に社會に循環して金銀の代理を勤むるを得るなり。但し引出切手のみならず夫の爲替手形も亦た金銀貨を代表して循環するの力至極鮮少なりとす。其の故二あり。其の一に曰く、爲替手形は大抵一覽後或は日附後拂ひたるに因り其の信用の厚きものは世間に之れを購買し以て割引の利益を得んことを計る。已に利息を得んとを謀れば之を保有せざる可からず。之を聞く泰西諸國の銀行に於ては割引の事業甚だ盛な

りど。而して割引の事業なるものは爲替手形を購買して利息を取上るに外ならず。之に因りて爲替手形は遠方の負債を償還する媒介たりと雖も近接の地に在りては金銀貨を代表して世間に流通すること稀なり。之に反して交換紙幣は要求拂ひなれば利息附帶せず故に之を保藏すれば却て利息を失なひ之を離散して始めて利息を收むるを得可きに因り人皆な利息を得る目的を以て之を使用し之を保握して空しく利息を損失するは稀なり。是れ其の一處に滞留せずして能く四方に流通する所以なり。其の二に曰く爲替手形を以て負債を償還せんとするも全然返還の義務を盡す能はさると是れなり。例へば甲あり乙に對して爲替手形を發行し丙に渡したりと假定せよ。若し期限方に到來しても乙未だ之を拂ふを得ずんば其の責は獨り乙に在るに非ず甲も亦た法律上與からざるを得ず。是を以て人々の爲替手形を見る猶ほ銀行紙幣の如くなる能はず。銀行紙幣或は其他の交換紙幣を以て負債を返還せば全然之を返還するを得るなり。例へば甲あり乙よりして百圓の物品を買ひ入れ之か代價を拂ふに或る銀行紙幣を以てす。乙之を受けて丙の物品を購求せんとす。時に該銀行將に産を破り店を鎖さんと

し、甲乙丙丁戊己皆之を疑ひ又一人として其の紙幣を受くるを欲するもの無きこととなり乙の甲より受取りたる百圓の紙幣も誰ありて取る者なきに至れりと假定せよ。此場合に於て乙は固より銀行に對して其の返還を要求する権利あれども甲其の他此紙幣を授受したる人々は毫も其の責任に與かるを要せざるなり。由是觀之負債を返還するに當りて爲替手形を以て之をなすは則ち舊負債を返して新負債を起すなり。交換紙幣を以て之をなすときは全く負債を盡くすものなり。是れ交換紙幣は世間に流通すること自由にして遙かに爲替手形に勝る所以の第二なり。

以上論する所に因て之を見れば交換紙幣は自由に流通して金銀貨と相距ると殆んど遠からず。夫の爲替手形及び引出切手の如きに至りては金銀貨を代表し流通せざるにわらず。又金銀貨に交換すべからざるに非ず。然るに之には交換紙幣と云ふ名稱を與へず獨り銀行發行の約束手形のみを呼んで交換紙幣と爲す所以は決して銀行發行の約束手形のみ獨り能く交換紙幣たるを得て爲換引出兩切手は全く然らずと思惟するには非ず。爲換手形も亦た交換紙幣なり。引出切手

も亦交換紙幣なり。唯銀行紙幣の如き其の他所謂る交換紙幣なる者は大ひに交換紙幣たり爲換引出兩切手の如きは少しく交換紙幣たる故に大に然る者を選んて之に與ふるに紙幣の名を以てせるのみと知る可し。

斯の如く交換紙幣は獨り紙幣の名を擅まゝにすと雖とも他の使用書類も多少紙幣たるを得るなり。然れども所謂交換紙幣なる者は大ひに交換紙幣たる所以は争ふべからず。已に此事にして争ふべからずんば金銀貨を代表するの點よりして見れば他に超過する所以は自ら明かならん。併し乍ら此交換紙幣自らも場合に因て大ひに金銀を節略するとあり又左程効力を有せざるともあり。其の故は此交換紙幣を發行するには常に多少準備金を保藏して非常或ひは尋常の要求に備へ置かざるを得ず。若し準備の金額の正に發行紙幣と同一ならんか若干の紙幣を發行すれば同額の金銀を備置せざる可からざるを以て此場合には假令如何に紙幣を發行するも爲に流通の通貨を増加すると能はずして只た紙幣をして金銀を代表せしむると云ふ迄なり。然りと雖とも準備の金額をして發行の紙幣よりも少なからしむる時に若干の紙幣を發行するも同額の金銀を備置するを要せず。

僅に其の一部分を保藏すれば充分なるか故に兩者の差額又は流融通貨の増加を來したりと云ふ可きなり。例へば支那右代の紙幣は皆交換紙幣なり。常に交換紙幣なるのみならず之を發行する主義は所謂金紙同額の主義に基き若干の金銀貨の匣底に入るを待て始めて同額の紙幣を發行するなり。故に此主義に因りて紙幣を發行すれば世間流融の金銀貨は幾分か匣底に收りて其の分量を減すへしと雖も爲に同額の紙幣を發行するを以て通貨全躰の増減を來たさず。又紙幣は去りて世間に出で其の分量を増す可きも同額の金銀の匣底に收まりたるを以て通貨全躰の分量は増減する所なし。之に反して方今の銀行は大概入金札相同しきの主義に基かすして若干の準備を以て幾倍の紙幣を發行す。此の如き時は交換紙幣の發行は大に一國の通貨を増加するを得へし。何となれば通貨の匣底に收まる者は紙幣の世間に出づる者に比較すれば僅に其一部分たるに過ぎざればなり。假へば三萬圓の準備を以て十萬圓の紙幣を出たすとせん乎、此時に於ては入る所の正金は僅々三萬圓にして出づる所の紙幣は十萬圓なり。其の差額則ち七萬圓又は通貨の増加を惹起せり。其の金銀を代表して交易を進捗する

効力豈に偉大ならずや。

然り而して銀行は此便利至極の通貨を世間に供給するを得るとすれば第五の利益は瞭然たるべし。然れども其の紙幣發行より生ずる便益は獨り上來説明する所に止らず之に附帶して別に大利益あり。何そや他なし。紙幣の發行は預金事業を發達せしむるの効能あること是れなり。蓋し道理上より之を見れば人の銀行紙幣を使用すと銀行に金銀を預托するとは同じく銀行を信用するに出づるの所爲なり。されは或る銀行に於て金銀を貸附くるを以て危険なりとなさば其の銀行の紙幣を使用するも亦危険なりと謂はざるを得ず。銀行の紙幣を使用して疑ふとあらずんば此銀行に金銀を貸附くることも亦疑ふを要せざる筈なり。何となれば銀行紙幣は一種の信用書類たるに過ぎざるに因り若しも之を發行したる銀行が破産の有様に陥るあらは幾百萬の銀行紙幣は悉く變じて無價の廢紙となると恰も人あり銀行に幾百萬の資本を預け若し其銀行にして破産すれば悉く其の貸金を損失するの危険あると一般なればなり。故に金銀を預くるを以て危険となさは銀行の紙幣を用ふるも亦危険千萬の次第ならずや。然れども自己の

財産を取て之を他人に預托し自己の眼光の及び能はざる所に置き晏然自若たるは人情の甚た難しとする所にして其の實物を保藏するか否らさればその代表物を保握せんとする者なり。是故に銀行紙幣を預托すれば火災盜難を免れ加ふるに幾分の利息を得るにも拘はらず自ら之を保握し敢て銀行に預托するの勇氣なきもの多きは諸國の實例に徴して知る可し。是れ銀行紙幣流通のことは夙に行なはるゝると雖ども金銀預托の慣習は勢ひこれに後れて起れる所以の一なり。次に銀行紙幣を流通して間接に銀行を信するは唯た之を受授するのみなれば毫も煩勞を覺ゆること少なし。然れども預金の慣習尙ほ未だ起らざる時に方り銀行に自己の餘財を預托するは其の手續に於て甚た煩勞なるものあり。此故に人が銀行紙幣を視る恰かも金銀貨の如く又是を銀行に貸附すれば盜難火難を免れ別に利息を得るにも拘にらず久しくこれを掌握して敢て放たざりしなり。之れ即ち銀行紙幣の流通は吾輩夙に實地に目撃するを得ると雖ども金銀預托の事は之に後れて起る所以の第二なり。此重要なる二理由あるに由り預金の慣習は其の起るや遅く紙幣の流通は其の行はるるや早し。而して二者の行はるゝや皆

に早晚の關係あるのみならず、第二は即ち先導者たるが如し。此理他に非ず。若し夫れ人民にして巨額の銀行紙幣を久しく所持するに於ては遂に自から悟る所ありて言はん、余は夥しく銀行紙幣を有す、而して之を有するも之を預くるも銀行を信するに至ては淺深なし、若し之を有して疑ふを要せずんは之を預くるも亦疑ふを要せざるなり。余は既に銀行を信用して吾財産を預くるに足るとなせり、然らば其の紙幣を用ふるのみならず又之を預くるに於て決して特別に危険あることなし、吾掌中に握りて銀行紙幣を保藏せんよりは寧ろ之を銀行に預托し以て火災盜難を免れ以て幾分の利息を博するに如かざるなりと。此事は理の甚だ親易きものなれども尋常の人民は之を見るの明なくして或は暫らく或は永久に金銀の預托を以て甚だ危険のこととなすならん併し乍ら遂には覺悟する所ありて預金をなすに至る。さて之を爲すに至ては紙幣の額は大に減少し預金事業は隆盛に赴くべきなり。

是に因て之を見れば諸君は第一に銀行紙幣の流通は先きに發行し金銀預托の事は次て起る所以を知らん。次に銀行紙幣の流通は預金事業の隆盛を致す一大原

因なる所以を知らん。請ふバチットの説を借りて之を論せん。其の大意に曰く『今日に於ける蘇格蘭は預金事業の最も盛に行はるゝ所なれども數十年前に在りて銀行の利益は只紙幣の發行よりのみ起れり。就中近頃蘇格蘭銀行と合併したるダンヂー銀行の如きは千七百六十三年を以て始めて立ち爾後三十年の間は他人の金銀を預りたるとなし加ふるに送金事業と雖ども甚だ微々たりき。千七百九十二年に及ひ始めて金銀を預りてより漸くにして今日の隆盛を致したり。英國に於けるも亦然り。千八百卅年に至る迄は英國の銀行家は唯紙幣發行を以て自己の利益の泉源となせり。降て千八百四十年に及ぶも預金の事業尙ほ未だ振はず。此故に千八百四十四年前後に於て大に行はれたる銀行論は獨り紙幣のみに止まり一言一句も預金事業に論及したるとなし。佛國に於ても亦た然り、李佛戰爭以前に於ける佛國銀行の紙幣は五千九百二十四萬磅にして其預金僅に二千七百十二萬七千磅なり。降て今日に至るも預金の金額は此時と相距る遠からずして銀行紙幣の額は殆んど一億一千二百萬磅なり。故に千八百六十五年を以て佛國國會に起りたる銀行論は大に紙幣發行のみに傾き夫の預金事業に至ては措て

論せざりしなり。獨國に於けるも亦然り。北獨逸戦争の頃にてや紙幣の額は殆ど三千九百八十七萬五千磅にして預金の金額は僅に六百四十七萬二千磅なり。今日に於ても紙幣の額は六百萬磅にして預金の額は僅に八百萬磅なり。其の他瑞西の如き和蘭の如き皆此類なり。又以て銀行紙幣の發行は夙に起り預金事業は後れて起る所以を知るに足らんと』。

吾輩は更に歩武を進め預金事業の盛に行はるゝと否とは之か先を爲すの銀行紙幣か民間に流融するの多少に依つて岐るゝの實例を擧げ以て紙幣の流通は預金の慣習を引き起すことに於て大に効力ある所以を示さん。バヂャット又曰く

『見よ佛國銀行今日の負債は合して一億二千七百萬磅にして内一億一千二百萬磅は是れ發行紙幣の員數なり。而して預金の額は僅に二千五百萬磅なり。然るに今日の瑞西に在りては銀行紙幣の總額は七十六萬一千磅にして銀行預金の總額は四百七十萬磅なり。今や顧みて何故に預金事業の隆否此の如く異なるやを問ふに佛國に於ては紙幣を發行するの權利ある者は唯一の佛國銀行あるのみ。而して此銀行は巴里府下に棲息するに因り此銀行に従事するの人は地方の人物

他方の事情を知ると甚だ詳密ならず。是を以て此銀行若くは其の支店にして紙幣を貸出さんとするも明瞭に借方の性質を知らざるを以て敢て大に貸し出さず。而して銀行紙幣を世間に流通せしむるの方法は貸出のとを以て第一と爲す。去れば大に貸出を爲ざる佛國銀行の紙幣は遍ねく全國に流通せざるは蓋し偶然にあらざるなり。之に反して瑞西にては紙幣發行の權を全國の中央に集めずして之を地方に分つと昔日より然り。是を以て各地方に於て其の事情に通曉するの人が相謀つて銀行を設立し紙幣を發行して以て其の信任する處の人に貸附するを得るなり。故に今日の瑞西にては預金事業甚だ盛にして紙幣銀行稍々少なしと雖も昔日に於ては紙幣の全國に流通する實に夥多なりき。佛國の紙幣は流通少なし。故に之に隨つて起る預金事業も亦た振はす。瑞西の紙幣流通は甚だ多し。故に之に隨つて起る預金事業は亦た大に振ふ。由是觀之紙幣の流通は實に預金事業の好先導と云はざるを得ず。蓋し獨逸及び和蘭に於て預金事業の振はまして獨り英國に於て大に振ふ所以は其遠因は姑く措き其の近因に至つては實に同一轍に出づるか如し。但し獨と和とに於ては發行の權必ずしも一方に偏倚

せずと雖も其國情たる擾亂の間に在るを以て人々相互の信用甚た少なし。人皆謂らく吾人若し大に銀行紙幣を有するあらは何ぞ知らん明日に於て國家干戈秩序紊亂幾萬の紙幣も盡く無價の故紙に化し去らんことを。然らば即ち賣買取引の際勉めて正金銀授受を計らざる可からざるなりと。人民の思想此の如くなるか故に紙幣の流通甚た僅少にして英國と同日に論す可からず。而して英國にては預金事業振ひ和蘭獨逸に於て此事業の少なき所以も亦大に繋りて此點に在り」と。

其六の説明 凡そ産業に従事するものは各地各土の人民と賣買取引をなすか故に時ありては遠方の土地に向て金銀を拂ひ以て其の義務を盡さざる可からざることあり。此の如き時に方り人を雇ふて其の土地に至らしめ金銀を以て其の負債を拂はしめんか多分の危険と費用とを免かれす。然らば即ち驛遞の配達に依頼せんか是又大に煩勞あるを免かれす。獨り銀行なるものは公衆の因て以て遠方の負債を拂ふの機械には甚た便利なるものとす。

例へば甲縣に甲と云ふ商人あり。乙縣の乙に負債を返還せんとするや必ずしも正金を以て乙縣に運送するに及ばず。甲縣若くは甲縣の近傍に設置しある銀行に金銀を拂ひ込めば乙は乙縣か左なくは其の近傍なる銀行にて其の貸金を請け取り己れの權利を全ふするを得ることあり。今其の法を掲ぐれば重立たる者三つあるに似たり。

第一、銀行は支店の設置を利用して公衆の爲めに遠方の負債を返還し得るなり。例へば乙縣の乙銀行をして甲縣の甲銀行の支店なりと假定せんに甲は甲銀行本店に金銀を振込み送金の爲替を受取りて之を乙國の乙に遞送すべし。乙は之を乙銀行即支店に持參し金銀と引替へ己れの權利を全ふするを得。若し甲銀行を支店とし乙銀行を之か本店となすも又甲銀行と乙銀行とを共に或る他の銀行の支店たらしむるも齊しく二者の間に密着の關係あるに因り能く送金の器械たるを得るなり。

第二、銀行は代理店の設置に因り送金の役目を勤むるを得るなり。若し乙銀行を甲銀行の代理店たらしむるときは假令二者の間に本店支店の關係なしとするも猶ほ此事を爲す。即ち前例の甲は甲銀行に金銀を拂ひ込み其の爲替を受け取

りて之を乙國の乙に渡すときは乙は甲銀行の代理店乙銀行に之を持參し金銀と引き替ゆるなり。且つ又甲銀行と乙銀行とをして直接に本店代理店の關係を有せしめざるも第三の場所即ち丙縣に於て此の兩銀行の代理店が共に營業をなすときには又負債を返還し得べし。其の方法はと問へば甲は甲銀行に金銀を拂ひ込み送金を依頼し乙銀行に宛てたる爲替を得て之を乙に送る。甲銀行は丙縣に在る己れの代理店に命令し同縣乙銀行の代理店に同額の金員を拂ひ込みしむるか然らずんば之を己れの借金となし以て送金を委任し乙銀行の代理店は之を乙縣に在る其の本店に通知す乙は豫て甲より受取りたる爲替を乙銀行に持參して其權利を全ふするなり。

第三 銀行は銀行紙幣を利用して送金爲替と同一の作用をなさしむるを得るなり。若し甲銀行と乙銀行とをして本店支店の關係が若くは本店と代理店との關係を有せしめば甲は其の發行の紙幣を乙に遞送す乙は之を甲銀行に持ち行き以て金銀と交換するなり。

蓋し銀行に於て其の事業をなすとするも若し正金運送の費用多ければ固より其功能少なし。然れども實際に於て其の費用甚た少なく至極些少の郵税と手数料とを受け取れば公衆の爲めに遠方の負債を返還するを得るなり。其の次第を問へば他なし。本店支店の間支店と支店との間又は本店と代理店との間には所謂取引帳なるものゝ制度を用ゆるに因り假令公衆の爲めに返還の義務を盡すも其の都度々々同類の金圓を運送するの必要なく大抵は帳消し消合ひの法を以て之を節省するを得るなり。又之を運送する時も銀行は尋常の人民と異なり此事業を職業となすが故に多分の費用を要せず。况んや乙は金銀を受け取る權利を得るも常には之を引き出さず却て之を預托するに於ては金銀の運送を要すると多くあらざるに於てをや。

以上論し來る所に因て銀行が一國の經濟に重大の利益を與ふる所以は已に瞭然たるへしと信す。尙ほ茲に多數人か同一の銀行を信用するときは銀行の公益愈増加する所以を論じ置くべし。

銀行が一國經濟に向て與ふる利益は上來既に之を詳述せり。而して若し夫れ多數の人に於て同一の銀行を信用し餘財多く此に蒐集し其の賣買取引は大抵此所

にて發行する引出切手及此所に備へある預金帳簿の振替に因て結了せらるゝと
 とならば銀行の効益は最も著るしきに至るべし。試みに英國を見よ。英國に在
 る英蘭銀行は英蘇愛三國の人民の共に信仰する所なれば其の人民苟くも餘財あ
 らば或は直接に之を此大英銀行に預托す。假令直接には己れの棲息する地方の
 銀行に預托するも間接には同じく大英銀行に向つて幾分の財産を預くるなり。
 例へば倫敦府下に櫛比羅列する諸銀行は皆な非常或は尋常の要求に對して豫し
 め準備をなすと雖も準備金として備へ置くは唯是れ通常一部分の準備金のみに
 して夫の巨額なる非常の準備金に至ては悉く之を大英銀行に預托するなり。何
 どなれば大英銀行は最も安全の預金所なりと人々の認定するに因り非常準備金
 の如きも無益に之を各銀行の匣底に保藏し置くより之を大英銀行に預け之か得
 意先となり有事の時には之を引き出すに若かすと各銀行に於て思惟すればなり。
 而して地方の銀行に關しては同一の理由に由りて銀行の準備金を大英銀行に托
 する者も之れ有れども或は倫敦にある他の銀行を信用し之に餘財を預くる者少
 なからず。然れども已に述べたるが如く倫敦にある他の銀行は其の準備金を大

英銀行に預くるか故に此種の地方銀行も間接には大英銀行に預金をなせるに同
 じ。斯の如く倫敦にあると地方にあるとを問はず總へて大英國の銀行は大英銀
 行の預け主なるか故に英蘇愛三國の人民も亦然らざるを得ず。何となれば總て
 (の銀行に於て預る所の資金は是れ重に合衆王國人民の委托する者なり。
 さて箇様に英蘇愛三國の人民か直接に或は間接に大英銀行に預け金をなすか故
 に英國銀行制度の妙用殆んど其の極所に達せり。其の次第は左の如し。
 (甲) 合衆王國の重なる賣買取引は大概金銀を用ひず大英銀行の帳簿上に於て振
 替をなせば可なり(此事の詳細に至りては引出切手及交換所を論する章を參看す
 へし)。之か爲に金銀の使用を節省する若干そや。若し甲銀行と乙銀行とは大英
 銀行を信用するも丙銀行と丁銀行とは之を信用せざることをあらは四者の間に於
 て手形の交換をなすも差引残高の支拂は通貨を授受せずんば行なはれ難し。
 (乙) 合衆國の人民は大英銀行の紙幣を授受すること恰かも正金銀を授受するが
 如く毫厘も疑念を挟まざるなり。此時に此銀行紙幣か得難く運送し難き硬貨を
 代表して其間に流通し貿易の媒介を勤め爲めに交易を進捗せる幾くなるを知る

可からず。若し甲と乙とは同一の銀行を信用せざるるときは甲乙間の取引は銀行紙幣を以て結了し難し。然れども全國皆同一の銀行を信する時は大抵の取引は紙幣を以て完済し得べきなり。

(丙) 合衆王國の資本大いに此銀行に集合す。是を以て大資本を卸して大事業を起さんとして相當の見込ある者は其の邦人たると外人たるとを問はず此に來りて借用するを得るなり。但に之れのみならず苟も外國貿易不平均にして金銀の濫出するが如き場合ならざるよりは資本常に充滿するを以て尋常日用の事業をなさんとして資本なきに困却する者も亦此に於て之を借用するを得るなり。若しも多數の人民が信用を同一の銀行に置かす分れて其の資本を各所の銀行に預くるならば資本の充滿する豈に今日の如きとあらんや。

(丁) 非常準備の事は之を措き尋常準備金のみに就いて云ふに銀行に於て尋常の要求に應ずる爲めに備ふる準備金の必要額を減少し運用資本の多きを見る。一方には一國の生産を益し他の一方には一般の預主に向つて一層多分の利益を與ふるなり。蓋し各銀行に於て大英銀行を信用すればこそ手形交換の事も行はれ

て貨幣の必要も減するなり。若しも然らざるときは貸借の結了は金銀を用ゆ可し。假令紙幣或は引出切手を用ゆることあるも之を發行せる銀行に持參して返還を要求する必要増加せん。果して然らば準備金を増さざるを得ず従て自ら利息を得ると少なく従て公衆に對しても利息を與ふること少なきに至るなり。以上は英國の實例なり。讀者之に因りて深考を回らすときは銀行の利益と及其の利益は人民が同一の銀行に信用を置けば愈増加する理由とを覺悟し得へし。

第三章 政府が銀行に對する政策を論ず

第一節 銀行の危害

銀行の利益は頗る大なり。然れども退て之を考ふるに天下多數の人民が悉く同一の銀行を信するに至れば爲めに銀行の効益を増加すへしと雖も又甚た危険の之に伴ふあり。若し其の銀行にして責任を盡すと能はざる場合に陥るらば之を信する諸銀行及其の他の權利者は間接に或は直接に甚たしき損失を被むらざるを得ず。又他の一方に向ては從來此の銀行或は此他の銀行より資本を借用して商業を営みたる商人の如きは突然其の資本の源泉を失ひ亦相次て破産せざるを

得す。之を形体的に喩ふるときは銀行が世に成り立つ有様は恰かも圓錐形を倒にしたるか如く其の基礎は至て小なれ共其信用の作用大なるか故に其の仕掛けも成り立ち居れり。故に僅少の現金を基礎とし其の上に廣大なる信用の繋る者あり。言を換へて之を云へは非常の多額借金を僅少の現金にて維持し居るなり。今若し貸借の多寡を計算上より見る時は銀行は借りたる金銭を貸し居るとなるか故に貸借共に其の額同一にして而して其借金を支拂ふには貸金を取立て之れに充つるを得るか故に格別借金の支拂はれざる様の不都合なきに似たり。然れども銀行にて紙幣或ひは預金の集まりたる分を貸し出す時は概ね定期貸しを以てし其の最も永きに至ては年餘にも亘たる分あり。然るに之れに反し銀行の重なる借金は其の期限定まらずして要求拂ひの分多きなり。故に何時取付けらるゝやも知れざれば豫しめ幾分の準備金を置くなり而して此準備金にて其の要求に應ずることを得ざるときは素より何の申分もなしと雖も若し準備金か不足のときは一方の貸金を取立てゝ之に應ずる譯には行かざれば大に困難を來すなり。例へは今十萬圓の紙幣を發行し(即ち世人の金を借るに同じ)て出すときは其

の紙幣たる勿論何時取付けに來たるとも之れを支拂ふと云ふ約束を負ふ所のものなるか故に銀行か自分に之れを利用して世間に出さんとするに當ては前以て準備金を備へ置かざる可からず。又た預金の集りたる分も悉皆は貸出さず平生其の額の三分の一位をは之を自分の手元に留め置き預け主より受くる不時の要求に備へざるべからず。蓋し銀行の貸金は期限が來たらざれば再たび手に戻らされども銀行に對しての公衆の取付けは不時にして且何時にても支拂はざるべからざるか故に銀行の借金と準備金との差額大なれば大なる程銀行の利益も又多けれども之れには又た以上の如き危険が随伴し來たるなり。

然り而して今之を歐米の實例に徴し彼の國人の同じく信用する銀行が其の義務を盡すと能はずして不景氣、不融通、不信用の極則ち世の所謂商業上の危急なるものを引起したると是ありやと問はゞ曰く有りと答へざるを得ず。實に大英銀行の如きは千八百二十五年同じく三十七年同じく四十七年同じく五十七年及同じく六十七年の諸年に於て其の負債返済の義務を盡さず爲めに全社會を擧げて殆んど破産の慘狀に陥れたり。米國にては一箇の大銀行ありて全國人民の信用を

收攬するもの之れなしと雖も同一の銀行にして多數人民の金銀を預るもの少しとなさす。而して此諸銀行が相率て倒産の慘狀を呈出したるは決して一回に止まらず。千八百〇九年同く二十五年同く三十七年同く五十七年若くは六十一年同く七十五年の諸年に於て米國の重も立ちたる銀行は其の返済の義務を盡す能はず、社會の不景氣不融通を惹起し産業上に非常の危急を來したり。然り而して銀行が返還の約束に背戻すること其の原因は姑らく置き其の近因は恐慌の二字に在り。抑、恐慌とは英語の所謂パニックを譯填したるものにして其の意義の所在を考ふるに他なし。某々の銀行は此頃其の準備甚だ減少したるを以て焉ぞ近日の内に預け主の要求あるものに應じて返還の義務を盡す能はざるに至らざるを知らんやとの疑懼なり。蓋し此疑懼の念一度公衆の心を冒すに於ては忽ち其の道理心を弱らし敵軍の襲來と風聲鶴涙も辨別する能はさらしむ。此故に恐慌の情念一度公衆の腦漿を壓制するに於ては人皆狂奔癡走周章狼狽して銀行に至り一時に義務を盡さんとを命す。然れども銀行事業の性質たる他人の金銀を預て之を匣底に藏むるにあらす更に別人に貸附して利息を收むる者なりとせば銀行と雖も豈に突然の大要求に應ずるを得んや。其の返還の約に背戻すると素より期すべきとなり。

今や更に進て此恐慌の依て起る原因を問へは實に千差萬別にて一言以て命指すへからず。而して之を古今の歴史に徴するに二三の銀行ありて先づ失敗をなし爲めに世人をして疑懼を他の銀行に及ぼさしめたるともあり。或は外敵襲來の風説ありて一般の不安心を來たして銀行の上に不信用を惹起したるともあり。其他の原因枚擧に暇あらされどもその重なる者は投機熱に基く、投機事業の瓦解の爲め之と關係ある銀行の破産と及貿易上の不平均とに原因するを以て常となす。蓋し貿易の恰も其の平均を得る時に方てや金銀の出入殆んど無からん。然れども一國の輸入遙に輸出よりも少なきが如き場合あらば金銀は即ち濫出せざるを得ず。而して平常に於て社會の金銀は大概銀行の匣底に藏まり信用の書類之に代て世間に流融するが故に濫出の金銀は即ち銀行匣底の金銀にあらざるを得ざるなり。

是に於てか金銀が銀行の匣底を去て皆外國に赴くを見れば公衆は忽ち疑懼の情

を發して某銀行の準備金は既に此の如く減したり、焉んぞ知らん其銀行は須臾の間破産せるを、其未だ破産せざるに先たち連りに金銀を引出すに加かずと。即ち狂奔して銀行に至り返還を要求す。果して此の如くんば銀行の困難思ふべし。其の金銀は唯に外國に出づるのみならず其の幾分は去て公衆の掌中に入らざるを得ず。然らば即ち銀行の倒産は決して怪むに足らざるに非ずや。

第二節 預金銀行の危害を豫防する方法を論ず

吾は既に銀行の公益を説き且つ又た之が公害を論したり。今や此公害を避くるの方策を講究す可きの時期に際せり。然り而して之を講究せんとするや豫め銀行事業の危険を分て二種となすを便宜なりとす。

(一) 發行銀行の弊害

(二) 預金銀行の弊害

言を換て之を云へば一は紙幣交換の要求に應ずる能はずして爲めに危険を惹起すこと是なり。二は預金返還の要求に應ずる能はず爲めに危険を惹起す事是なり。然れども紙幣交換の結果と預金返還要求の結果は殆んど同一にもあり且つ

は紙幣のとは後章に論ずるが故に茲には單に預金銀行のとのみに付て論ずへし。今ま銀行が一度に紙幣を取付けられ若しくは預金の返還を申込まるゝときは立派なる大銀行と雖も忽ちに破産し、從て此下に在る諸銀行及び諸銀行の關係ある金融會社續々相踵て仆るゝに至れば其の害や世間一般に蒙らざる所なし。左れば政府たる者は宜しく之れが救助に干涉すへきものなりとの論生するなり。而して此論分れて二となる。

(一) 紙幣に關する監督

(二) 預金に關する監督

政府が預金に對して如何なる監督を施すを可とするやとの議論は甚た六ヶしき處なれども是迄の學者並ひに實際家は専ら紙幣の方にのみ注意し銀行論の著書の如きも大抵は紙幣論に外ならず。然れども預金のとたる極めて肝要なるものにして銀行の興廢に關する所甚た大なり。元來紙幣と預金とは殆んど其の性質を同くし双方とも準備金を銀行に備へ置くものにして預金を支拂ふと能はざるるときも其の結果は紙幣を支拂ふと能はざるるときと少しも異なる所あらず。

殊に我國の銀行が閉店若しくは停止若しくは合併等の不幸に遇ふも皆な預金を取扱ふ方法の宜しきを失するに由來すると多しとす。他の一方の紙幣取付の如きに至ては斯くの如きとなく國立銀行の紙幣は日本銀行にて引受くるのみならず抵當物として公債證書を大藏省に預け居ると故縱令銀行は破産することありとも反古紙とならず。左れば國立銀行に向て紙幣を取付くものとは之れなきなり。只預金に至ては何人も之れを保證するとなきが故に時々取付けあり。而して銀行が失敗するも此預金を支拂ふこと能はざるに出づるなり。即ち銀行の事業たる最初は紙幣發行の方なれども世間の有様の發達と共に預金事業の必要は益々大なるものなり。夫の紙幣を發行するは固より必要の事業なるに相違なれども今日に及んでは預金のとも決して紙幣發行に譲らざる重要な銀行業たるなり。此の預金に付て政府の政策を論ずるに二あり。

(一) 放任論

(二) 干涉論

放任論者の主唱する所を聞けば曰く『金を預かり若しくは貸出しするは元と是れ

一種貸借の契約たるに過ぎざれば政府は宜しく之れを放任すべく決して干涉を爲すへからず。若し之れに干涉するときには理屈上八百屋器械商其の他百般の商業にも同じく干涉せざる可からざるに至るへし。何となれば八百屋器械商其の他の如く銀行も一箇の商業たるに外ならざればなり。元來政府が八百屋其の他通例の商業に干涉せざる所以は他なし。商人等は自己の利益よりして十分商業上の徳義を守り亂暴なる事を爲さず而して又其の一方に於ては買人は自己の損益に關するとなるを以て賣買の際十分の注意を爲すへければなり。若し夫れ之を以て八百屋以下を放任し置く理由なりとすれば更に銀行に對しても同一の理由を推し及さずんはあるへからず。則ち銀行も一の商業なれば優勝劣敗の理を鑑かみ銀行者も自から猛省して謹慎を加へ而して顧客も其の取引に充分干涉すへければなり』と。

之に反して干涉論者は曰く『大凡そ銀行業は其の仕掛け頗る大なる者なれば通常の商業と同一視すへきに非ず。通常の商業なれば取引するに當ても相對の相談に打ち任せて可なれ共銀行業に至ては然らず其の仕掛けも大に其の事業も入り込

み居る事故一私人に取引の際に一々銀行の身代の確否や内幕の事情を詮索する譯けに行き兼ねるなり。故に政府は之を放任し置く可らず。例へば時計商が時計を賣買するか如き單純なる場合に於ては時計商は悪しき品物を賣らは其の事忽ち現はれて自分の店の不信用を來たさんと云ふとを恐れて敢て不徳義のとは働かざるべく又顧客は十分品物を吟味して買ふか故に假令時計商が不徳義の所業を爲すと雖も其の奸計に陥ることなかるへし。故に此際には政府加之に干渉するに及はず獨り時計商に限らす其の他之と同じき通常の商賣の場合なれば夫れにて可なれども特別の場合には左様の譯けに行かざるとあり。夫の航海業の如き則ち之なり。蓋し航海業とるも畢竟一種の商賣に相違なき故に前の場合と同様なるに似たれども然れども茲には他に考ふべき譯柄こそあれ即ち船舶が堅牢なるや否やは乗客思ひ思ひの勝手に任かすへしと云は、云へ本來是等のとは乗客か知るとを得ざる故に政府は宜しく豫てより船舶を検査して其の堅否を鑑定し客人を乗するも安全なりと思はるゝ船丈けに營業船たることを許して以て一船の危険を防ぐへし。若しも之れを放任し置くときは公衆は造船術に暗きか爲

めに誤て脆弱なる船に乗込み破船沈没の危難に逢ひ甚たしきは千百人の財産生命を失ふとあり。今日遞信省にて船舶のとに干渉するも此理由に出でたるに相違なし。而して彼の銀行業に至ても公衆は敢て深く銀行の事を知らざるを以て妄りに不確かなる銀行と取引し遂に損失を爲すとあり故に政府は平生銀行に干渉し公衆を保護すると必要なりと。

右二つの議論の中何れが策の得たる者なるやと云ふに之を決するにも多少の議論を要するなれと概して云ふときは先づ放任論の方可なりとす。何となれば船舶の如き有形物なれば政府加之に干渉するも甚しき誤謬なきを得へし。併しながら無形の信用を基礎とする銀行業に至りては政府が一々之れを判別せると甚た覺束なきなり。若し果して政府が預金に關し相當の干渉を爲さんと欲せば如何なる標準に依るべきや到底是れぞと云ふ標準は得難かるへし。例へば法律を以て預金の準備金を預金に對する三分の一に規定し是非共之れだけを銀行に備へ置くことを命するも金融の都合に依りて銀行者は此高より上下せされは實際不便なるとあるなり。即ち或時は三分の二の準備にては不足なるともあれば又或

る時は多きに過ぎ貴重なる金銭を全く無駄に遊ばせ置くに同じきともあらん。加之ならず此方法は紙幣の準備に比例準備法を設けしむると同一の弊害あるを免かれず。何そや、他なし元と準備金は機に臨み變に應じて之れを使用すればこそ之を備へ置くの必要あるなれ。若し三分の一丈けは必らず保存せよと云はんか危急の場合には準備は十分ありながら使用するを得ずして徒らに破産するともあらん。左りどて又た之を使用すれば法律に違背する責を免かれず豈に不便ならずや。尙ほ其の他にも弊害多きとなるか要するに銀行の如き掛引の敏捷を要する事業に干渉すれば政府は單に其目的を達せざるのみならず若し之れに干渉すれば銀行者の自由の働らきを妨害し兼て其の發達を妨害すると少なからざるか故に我輩は通例の商業に於けると均しく銀行業に關しても政府は放任の政策を取らんとを希望するなり。

殊に政府が其干渉を慎むべきは銀行か尙ほ幼稚なるときに在り。其の幼稚なるときは兎角政府は之を保護せんとの意より或は又其の他の事情より之れに干渉せんことを企つるものなり。然れども是れ甚だ後ち後ちに不都合なるとにして

若しも一旦此時に干渉を初むれば是れを雙方の惡因縁となり後世に至り其の不都合を見出し其の關係を絶んと欲するも絶つへからざるに至る。

然れども從來各國政府は大抵此失策に陥るれり。即ち政府は或る一二の銀行に初めより特權を與へ或ひは之れを保護し政府の財政の欠乏するときは之れより借金し餘裕あるときは又之れに預金し終始相提携し來たりたるか故に今日に至ては如何にも分離し難き譯柄とこそはなれり。されば政府と銀行とは殆んど一身同躰の有様となり若し銀行にして破産すれば政府も從て破産の域に沈まざるを得ざるを以て政府は種々様々の方法を以て之れを保護し且つ其の破産を防がざるを得ざるに至るなり。

斯くの如き結果を生ずるか故に之れより後ちは其の銀行は半官半民の事業の様に相成り人民は此銀行を見ると他の銀行の如くならず却て此銀行を以て政府と同一視するに及び此の銀行は遂に銀行會社の專制君主として仰かるゝことゝなるなり。英國の大英銀行、佛蘭西の佛蘭西銀行、日本の日本銀行の如き皆な然り。英國に在ては公衆盡く大英銀行を以て金融市場の專制君主と思惟し諸銀行も皆

な之れと拮抗する能はず、止むことを得ず之れを己れの首領として立て置き何事も之れに依頼するの有様ありて諸銀行の準備金も此の大英銀行に輻輳し大英銀行は今日英國中各銀行の準備金の倉庫と爲り居れり。されは各銀行は勿論公衆の運命大英銀行の運命次第にて決することにして而して一朝大英銀行破産するときは各銀行や公衆が大なる損失を被むるのみならず政府も亦た破産の域に陥るるか故に政府は今日大英銀行の紙幣發行のとのみならず預金事業に迄ても種々干渉し居るなり。

蓋し特別保護なるとは商業上の一大害物にして若し此事あれば社會の競争を杜絶し商業の發達進歩を害すると幾許なるを知るへからず。故に我輩は銀行業に付ても之れに干渉し若しくは之れに特別保護等を與ふるとなく初めよりして斷然之れを放任せんとを希望す然れども一旦各國政府の如く干渉政策の失計を履み來たりたる以上は最早致し方なし。此上は今更之れを止むる譯に行かざる故に只其特別の銀行に特別の責任を負はしむるを爲さざるへからず。茲に謂ふ責任とは何そや。則ち恐慌の起りたるときに當り其特別銀行則ち中央

銀行が恐慌鎮定の責に當るが如きその最も大なる者なり。而して此責を盡す方法如何他なし凡そ藥は病に應じて與へざる可からず恐慌鎮定に於ける又然り。先づ恐慌の因て生ずる原因を知り而して後ち相當の救濟策を講せざる可からず。その原因に種々あり然れどもその最も重なる者を金銀濫出の場合とす。

銀行は果して此場合に當ては如何なる策を廻らすべきやと云はゞ曰く他策あらず只金利を引上ぐるのみなり。蓋し金銀が海外に流出する原因は敢て一種に止まらず或は償金を外國に拂ふ爲めのもあれば或は外國に貸金を爲せし爲めのもあらん然れども普通一般の場合には外國貿易の不權衡より爲替が我れに不利となる故に出づるなり。而して斯く外國貿易が不權衡となり兼て爲替の不利を來す者は多くは金銀が内國に於て外國より其價安きに坐するものなれば此爲替の不利を治療し以て金銀の外出を防ぐには金利を高くし資本の報酬を内國に高からしむると甚だ相當の方法と云はざる可からず。物品は價の高き所に向て需用を求むることは經濟上明瞭にして疑を容れざる事實にして而して資本も亦一種の物品たるに外ならざれば其の利高ければ資本も必らず之れに向て注入する

なり。故に金銀が外出するとき當て銀行が利息を引上げ相當の點に至らしむれば銀行の庫中を出て、外國に赴かんとする金銀も其利息が高くなりしか爲めに暫く銀行に止まるべく而して外國に在る金銀も其價の高きを見込んで續々内國に入り來るべきなり。此金利を引上る策は英米の各銀行にて近時往々施したる金銀回收の方策にして未だ曾て其の効果を奏せざりしとあらざるなり。然れども右に述べたる金利引上げの方策は英米の如き文明國に施してこそ忽ちに其効果を奏するなれ、未開國にては實際之れを行ふも必ずしも効果を奏せざるの事情あり。蓋し彼の英、米、普、佛等の諸國に於て商業上の信用互ひに成立ち且つ銀行事業も大に發達せるが故に諸國間の金融は互ひに融通流轉し金利英國に高きときは其の安き三國の銀行は直ちに英國に向て注入し佛國に高ければ又佛國に流入し其の間敢て其流動を妨害するものなし。例へば英國の大英銀行は皆に英國人が之を信用するのみならず佛、米、獨逸等の諸國の人民も亦同しく信用せるが故に大英銀行にて一旦金利を引上げたるを見るや他國人民は直ちに其の金額を英國に送り其の金額は大英銀行の庫中に輻輳するなり。然れども日本や魯

西亞に於ては事情斯くの如くなる能はず。英米諸國人は尙ほ日本や魯西亞を以て未開の國と思惟し居るのみならず實際此二國には未だ他國の信用を繋ぐに足る程の銀行も之れなきが故に利金高きも英米の金銀は之れに注入せず。例へば日本にある日本銀行は未だ英米諸國の人民の信用を得ざるが故に日本銀行にて金利を高くして借入れんと廣告するも英米人は心を動かさず從て其の金銀は日本に入り來らざるなり。

以上に述ぶるか如く日本等にて金銀外出する時に當り假令ひ銀行にて金利を引上んとするも其金銀を呼戻すことを得されば銀行は果して如何なる方策を施さば可なるや、銀行は徒らに自己の運を天命に任するの外なきが、將た他に施さすべき方策あるか此等の場合に際したるときは勿論銀行は座して其の破産を待つ譯に行かされは如何にもして其救済策を發見すると實に肝要なり。

是に於て從來日本にて二種の方策を案出したり。即ち一は豫てより準備金を多く保藏し置くべしとの説及び一は正金を積み置くも結局同しと故に金貨爲替を積み置くべしと云へるの説是れなり。尤も右の内第一法は内國にて多く金銀を

産出するときには可なれども然らざる以上は此の方法を實行するに付ても更らに金錢を取寄する方法を前以て講せざる可からざるものなりとす。

而して從來日本にては豫め金銀の準備を貯へ豫て金銀外出のときに應せん爲め金貨爲替買入れのを行ひ來たりたるか其の方法は左の如し。即ち日本にては器械其の他の物品を外國より輸入すると多ければ輸入か輸出を超へて金銀か海外に流出する傾きあり。是に於て正金銀行にて豫て爲替を買込み置くなり。而して其の爲替は如何なる者かと云ふに横濱の輸出商か外國に宛て發行したる金貨爲替なり之れを買込み置くときは金銀外出し恐慌か起らんと欲する場合に際し之れを以て外國へ負ふ借金を支拂へは正金にて拂ひ渡たすも同様なり。扱て正金銀行か此の爲替を買入るゝには如何なる手段に出つるか云ふに横濱の商人か外國宛の爲替を發行して之れを賣拂ふに當り若し之れを自然に放任するときは正金銀行は之れを買入るゝとを得ざるなり。何となれば横濱には外國人の手に成れる銀行にして外國に關係を有する者あれば正金銀行よりは安き割引にて買取ればなり。百圓の爲替を一圓の割引にて九十九圓にて買取るとすれば正

金銀行は之れより高き割引にては買入るゝ能はず。已に爲替を買入るゝと能はされば爲替を積み置く能はさるか故に此目的通りに爲替を積置かんとせば外國銀行よりは安き割引にて爲替を買入れさる可からず。然らば正金銀行は外國銀行より安き利息の資本を用ひ以て爲替を安く割引するを得るやと云ふに平生高利なる我國のと故通常なれば素より正金銀行は外國銀行と競争して之にて打ち勝つとを得ざる等なれども只々二三年前迄には正金銀行は政府の保護を受け政府の金を無利息にて使用したるか故に安く外國爲替を割引して其營業を維持し得たり。然るに其の後政府の金は都合により正金銀行より引上くるととなりしが故に今度は日本銀行より低利を以て正金銀行に資本を貸し付け結局日本銀行にて正金銀行の手形を再割引するととなれり。即ち從來は正金銀行にて爲替手形を一度割引するのみなりしを以後は年二歩の利息にて正金銀行の買入れたる爲替手形を日本銀行にて再割引するなり。故に正金銀行にては二歩以上にて手形を買入れ其歩合の違ふ丈け手数料に得る譯なり。百圓の爲替にて一ヶ年の期限なるときは四歩の割引にて九十六圓に割引し之れを日本銀行に持参し九十

八圓に再割引すると故其差なる二圓丈けか正金銀行の利益たるなり。斯くて千萬圓の爲替を多人數の輸出商か正金銀行へ割引を依頼するに當り正金銀行は他へ使用する金を一時流出し置くとなれば到底其金は日本銀行より出て、正金銀行は只其取次を爲すに過ぎすと知るへし。

右の如くにして日本銀行は爲替手形を再割引して之れを貯へ置くとなるか此れ政策の誤れるとは明瞭なり。何となれば即爲替を一所に積むには其の額面の金丈けは積む所より出て行く道理なればなり。假りに日本と外國と貿易上の權利義務か同額なる場合とせんか日本銀行にて千萬圓を積み置くときは夫れ丈けは權利の働きを爲さざる譯け故千萬圓丈けの義務者は何を以て外國に義務を盡すへきやの疑問起らざるを得ず。平生の如く爲替の賣手あらは之を買取りて送くるとを得れども此場合にては止むとを得ず正金にて送くらざる可らず。而して他の一方を見れば日本銀行よりも賣手に向ひて千萬圓を渡し居るなり。故に此策は無益の手續に止まり何程の巨額を貯ふるも恐慌の防き方とならざるなり。曾て七八年前に金貨爲替を積みて一方に銀貨の濫用したるとあるも實に此道理

に外ならず。例へは日本銀行に四千萬圓の準備金ありとせんか千萬圓丈け爲替を積みは準備金は即ち減して三千万圓となり四千万圓積みは四千万圓丈け爲替は入るも準備金は皆無となるなり。故に種々買入れの手續も結局無用の手續たるに過ぎず。

然れども茲に考ふへきは實際は全くの徒勞ならずして少しく利益ありし事なり。爲替を積みたる結果として若干の正金を日本銀行並に大藏省に積み即ち爲に實際は千萬圓も増加したりと云ふ。此利益は如何して生したるかと云ふに爲換の差即ち金銀の價に差を生したる爲なり。五六年前の頃に於て銀は益々下落するの傾ありしかば一時中止したりしかども再び下落し始むるの評判ありき。扱て斯く銀か下落すれば何故に利益なかりしかと云ふは金貨爲換を千萬圓積み居れば期限の來りし時金貨二百萬磅英國より取立て得へし。其二百萬磅の金を銀に直せば之を買取りたる時よりも餘分の銀あれば夫れ丈け利益となる譯なり。則ち最初横濱にて二千萬磅を兌換券にて時の銀相場にて買取りたるは銀相場の高き時なれば割合上金貨爲替を安く買取りたり。然るに其期限來りて拂ひを受け

たる時は銀相場下落して利益を得たり。銀貨五圓にて一磅買ひたるか期限に至りて一磅を取立て銀下落して五圓五十錢となれば五十錢丈は餘分のものなり。斯くして屢々買ひ常に下落して大なる利益を得たるなり。されは之れは得策なりやと云ふに日本銀行は爲換を得る爲めに無利足の金を貸し其の鑄造費、運賃、保険料、正金銀行に拂ふ手数料など種々の入費を掛けて試むるとなれば是れは銀行の職務に非ず銀行は相場に手を出さず幸にして利益あるも右の諸入費を差引けば實際左程のともなかるべく況してや銀相場の騰貴するに於てをや。併しなから其の策の善悪は扱置き金銀の差よりは利益あるとも之れあるへし。去れども爲換を貯へて準備金とはならざるなり。之を要するに正金銀行を保護して金貨爲換を買入るゝは徒勞たらずんはあらず。況んや輸出入を平均するか若しくは自分の國が借越となる場合には金貨爲替を積むも決して効用なく空しく手数料の損失となるをや。

更に一步進んで往昔の重金主義の説の如く貿易の有様を順にする時は貸越丈け積むも差問なかるへし。義務十圓にして權利十一圓ならは一圓丈けは匣底に残

れはなり。去れば金貨爲換を積むには第一に貸越の金ならざる可らず。彼の英國の如きは表面上は自由貿易起れども内實は保護策を採りて大英銀行に金を積む様に爲せり。夫れと同じく日本銀行も成るべく輸出を盛にして輸入を少なくし永く金を手元に置く様にせざる可らず。併しながら此方法も今日は行はれず、大英銀行にても斯る有様は今日は恐らくあらざるへし。大英銀行は高き利子にて輸入商に貸し安き利子にて輸出商に貸すと之れなくして全く自由に任せり。道理上右様のことはなき筈なり。若しも之を日本にて行はんと欲せば輸出商に恩典を與へざるへからず、又外國より輸入する物には重税を課して防禦せざるへからず。されども此策は今日實行すへからず。何となれば自分の國に行へは他國も亦復讎主義を採ればなり。況んや輸入品に重税を課すれば内地の人民に高き品物を買はしむることゝなるをや。又輸出商に保護金を與へ器械を貸すか如きも不經濟の策なり。縦しや多少の利益ありとするも差引すれば眞の利益ならざるなり。是等の點より考ふれば輸出を盛にして貸越の金を貯へんとするよりも斷然利子を拂ふて外國の資本を借入るゝに若かず。況んや輸出入を奨励して

貸越となるも此有様は永く續くべきにあらざして輸出入は平均の傾きを持つものなるをや。内地の産業を保護するを得るも輸出入の差は永續せしむへからず。其結果は輸出入の金高を少にするのみ之を自由にすれば之に反して金高多くならん。故に保護策を行ふも一方を伸張して一方減縮すべきにあらざり、輸出入共に減縮せんのみ。されば此場合に於ても金貨爲換を積むに無益なりと知るべし。然らば如何にして之を防ぐべき乎。固より臨機應變なるべきも茲に述べんと思ふは露西亞の財政策なり。前述の如く露西亞は金利を高くするも日本と同じく外國より金の入り来るにあらざれば斯る危急には公債とすれば信用あるが故に利息にして高ければ何人にも買取るべし。一個人には貸付けざるも政府が借る以上は露西亞にても土耳其にても自由に借出を得べし。されば金銀の濫出する時は公債を發行して之を外國人に賣却す。扱て露西亞政府は此金を如何にするかと云ふに銀行に貸付けて融通せしむるなり。故に銀行は金銀の濫出して信用墜んとするの虞ある時は大藏省に行きて此金を借り以て恐慌を防遏せり。是れ大英銀行か金利を高くして金銀を喚び込むと同様に唯外國の信用なきか故

に政府か會社に代りて借入れたるなり。日本も露西亞と同様に金利を上ぐるも外國より入金あらず。然れども政府にて借んとならは直に辨すべし、是れ維新以來屢實際に試験したる所なり。故に日本に於ても亦假りに政府の名を以て外國より借入れ之を日本銀行に貸すべし。是れ政府か保護人に立つ者と云ふべし而して其の使用法は大英銀行の使用法と同一にすべし。然れ共外國債は國の獨立に危険あり。併しながら返辨の方法にして確立せば敢て恐るゝに足らず。其の返辨は何を以てするかと云ふに日本銀行に於ては恐慌に陥りて一時融通に苦めども固り權利は之れあるなり決して金銀を無益に浪費して恐慌の起るにあらす。故に少しく猶豫を與ふれば貸金を取り立て、負債を拂ひ得べきなり。日本銀行が發行する八千萬圓の兌換券は決して無益に使用したるに非ず。され共一時に要求に遇ふ時は其の間に合はされども猶豫すれば交易の關係よりして貸金を取立てその義務を盡すを得べし唯無益に使用して不足の穴を塞かんが爲め金を借るは人民の租税にて保護するとなれば大に議論あるべしと雖も右の場合に引當てありての借金なれば漸次に返濟するを得るなり。之を借入るゝには例へ

は日本の商人が英國の商人に千萬圓の借金あらんか之を拂渡せば日本の金銀が減するを以て政府にて其千萬圓を借入れ輸出を防くなり。即ち英國の商人千萬圓の爲替を發行したれば英國の資本家は之を買取り日本輸入商の處に來りて兌換券にて受取り其兌換券を政府に貸付して大藏省の證文を携へて歸國するなり。併しながら右は濫出を防ぐに止まれり實際濫出したる後に於ては外國の資本家が現金を持來りて之を貸付するにあらざれば效用なきを以て少しく面倒なり之を要するに信用ある處にて會社自身に借り得れとも否らざる國柄にては政府が助力するの外良策あるを見ず。

政府にして一旦紙幣發行の特權を一二の銀行に附與し且つ其發行の紙幣に法貨同様の效力を附するときは政府は勉めて其紙幣交換の確實なるを圖らざる可からず。何となれば此紙幣の交換にして確かならず人民より取付けられたるとき銀行加之を支拂ふと能はされは人民は非常なる迷惑と損失とを受け社會を擧て不換紙幣の境界に沈むべければなり。故に政府は十分紙幣交換の確實なるを圖らざる可からざるの義務あり。既に其確實を圖らざる可からざる義務あり

とせば從て又此銀行に干渉を加ふるの必要あり。而して政府加之に干渉を與ふるの止むを得ざるに至るとあるも此銀行は既に許多の特典を享有せるとなれば其干渉に向て今更ら不平を訴ふ可からざるなり。

交換の確實と云ふとは銀行紙幣の第一要義なりと雖とも如何なる方法に依りて之れを發行せば果して交換の確實を保するに足るやの問題は随分重大なる難問題とす。而してマエボンス氏は此方法に十四種ありとて之れを分類したり。左に之を列叙せん。

第一總額準備法 此方法は金紙同額主義に依り紙幣を世間に發行したる丈の金銀を準備せしむるなり。蓋し此の方法に依り發行したる紙幣は純粹の代表貨幣にして紙幣と同額の金銀は常に其交換準備に保藏せらるゝが故に紙幣交換の確實なると之れに優る者とはなし。然りと雖も其方法の確實なる所以は即ち取りも直さず其利益の渺なき所以なり。之れ他なし此方法にて發行したる紙幣の便益は金銀貨幣の磨損を防ぐと金銀に比し其運搬使用に輕便なるとの二點にあるのみ。而して毫も社會に無利息の通貨を供給する能はざるなり。例之へは

茲に一千萬圓の紙幣を發行したりと假定せよ。之れを發行する代りには一千萬圓の金銀を借入れて之れか準備を爲すを要するか故に此紙幣を流通する公衆は従つて夫れ丈けの利息を拂はざるを得ざる道理なり。左れば此方法にて發行したる紙幣に利息を節して以て價安き通貨を供給するを得と云へる紙幣第一の利益を欠く者なり。往古伊太利の諸都府若しくはアムステルダム、ハンボルク等の諸銀行は此方法にて紙幣を發行したるとなれども現時は各國一として此の方法を採用するは尤ものこととす。

第二分額準備法 此方法は紙幣の發行高に對し一部分は公債證書若しくは其他の證券類を以て保證に當て其の殘餘の部分は入金出札同一の主義に従ひ金銀にて準備するの法なり。彼の英國は即ち此の方法を採用せる者にして大英銀行は千八百四十四年の銀行條例に依り千五百萬磅迄は證券保證にて紙幣を發行し其以下は正金銀を準備するとなり居れり。尤も此法には制限を置く者と置がざる者との二様の別ありて英國の様に何程迄は證券準備にて發行するを得と定むるもあれば又佛國の如く準備金は當局銀行者の隨意に任するもあり。

第三最低額準備法 此法は銀行にて紙幣を發行すれば少くも何程の準備金を要すと豫め定め置き其以上に準備金を増加するとは素より當局銀行者の隨意に任するなり。左りながら此法は左のみ其效能を現さす。何となれば其一定の準備金に銀行者平生手を觸る可からず若し手を觸るれば忽ち法律に違背するなり。元來準備金は臨機應變に使用するか爲めに外ならされとも此方法に依るときは如何にしても之れを使用すると能はざるなり。但し非常の時に臨んで初めて之れを使用するに爲り居れども非常と平生とを判然辨別するは容易のことに非らず。若し當局銀行か止むとを得ず使用せりと云はば其れ迄のとならんのみ。或は又其取締方を嚴密にして政府に伺ひたる上にて使用するとを得るとせんか斯かる緩漫なるに於ては危急の時に際しても容易に使用す可からず到底準備金の效用を爲さざるなり。况んや準備金は事情の如何に依て多きを要するともあれば又少くして濟むともあり故に之れを定めたりとて毫も信用を保つを得ずして恐慌豫防の用を爲さざるをや。故に此方法も現今は餘まり行はれざるなり。

第四比例準備法 是れ日本國立銀行紙幣の準備法なり。即ち紙幣發行高に對し

幾割丈けは正金銀を準備して置くべしと銀行に命ずる方法なるか故に紙幣發行の多少に從て準備金額にも亦多少あり。彼の北米合衆國のナショナル銀行の制度は此準備を用ゆるとなるか畢竟日本の國立銀行制度は合衆國に倣ひたるなり。元來此法は前述の最低額準備法と其利害を同じくし紙幣交換の目的物としてこそ準備金あるとなれども容易には之れに手を觸る可からず。何となれば若し總額準備ならば(總額準備も紙幣一と準備一との割合なれば道理上よりは比例準備と云ふを得)一部分を引換ふるも其割合毫も違ふとなしと雖ども我國々立銀行の如く若し四分の一に比例する準備金を要すと云ふときは其一部分を紙幣に交換して拂ひ出せば大數よりも又小數よりも同一の數を引去りたる譯なる故に其殘餘は元の如き割合を保たざるなり。假令は一千万圓の紙幣に對し四分の一則ち二百五十万圓の準備あるに當り一旦五十万圓の交換を爲さば銀行紙幣の殘額は九百五十万圓にして準備金は二百萬圓と爲り其の割合に元の如く四分の一ならざるべし。則ち元の準備金は四分の一にて二割五分なりしも其交換は忽ち十九分の四となりて二割一の強なるに過ぎず。其道理に從ふ時は其準備金中より僅

かに一圓丈けを交換に使用するも割合は忽ち變じて背法の結果を來すが故に法律の精神は危急の場合に臨て其準備金を使用するに在りながら銀行は結局之を使用するを得ずして甚たしき不都合を生ずるなり。合衆國に於て千八百七十三年千八百七十五年に恐慌の起りたるときは銀行は準備金を有しながら之れに手を觸る可らざる不都合ありしが爲め大に世間の信用を失ひたるあり。而して今一つの害は時と場合に依り法律を守るも其用を爲さざるの不都合あるなり。第五發行最高額準備法 此方法は紙幣發行の最高額を限り一定の度に制限するなり。夫れは如何なるとかと云ふに紙幣は大抵一國に何程位ひと定めて夫れ迄は發行を許し其以上は假令如何なる事情あるも發行することを許さざるものとす。我國々立銀行の如きも明かに條例面にこそ記載なけれ其實第一百五十二迄の國立銀行にて一億五千萬圓まで紙幣發行を許し其以上は政府は内規に背くとして之れを許さざりしなり。又た日本銀行にても正金銀の準備なき紙幣の最高額は條例にて之れを一定し八千五百萬圓より以上は發行するを得ざると爲り居るなり。抑も此方法は如何にして紙幣發行上に於ける弊害を防ぐとを得るやと云

ふに紙幣は往々にして濫發の弊なき能はず。若し夫れ國內紙幣餘り夥多に過ぐるときは物價を騰貴せしめ輸出入不平均を來たして金銀漸く海外に向て流出し銀行の準備金は日に減少して爲めに一般の恐慌を起し其極は銀行が倒産し大なる不幸を経済社會に加ふることあり。此故に初めよりして劃然紙幣發行の最高額を定め置き其の濫發を制するなり。斯の如く此方法には利得とする點ありと雖も更らに他の一方よりして之を考ふれば其害のある所も亦小ならず。何ぞや則ち紙幣の發行額を制限すれば大に社會金融の融通を妨害するの結果なきを得ざるなり。而して夫の恐慌の發生したる場合に當ては其害殊に著しと爲す。恐慌起りて小銀行或は仲買商等が續々破産するに至れば之れに關係ある者は忽ち其影響を被りて其事業の果して投機たるか將た又着實なるかを問はず、企業家は孰れも將基倒れに失敗し遂に大英銀行の如き或は日本銀行の如き大銀行までも其影響を波及するに至るへし。此時に當り紙幣の發行に制限なくんば之れを發行して世間に貸出し小銀行に助力し恐慌を能く未發に鎮定するを得へしと雖も若し夫れ紙幣發行に制限あらんか紙幣を貸出して小銀行を救ふを得ずみすみ

す其倒産を傍觀して愈々益々恐慌を煽起せざるを得ず。是れ豈に方策の善良なる者ならんや。成程或る人々の思惟せるが如く紙幣を増發せざる限りは恐慌も決して發生するとなしとすれば紙幣の發行を適當の度に制限し以て斯かる危急を未發に防止するを得るならん。なれども元來恐慌なるものは獨り紙幣の増發より來るのみにあらずして其原因は種々あるか故に單に紙幣の發行を制限したりとて決して之を未發に防くことを得可らず。英國に在ては實際紙幣發行は制限ありと雖も尚ほ屢々恐慌の難を免かるゝ能はざるのみならず大英銀行は却て何時も紙幣を増發し以て此危急を救ひたるとは歴史上掩ふ可からざる事實なり。且つや此方法に従ひ其發行額を制限せんとするも其制限を如何なる點に置くべきやを決定するは甚だ容易の事にあらず。其度にして低きに失せば通貨不足を告げて金融閉塞すべく左ればとて又高きに失すれば制限は有名無實に至るへし。是れに由て之れを觀れば實際紙幣の發行高は始終同様に豫定すへき者に非らざるのみならず縦しや之れを適當に制限し得たりとするも獨り此方法のみに依るときは金融社會の危急に臨む毎に銀行者か臨機應變の働きを爲すことを妨害する

なり。

第六發行伸縮法 是れは獨逸にて始めて之を實行し近時日本銀行にても採用せる法にして其の方法たるや豫め紙幣の發行額を一定し置き若し必要の時機に迫り其定額を超へて發行せんとするときは其の發行者に命じて相當の義務を課する者とす。即ち日本銀行にては九千五百萬圓迄は平時正金銀を準備せしめて發行するを得れども尙ほ無準備を以て其以上を發行せんとするときは其超過額に對して年五分の租税を政府に拂ふなり。是れ即ち伸縮と云へる名稱ある所以にして此方法の善良なる特殊の點は平時は紙幣發行の總額に一定の制限あるか故に増發の虞なく若し甚たしき必要あれば租税を政府に納れば其定額以上を發行するとを得るなり。而して此租税あるか故に銀行は必要止むを得ざるに至てこそ始めて増發すへきも平生は無暗に之を増發するとなかるへきなり。英國の大英銀行は千八百四十七年以來都合三度の恐慌毎に千五百萬磅以上の紙幣を發行せんと欲せば必ず同額の正金銀を準備せよと云へる千八百四十四年のロバールトピールの銀行條例停止の命を政府に願ひ之に依りて正金を準備せし紙幣を増

發したるが、此場合に於て政府は銀行より増發紙幣に附帶せる利息を徴收したり。是れ即ち伸縮法の實を得る者なり。獨逸日本に於ては明かに伸縮法を採用し租税徴收の事を法律に規定せり。

第七證券準備法 此法は政府の負債に係れる證券を準備保證と爲すものにして銀行が紙幣を發行するときは其資本金を以て政府の公債證書、大藏省證券等を買入れ其銀行紙幣の保證と爲し而して萬一銀行が倒産したるときは銀行若しくは政府にて其證券を賣却して紙幣を引き換ゆるなり。是れ正金銀を積み置く時は其金銀は全く庫中に伏在して少しも利息を生ずるとなけれど證券を積み置くときは其證券は利息を生ずるがゆゑに銀行は大に利益あり。而して一旦取付に遇へば之れを賣却して紙幣を交換するを得るか故に其の極一舉兩得を收むるの仕組なりとす。偕て今此方法の利害を精査するに素より一見したる處にては頗る便宜なる仕組の様なれど其欠點は銀行が取付に遇ひたる時此證券を賣却して金銀に直ほすとの甚た出來難き事に在り。若し夫れ紙幣にして取付けられ金融にして必迫するの場合に當りては是等の證券類をブルスに持行くも之れを

賣拂ふて金銀に換ゆるとは實に困難にして良し之を賣拂ふとを得たりとて其價格は平時の如くならず額面價格の三分の二甚たしきは二分一の若くは證券の種類に依ては其以下に迄も其價を下落するなり。蓋し證券類の相場は時と場合に依て異なる者なれば世間何人も金銀を需用するとの急なるときは如何程確實なる證券にても其買手は少なき故に價格は勢ひ下落せざるを得ず。左れば證券類は平生は縦令ひ便利なる者に相違なしと雖ども其性質は銀行の紙幣準備とするに甚た不適當なる處なりと知るべし。加之のみならず凡そ證券なる者は其種類次第にては銀行の貸金の抵當に取ると大に慎むべきにして日本銀行株の如き或は郵船株の如き平時は其賣買の相場頗る貴き故に之れに對して貸金を爲すには必ずや之れを高價に引受けざる可からずと雖ども然かするときは一朝恐慌起り金融必迫する時に逢はば銀行は大なる損失を招かざるを得ず。故に銀行にて貸金を手堅くせんとするには此の證券抵當は餘程安く見積らざる可からざるなり。兎に角證券準備の方法は以上の如き弊害を免かれずと雖も是れは之れ専ら此の方法のみを採用するときにして若し此方法と他の方法と混用すると

きは前述の害を淺くするを得べし。現に今日各國此方法と他の方法とを折衷して採用する者多く英國の大英銀行も千五百万磅以上の分は正金銀を準備に充つるも此定額迄は公債證書若くは大藏證券等を以て保證準備に充て我日本にても紙幣八千五百万圓迄は證券を以て準備に充つるとの出来る仕組と爲り居るなり。第八不動産準備法。此法は例之は佛國革命時代の紙幣アツシナアの如き者にて土地、水車、鐵道或は運河等を以て紙幣の抵當と爲すなり。故に其確實なること動産の準備に比すれば多少優る所なしとせされども是れも亦平生に於て稍々便利なるに過ぎずして金融必迫の時に際し其抵當を賣却せんとすれば其價格の下落は決して免る可らざるなり。故に不動産か如何程確實なりとするも金銀の如く頼みにはなり難し。併しなから之を長き間持續するに於ては不動産も公債證書も充分に賣却するを得へしとの説あれ共金融必迫の時は一刻千金早きを要する際なれば之を永久に持續すべきに非らず止むことを得ず安くとも之れを賣却して紙幣の取付けに應せざる可からず。左れば銀行者は甚だしき損失を蒙り公衆も多少の損害を免るゝを保せざるなり。

第九外國爲替法 此法は現今世間に行はるゝ處の外國爲替手形を買ひ置く者とは異なりて其精神は即ち外國爲替の利益なる間は紙幣を發行するも一朝爲替の不利益なるに至るときは發行を止むるの方法なり。即ち金銀が國內に流入するときは發行し之れに反し海外に流出するときは之れを止めるなり。今其理由は如何と問ふに金銀が國內に流入し來るときは敢て銀行に取付けを爲すものなれど其流出するときは必ず取付けらるゝが故に此時に於ても矢張り紙幣を發行するならば其發行したる丈けは直ちに取付けられ銀行に不利益なるのみならず遂には世間一般恐慌を惹起すること全くなしと保證すると能はざるを以て外國爲替の利不利に依りて紙幣發行を整理すると云ふに在り。偕て其得失は果して如何ならんと考ふるに此方法は餘り善良の方法と云ふ可からず。何となれば前に屢々陳述したると同理由にて外國貿易の不利益なる時にこそ紙幣は入用なれば彼の信用薄き小銀行は此場合には必ず大なる困難に沈むが故に大銀行は紙幣を發行し小銀行を救助すると頗る肝要なり。蓋し小銀行の不信用を受くる理由は金銀拂底の故に外ならされは此時に於て中央の確實なる大銀行即ち大英銀

行日本銀行の如き地位に在る銀行か一時の困難を恐れて貸出しを爲さゝるときは縦令恐慌は起るも決して其鎮定する望みは之れなきなり。然るに此方法に依れば斯かる一髮千鈞の際に當る毎に必ず紙幣を發行せざるとなれば到底實際に必要な効果を收むる能はざるなり。

第十自由發行法 此法は銀行者に取りては其發行紙幣を交換するの義務素より十分之れありとは雖も準備金も又紙幣發行も全く銀行の自由に一任したとひ銀行にて其紙幣交換の義務を盡さゝるも政府は一切之れに關係せざるの方法なり。我輩今此方法の利害を討究するに當り茲に少しく讀者の注意を乞ふべきとあり。夫は他に非らず。既に前章に於て我輩は紙幣發行のことは銀行の自由に放任すべきことを論述したるか故に今本章に於て紙幣發行の方法を論ずるに當りては當然自由發行法の善良なることを論ずべき善なるが如しと雖ども之れ決して然からざるなり。何となれば前章に論したる所と本章に論ずる所とは假令同しく紙幣發行上に付ての議論なりとは雖ども兩者の間に覈然たる區別あればなり。即ち前章の論は凡ての銀行に自由に約束手形即ち紙幣(素より法貨)とせる

者の發行を許すべしとのことを決論したるなれども本章に於ける議論の範圍は前章と異にして政府に於て紙幣發行の專權を特に一二の銀行にのみ附與し而して他の銀行には約束手形の發行を禁ずるの場合なれば素より前章とは議論の區域甚だ異ならざるを得ざるなり。依て茲には豫め一二の銀行にて紙幣發行の專權を有せるとを假定し置き借て此銀行の紙幣發行を自由發行法とするの利害如何を討究するに此法も亦完全の方法と云ふ可からず。蓋し政府か一二の銀行に紙幣發行の特權を附與する以上は其紙幣に法貨の效力を附するは現今通常のとなれば此法貨たる紙幣に對しては獨り銀行のみならず政府も亦十分相當の責を負はざる可らず。良しや明に政府が紙幣に法貨たるの效力を附せざるにもせよ一旦此紙幣發行の權を限り特に一二の銀行に附したる上は其紙幣の始末に付ては政府之れを等閑に付す可からず。若しも政府が飽く迄て之れには關係せずと云は、其れ迄てなりと雖ども斯くては政府の德義を害する故に到底政府は銀行か萬一にも倒産したるときは其の紙幣の始末を處理せざる可からざるなり。果して然らば即ち政府は自己に責任を有する紙幣の發行を銀行の自由に一任すへ

きにわらず銀行の成行次第にて政府自身は勿論公衆にも大なる利害を及ぼすか故に政府は十分の監督を施さざる可からざるのみならず一二の銀行にて政府より特典を受くるときは人民は常に政府の後楯ありとし其銀行を過信するの傾きあるが故に若し其銀行にして倒産することもあれば忽ち全國人民一般の頭上に大なる損害を來たすなり。左れば政府は公衆の爲めよりするも其銀行に干渉を容るの必要あり。而して銀行も既に特權を政府に受け居る以上は全く其干渉を拒絶するの理由なきなり。是れ我輩が政府が始めより銀行事業を放任すれば紙幣の發行を銀行の自由に任すへきも一旦紙幣發行の特權銀行を製造したる以上は之れに向ては十分干渉を施すへしと云ふ所以なりとす。

第十一、**金紙同價法** 此方法は交換紙幣には取付けありて準備を要するなと種々の面倒あれば寧ろ不換紙幣を發行して其紙幣をして金銀貨と同一の價を保たしめ置かんとする法なり。此法より起る弊害は漸次に多額の紙幣を發行するに至ると云ふ點に在るか故に若し此弊害を免れんとするには何時に限らず金紙の差を生し次第に直ちに紙幣を縮少せざる可らず。普佛戦争のとき佛國の銀行にて

發行したる紙幣は準備金なきが爲に不換紙幣たりしなり。然るに如何にして其弊害を免れたりしやと云ふに他なし、紙幣の價格と金銀の價格と差違を生したる時は必ず其紙幣の流通額を縮少したればなり。是故に若し此伸縮の策略を時に臨み場合に應じて敢て愆まることなくば甚じき危険の恐れなくして都合よく不換紙幣も流通するを得へし。即ち佛國の如きは不換紙幣流通せりと雖も巧みに其處理を施こしたる爲め物價を騰貴せしむるか如き不換紙幣の弊害を來たさざるなり。然れども何れの國も始終是迄の佛國の様なる成績を得へしと信す可からず。動やもすれば主義を守らざるが現世に於ける人情の弱點なれば近時の佛國の如く不換紙幣を巧みに運用し得るは先つ々々稀有のことと云はざる可からず。大抵不換紙幣は之れを發行するにも多額の費用を要せず其製造も無造作なるが故に知らず々々の間に漸々巨額の發行を爲し遂に縮少す可からざる困難に陥り易きこと各國の歴史に徴するも歴然疑ふ可からざるなり。若し夫れ當初金紙の差にして些少なる間には容易に其紙幣を縮少することを得可けれども商業社會の有様昔日に比すれば全く一變して金銀は海外に流出すれど更に國元に

入り來るの途なき曉きに至ては如何に千辛萬苦して紙幣を縮少せんとするも其發行額の莫大なる容易に回收すべくもあらず。斯かる場合に際しての救濟策は單に外國より金錢を借入るゝとにありと雖も畢竟金銀を借入るゝ位のことなれば初めよりして準備金を置きたると同一の結果にして而も此方法は特殊の利なく準備金を初めより置き初めより此困難を防ぎ得たるに若かさるなり。故に此方法も決して頼みにならず。之れを要するに此方法にては紙幣の分量を少にして其發行高を定め置かば其弊害を醸すことなかるべきも若しも大に之れを發行すれば物價忽ち變動を來たすか故に遂には正金銀の入用を起すなり。左りとて發行の額を低きに限られて其利益を天下に洽ねかしむるを得ざるの嫌あり。彼の佛國紙幣の如きは其額僅少にして充分世間に流通し居らざるか故に其策は毒にもならず又藥にもならずと云ふて可なり。

第十二、租、税、支、拂、法 是れは如何なる方法なるやと云ふに是れも亦不換紙幣にて金紙同價法と大抵同一なり。此方法にては如何にして紙幣の下落を支ふるを得るや交換紙幣か法律の力を借らすして能く其價の下落を支ふる所以は之れを金

銀と何時にても自由に交換し得るを以ての故に外ならず。併しなから不換紙幣は金銀と交換するを得ざるか故に其發行の適度を誤まらざれば兎に角苟くも少しにても其の度を誤まれは其の價の下落は到底免るゝを得ざるへし。然るに之れを以て租税を支拂ふとを得るときは租税の上納に便利なるか故に公衆は安心して之れを受取り爲めに其價の下落するとはあらざるへしとの考へよりして此方法を案出したるなり。併しなから此方法とても亦左のみ效力あらず。何となれば若し一旦増發して金紙の差を生したるときには此紙幣を以て假令租税を納めたればとて其價格を回復することを得されはなり。若しも取り立たる紙幣を政府にて焼き棄てるならば或ひは之を回復するとを得へけれども然るときは別途の金を以てするに非らざれば政費を支辨すると能はざるへし。去れば此方法に於て發行したる紙幣は何時も金銀と同一の價格を保つと云ふとは出來ずして遂には市上にて價安く取扱はるゝに至るとを免れず。

第十三、**交換延引法** 是れも亦一種の不換紙幣發行法なり。純然たる不換紙幣は時に依りて其價格を下落するの恐れあるか故に此法は之れを救はんか爲めに縦

令目下之れを交換せすとも何年後には相違なく之れを交換すると云ふとを約束し交換準備金なきにも拘はらず交換紙幣の名目を付けて發行するなり。例へば曾て日本に行はれたる民部省札を十三年後に至て之れを交換すと云へる約束にて發行したるか如し。斯くの如くすれば將來に向て信用ありて交換紙幣と同效力を有するか如しと雖も是れも亦甚た不都合なり。目下交換するに非らずして之れを將來に期するか故に其價格は増發の度に從つて下落し容易に回復すへからざるに至るなり。

第十四、**不交換法** 此の最後の方法は少しも制限なき自由發行にして其紙幣は純粹なる不換紙幣なりとす。殊に不換紙幣中に在ても金紙同價法の如く制限をも爲さず亦交換延引法の如く將來の交換をも約せず凡て金銀貨を發行すると同様に不換紙幣を發行する方法なり。此紙幣は往々諸國にて行ひたるとなるか其弊害最も甚し。單に取付けなきの點よりして之を見れば却て良法なるに似たれども是れ其害毒の伏在する所に於て一旦増發せらるれば外國に出て行かず左りとて金銀に交換せられたるか故に其價下落し物價忽ち騰貴す。加之ならず不換

紙幣は一度増發すれば必ず再度三度の増發を促すなり。何となれば一朝政費多端に迫るときは之れを増發せざるを得ざるに至り之を増發すれば其購買力下落し政費の豫算不足を告ぐるか故に又々止むを得ず増發して一時其不足を填補せざる可らず之れを填補する爲めに増發せんか翌年の収入は一層不足を告げ終に停止する所を知らざるに至るへし。之を譬ふるに劇薬を服するに段々其分量を進めされは效驗なく或は酒を飲み馴るれば漸次其量を多くせされは酔はざるか如し去れば不換紙幣は若し増發したるときは啻に其増發したる紙幣に害あるのみならず漸次増發の傾向を來すの性質あるなり。

以上掲げたる十四種の方法はシェボンスカ學理上より紙幣發行の方法を分類したる者にして紙幣發行の方法は大抵網羅して洩す所なし、其中には紙幣の額を一定して以て發行を制限するあり又準備の方法に依りて紙幣の發行を制限するものもあり。併しなから銀行紙幣は元來金銀に交換すべき者なるか故に茲には第十一以下の方法は暫く之れを除却し殘る十種の方法中よりして銀行紙幣發行に付ての最良制限方法を撰擇せざる可らず。

是に於て第一より第十に至る十種の方法中何れか尤も完全なりやと云ふに各々一利一害あり一概に之れを決斷すへからず。左りなから此等の方法は必ずしも一種のみを擇て之れを専用するを要せざるのみならず若し之れを適當に折衷すれば十分此諸方法を混用するとを得るか故に吾人は諸方法中害のある點を除き利のある點のみを擇ひ之れを一に結構せば或は完全の方法を構成するを得へしと信するなり。

我輩の見る所を以てすれば右の中にて分額準備法と伸縮制限法とを折衷したる獨逸並ひに日本にて採用せる方法は從來の實驗より出てたる最新の工夫に係るものにして能く前述諸方法の得を具し今日迄按出せられたる内にて最良の方法なるに似たり。即ち證券準備にて發行し得へき最高額を一定し其以上は必ず正金銀を準備せしむるは即ち分額準備法と最高額準備法を折衷し其利のみを收むる譯にして而して之れに交ゆるに伸縮制限法を以てし若し金銀の準備なくして定額以上を發行せんと欲するときは之れに對して租税を政府に入るゝなり。蓋し一國社會に流通する通貨の額は敢て一定せず商業取引の有様に從て増減する

なり、商業活潑に赴くときは此商業を支持する通貨は多きを要すべく之れに反し商業沈滞不景氣に陥るときは通貨も亦少なきを要すべし。

加之のみならず同し一歳間にても季節に依て通貨の増減を必要とするあり。例へば我國に於ける生産事業は農業を以て第一とし、而して農業は大概ね秋季に於て收穫するか故に秋季より冬季に懸け數千萬石の米穀市場に積載せらるゝなり。故に此際に當ては此米穀を取引する爲め市場にて通貨を要すると多く紙幣は漸次に膨脹す而して春季に至れば此米穀も早や市場を退き消費者の手に入るか故に通貨を要すると少く紙幣も收縮するを常とするなり。然れども社會は未だ曾て一日も通貨の皆無を許さざるか故に社會にて必要とする通貨の最低額は概略一定の程度あり。是れ即ち國の内外に通し物價の平準を得る水平點の所に於て假令商業が衰頽して通貨收縮するも決して此の點をば下ることなきなり。何となれば此點以下に迄減する時は之れに對する物價は必ず下落せざるを得ずと雖も然れども物價は元來一國內のみに限り下落し得るものにあらす且又或る事情の爲に一時下落したりとするも忽ち平準を得るか爲め國の内外より金額

を沒收し其平準を得るを待て初て止む、此所か所謂最低の度なり。此故に若し適當に通貨の最低額を假定し然る後紙幣發行の制限を以て其度に置けは爲めに紙幣過發せられて金銀を國外に驅逐するの憂ひなし且つ社會には必ず必要丈けの通貨は流通し之れよりは減少することなきか故に縱令紙幣か或時に於て交換の要求に逢ふことあるも紙幣收縮して或る度迄に至れば其れより以下は更らに交換の要求に逢ふとなかるべし。故に大抵此假定の額迄紙幣を發行する間は其準備として金銀を保藏して利息を損するを爲さずとも利息付きの證券を抵當として紙幣を發行するも決して危険なし。而して此額の制限以上は如何と云ふに正金銀を準備として發行せば通貨必要のときは正金準備を以て紙幣を發行するを得るなり、而して又之れを發行したりとて已に正金銀を準備するとなれば濫發の弊害あるべき筈なし。然れども前述の如く社會に於ける通貨と需用は始終必ずしも一定せるものにあらす流通の最低額には大抵一定の限りあれとも時と場合とに依ては通貨の増加を必要とすることあり、而して通貨必要のときは從て社會に正金銀が拂低のときなるか故に定額以上の紙幣を發行するには必らず正

金銀の準備を要すと云ふときは銀行の準備とする正金銀を得ること出来ざるを以て紙幣を發行し通貨を供給する能はず爲めに金融は益々必迫に陥らざるを得ず。此れ伸縮法を用うるの止むを得ざる所以なり。之れを英國の經濟に徴するに英國にては金融必迫の末殆んど恐慌を惹起せる際に當り銀行條例を停止し定額以上に亘る無準備紙幣の發行を許可し以て必迫せる金融を疏通し恐慌を鎮定したることあり、但し此の場合に於ては定額以外の紙幣に對する利息は政府にて之れを徴收せり。然るに獨逸并ひに日本の方法は敢て法律を停止するの必要を煩はさず若干の租税を納むれば額外の發行を許すなり。蓋し斯くの如くすれば銀行は常に金融の必迫を救済するを得べく左ればとて平時は世間の利息相場安きか故に租税を納れて紙幣を發行するも銀行に利益なく銀行か私利を圖り紙幣を額外に濫發せんとするも得ざるなり。之れに反し金融必迫の時は世間の利息相場騰貴するか故に銀行は己れの損失なくして租税付の紙幣を世間に供給するを得、金融回復せば其價のhigher紙幣は忽ち銀行に歸り來るなり。獨逸日本に採用せる方法こそ吾人か見て以て紙幣準備の最良なりと思惟する方法なりとす。

第三節 各國銀行制度の概略を序す

第一項 日耳曼銀行制度

今日日耳曼帝國銀行と云へるは原と普魯西銀行の相續者にして普魯西銀行は千七百六十五年の頃に當りフレデリック二世が州の銀行として創立したる者に係る千八百四十六年に至り更らに之れが組織を改め是迄の如く州の政府のみか株主たるを廢し一般人氏も亦た之れか株主たることを得ることとせり。而して當時州の法にては百二十六萬ターレルを出金し公衆は一千萬ターレルを出金せり。此時に當て普魯西銀行の事業とせしとは紙幣を發行すると短期の爲替(三ヶ月以内の爲替手形)の割引を爲すと普魯西政府並ひに地方政府の公債證書を買入若くは之れを抵當として貸金を爲すこと及び之れに加ふるに預金の業を營み且つ物品を抵當として其價格の五割丈の貸金を爲すこと等なりし。而して其時に於ける法律上の紙幣發行最多額は二千萬ターレルに限りたりと雖ども其後ち千八百五十六年に至り其發行額に制限を置くことを止め如何なる巨額に達するも自由に之れを發行し得るととせり。但し其の仕組は分額準備の方法に従ひ發

行紙幣の三分の一は正金銀の準備を要し、殘餘の三分の二は彼の短期爲替手形を以て抵當と爲すとなりしなり。

然るに千八百七十五年の頃に至り普魯西の權勢漸く盛大に赴き日耳曼聯邦を統轄すると爲りたるが故に遂に普魯西銀行を以て日耳曼帝國銀行と改名したり。此日耳曼帝國銀行は日耳曼政府の監督を受け其營業は紙幣を發行するの外、第一正金銀の賣買、第二短期爲替の割引、第三獨逸政府の公債證書を抵當として其價格の四分のみに當る丈の貸金を爲すと、第四他國政府の公債證書ならば其價格の二分の一に當る丈の貸金を爲すと、第五確實なる爲替手形ならば其九割に當る丈の貸金を爲すと、第六物品ならば其價格の三分の二に當る丈の貸金を爲すと及び其他株券の賣買を媒介して其手数料を取ると公衆の爲めに支拂ひを爲し或は貸金を取立つると、預金のと、保護預のと、金銀財寶其他貴重品の保險預のと等にして獨逸の公債證書を買入れ或ひは鐵道株を買ふとも差支なきとなり。然り而して日耳曼帝國銀行の營業期限は當時千八百九十一年を以て終るとに定めたるが果して此時に至らば政府に於て表面の金額にて其株券を買ひ受け従つ

て又之れに屬する所の負債をも引き受くる事と爲り居るなり。而して其準備金は政府と株主との間に相當に配分するとし利益の四分五厘丈は株主に歸し其殘額の一は之れを準備金に繰り込み其餘分は大藏省に取ることの定めなりとす。

千八百七十五年迄は日耳曼には普魯西銀行の外に三十二の銀行ありて其所在の州の異なるに従ひ區々の法律に依て營業し來りしか同年に至て日耳曼政府は銀行條例を發布したり。此條例に依れば若し其銀行所在の州内のみ流通する銀行ならば各州政府の特典次第にて銀行に紙幣を發行せるも妨げなしと雖ども若し其紙幣をして廣く獨逸全國に流通せしめんとならば第一發行紙幣の總額の三分の一は正金銀の準備を置き残り三分の二は短期の手形を抵當とし、而して其手形の支拂所は伯林或はフランクフルトに於て之を爲すととし其他二三の規則を遵奉せされば政府は之れを許さしむるとなれり。茲に於て日耳曼帝國銀行の外三十二の銀行中の十八の銀行のみが此銀行條例に従て紙幣を發行するか故に今日にて全國に流通すべき紙幣を發行し得るは日耳曼帝國銀行と此十八の銀行

あるのみ。但し斯くの如く他の銀行は紙幣を發行せずと雖ども一地方丈けに流通する手形は今日と雖ども尙ほ之れを發行し居るなり。

今又帝國銀行并ひに是等十八所の銀行の紙幣發行法の如何を見るに始め帝國銀行の尙ほ普魯西銀行と稱せしときは其發行紙幣の最高額を制限したることあり、其後一度此方法を改め發行額の制限を止め單に準備金額のみを規定したることありしが現時は更らに其方法を改め前述の如く發行紙幣の三分の一は正金銀にて準備し残り三分の二は短期の手形を以て之れに充つると雖も而かも此手形を以て抵當に充つる發行の總額は諸銀行併せて三億八千五百萬マルクに限るなり。故に此定額に達したる以上は之れに超過して發行したる紙幣と同額の正金銀準備を要すると知るべし。然れども斯くては金融必迫の際に臨み紙幣を増發するを得ず爲めに大なる不自由を來すとなきを保せざるを以て右準備法に交ゆるに伸縮發行法を以てせり。則ち政府は若し紙幣發行の制限を超過したる金額に對し銀行より五分の租税を納るゝに於ては紙幣の増發を許すなり。此方法の利害は前段に述べたれば茲に之れを論せず。但し紙幣を發行する銀行中

にて將來紙幣の發行を止むる者あれば從來其紙幣か手形準備にて發行し來たりたる丈けの紙幣は特に日耳曼帝國銀行にて同しく手形準備にて之れを發行し得ると爲り居るなり。

第二項 佛蘭西銀行制度

今時佛國に在て中央銀行の地位に立てるところの佛蘭西銀行は千八百年にナポレオン第一世が設立せし處なりと雖も佛蘭西に於ける銀行の濫觴は遠く其の以前に在り。惟ふに十八世紀の中頃に當り佛國に於ては銀行事業の漸く將に盛大に赴かんとするの傾向あるを示したりと雖も一利一害は事物の數にして千七百八十年の頃には諸銀行相次て破産閉店し爲めに大いに公衆の困難を惹起したりき。此に於てか第一世ナポレオンは己れか平常に執る所の畫一主義を主唱して謂て曰く『佛蘭西に於て諸銀行が斯くの如く相次て倒産失敗し公衆をして非常の迷惑損失を蒙らしむる者は抑も誰れの罪そや是れ一に有司の監督宜しきを得ざるに出づるなり然れども今日の如く許多の小銀行ありて各所に散在するときは有司の監督に未だ盡さざる所あるも亦俄かに咎むべからざるもの有るなり依て

今より銀行制度を改革し約束手形を發行する銀行は悉く之れを合併して一體と爲し巴里に在る佛蘭西銀行を以て之れか首領とし自他の銀行は皆其の肢體に屬せしめ而して有司に命し一大銀行を監督して公衆を害するに至らざらしめは庶幾くは之れを利用して公益を社會に普及せしむるを得ん」と。是れ今日に至る佛蘭西銀行制度の精神なり。此の制度の利害は前段に陳述したるか故に今茲に贅せず。

當初佛蘭西銀行の資本金は一株一千フランにして三萬株に分れ總計三千萬フランにして其營業は手形の割引紙幣の發行并ひに預金のとのみに限りたり。而して當時他の諸銀行も大抵紙幣を發行し居りたるか千八百三年に至り佛蘭西銀行は將來十五年間即ち一千八百十八年迄紙幣發行の獨占權を許され地方銀行は政府よりして特別の免許を得るに非らされは紙幣を發行する能はさるとはなりたり。然るに千八百八年に及び其獨占期限を擴張し千八百四十三年迄の期限と爲し且つ資本金として一株一千フランの新株四萬五千株を追募し并せて是れ迄は純然たる私立銀行なりしを改めて政府の所屬物となしたり取締役并に

検査役は株主の選舉に出つるも總裁副總裁は政府にて選任すると爲れり。千八百十年佛蘭西銀行は始めて支店銀行を各地方に開くの權を得里昂及び外二ヶ所都合三ヶ所に支店を設置したり。是れより先き佛蘭西銀行は紙幣發行の獨占權を政府に得たりと雖とも然れども政府は敢て將來紙幣を發行し來りたる銀行迄も發行を禁したるにあらず只々自由に之れを發行せしめすと云ふの意に過ぎざりしか故に千八百四十八年迄は紙幣を發行せる佛蘭西銀行を除き都合九行ありたり。然るに佛蘭西銀行は支店銀行設置の權を得たる以來常に汲々として支店銀行増置を圖り千八百四十八年には支店數十五となり而して此年に於て從來紙幣を發行したる九ヶ所の地方銀行は悉く佛蘭西銀行に合併したるか故に爾來佛蘭西にて紙幣を發行する銀行は獨り佛蘭西銀行あるのみなり。但し今日に於ては佛蘭西銀行は各縣に各一箇の支店を有することにして其營業は抵當貸し手形割引保護預(物品預)預り金并ひに紙幣を發行すること、佛國の市邑に貸金(公債)の如き類にして租税を保證とすること故に別に抵當を要することなしを爲すと等なり。

借て又佛蘭西銀行の營業期限は千八百八八年に於て同四十八年迄と定めたるが其の後延期して同五十七年迄と爲し同年に至て更らに千八百五十七年迄に延期し并せて其資本金をも追加したり。千八百七十年普佛戦争起れるに至り政府并ひに銀行は大いに財政の困難を來したるか故に政府は其紙幣制度を改め止むを得ず不換紙幣と爲し之れに本位貨幣の效力を附し其代り嚴に其發行額を制限し千八百萬フランク以上を發行すると能はさるとしたるか同年の暮に至り二千四百萬フランクに上ほし幾くもなく二千八百萬フランクとなし遂に同七十二年を以て三千二百萬フランク迄は之れを發行し得るとしたり。故に今日に至るも佛蘭西銀行の發行紙幣は依然たる不換紙幣なりと知るべし。

依て茲に今日に於ける佛蘭西の幣制の利害を觀察せんに、元來不換紙幣は前段に記述せしか如く大なる弊害ありと雖も佛國の幣制は尋常の不換紙幣の制度に非ずして其制度は所謂金紙同價主義に基ける者なり。而して佛國に於ては紙幣發行を低額に止め制限を守り妄りに之れを過發せさるか故に紙幣の價格も下落せざるのみならず剩へ交換準備等の面倒なきことなれば一見甚た善良なる紙幣發

行法に見ゆるなり。然れとも此方法は其性質甚た嘉みすへき方法にあらず。第一佛蘭西の如く一方に不換紙幣を發行しなから他の一方にて其價格の下落を防かんとせば必らずや其發行額を以て極めて低き度に置かざる可らず。何となれば交換紙幣にして時に必要ありて増發せらるゝ場合には爾後其必要止めは必ず銀行に歸り交換せらるへく或は交換紙幣の増發せられたる爲め物價騰貴し金銀海外に流出するときは其紙幣は金銀に交換せられて收縮し従て物價も平均に復すへけれとも不換紙幣に至ては到底此事ある能はずして其一旦社會の需用を越て増發せらるれば徒らに物價の騰貴するのみにして其紙幣の忽ち收縮すへき途なし。故に佛國の如く銀行紙幣の不換紙幣ならしめんには謹慎の上にも謹慎を加へ其發行額を極めて低額に制限せざる可らず。然れ共斯くの如く紙幣の額を少からしむるときは其流通の區域狹隘なるか故に金融流動の便を與へ社會に紙幣流通の便利を普及せしむる能はず。又商業の有様に從て紙幣を伸縮し商業社會必須の需用に應ずると能はさるなり。第二紙幣の發行は預金の發達を促すものなることは我輩前章に於て之れを論述したり。故に若し佛蘭西の如く紙幣の

發行を低額に止むるときは従て全國の預金事業を發達せしむると少なからざるを得ざるなり。

蓋し千八百七十年頃迄には巴里銀行は英國の大英銀行と共に世間の金融社會に覇たりしか第三世ナポレオンの失敗と兼て幣制の不換紙幣に變したるか爲めに遂に大英銀行に其勢力を專領せられ巴里銀行又昔日の隆盛を見る能はざるなり是れ佛國に取りて惜むべきの甚たしき者なりとす。

第三項 英國銀行制度

我輩は前節に於て英國に於ける銀行の沿革を擧げたれども尙ほ大に不完全なる處少なからざるか故に茲には重もに大英銀行の沿革を述へ然る後大英銀行の紙幣發行は果して如何なる方法に依れるかを見んと欲するなり。史を按ずるに千六百八十八年ウィリヤム第三世が初めて英國の王位に上りたる時に英國は國庫空乏にして財政の困難なると殆んど名狀す可からざる者ありたり。千六百九十四年に及んては更らに一層の困難を極め八厘の利息を以て千二百萬磅の國債を起さんとしたるも政府の信用甚た薄弱にして其募集に應ずる者とはなく政府

の進退は實に谷まじたり。是に於てかバテルソンなる者一策を案出して曰く「政府は此公債の募集に應じたる者を合して一會社を創成し英蘭銀行會社と稱せしめ此會社に銀行事業を營むとを許し兼て其銀行に特典を附與すへし、斯の如くせば世人の此公債の募集に應ずるや應さに響の聲に應ずる如くならん、然らざれば到底近日の政府を維持するに能はざるなり、此策たる單に銀行事業の上より云へは不可なる點多かるへしと雖も今日の場合に於ては止むことを得ず忍んで之れを行はざるべからず窮鳥豈に枝を擇ふに違あらんや」と。此政策が其後上下兩院の賛成を得て公布せらるゝや公債の募集に應ずる者雲の如く忽ちにして千二百萬磅の金額を得政府は初めて一時の急難を凌ぐとを得たり是れ則ち英蘭銀行創立の事實なり。

然り而して英國政府は當時如何なる特典を此銀行に附與したりやと問へは左の如し。

第一 國庫に餘裕あらは英蘭銀行は無利息にて之れを預かるとを得るなり。銀行事業の盛大を致たせる時節に於ては銀行は公衆の預金に依て營業を爲すを

得るを以て此等の特典も左まで效力を見ざるへし。然れども千六百年代の末頃の英國の如く預金事業は尙ほ未だ發達せざる時に當ては無利息にて政府の餘裕金を預かるとを得るは實に非常なる特典なりしなり。

第二 倫敦及び其六十里四方内に於ては英蘭銀行特に紙幣發行の獨占權を得るなり。故に私立銀行は勿論のと合本銀行と雖も倫敦より六十方里内に在る者は決して紙幣を發行するを得ず。獨り地方の合本銀行は其發行を爲すの權あれども其實力を有せざるか爲め公衆への信用厚からざる故に偶々之れを發行するも一地方に限り通用するのみ。然るに英蘭銀行の如く政府の特典を受くる銀行は公衆の信用大に従て其紙幣は全國に普く流通するか故に英蘭銀行に限り紙幣發行の權利を與へたるは非常なる特典と云はざるべからず。序に一言す我國の從來の銀行制度は米國に倣ひしにて私立銀行と云ふは國立銀行に對して區別せし者にして國立銀行は紙幣を發行し得れども私立銀行は此權を有せず。然るに英國の所謂私立銀行は之れに異なれり英國に於て私立銀行と云ふは合本銀行に對する名稱にして十人以下の株主より成れる銀行を私立

行と云ひ十人以上數多の株主より成れる合本銀行と稱するなり。

第三 英蘭銀行が獨り有限責任なるとなり。今日に在てこそ合本銀行は有限責任なれとも近年迄は皆無限責任なり、獨り英蘭銀行のみ此時より有限責任にして株主の義務は其株金のみ止まるか故に此事たる亦當時は大なる特典なりしなり。

英國銀行創立の事情は實に右の如くなりしか其後英國政府は前後銀行のことに付き條例を發布したると少からず。或は合本銀行の設立を禁せしとあり又之れを許したるとあり、或は紙幣發行を禁したるともあれば又條件を付して之れを許可したるともあり。遂ひに千八百四十四年に至り有名なるロバート・ピールの銀行條例を發布したり。但し此條例は英國にて當時屢々發生したる恐慌は總て紙幣の過發に基因すると思惟せしより紙幣の發行を制限せんとの精神に出てたるものにして其要點は左の如くなり。

一千八百四十四年八月三十一日以後英蘭銀行の營業に係る通常の銀行業務と紙幣發行の業務は全く相分離すると

一 英蘭銀行は正金銀の準備なく單に證券の保證を以て四千百萬磅(今日は千五百萬磅となれり)迄の紙幣を發行するとを得べきと

一千八百四十四年八月三十一日以後は英蘭并に威士に於て何人にも要求紙幣拂ひの約束手形を發行するを禁すること

一 從來紙幣を發行し來りたる銀行は是迄發行したる紙幣の額を超過して紙幣を發行するを得ざると

一 從來紙幣を發行したる銀行か將來若し其發行を止めたるときは其銀行にて發行し居りたる額丈の紙幣は英蘭銀行にて金銀準備なしに發行するを得ると

一 英蘭銀行にて千四百萬磅を超て紙幣を發行するときは必ず同額の正金銀の準備を置くべきと

是れ今日に行はるゝ條例なりとす。

然るに果して此條例は其立法者の希望を充たしたるや則ち能く恐慌を豫防し得たるや否やと云ふに英國に於ける實際は屢々其反對の結果を呈したり。則ち千

八百四十七年同五十七年同六十七年に前後恐慌を生し却て政府は此の條例を停止して此恐慌を鎮定したり。何となれば恐慌の場合には大銀行か紙幣を發行し猶豫なく小銀行を救助すると第一の鎮定策なればなり。蓋し恐慌の起るは必しも紙幣の過發によらずして其他にも種々の原因あり而して英蘭銀行若くは其他の銀行の如き其負債は獨り紙幣のみに限らず現に其負債の殆ど三分の二は預金に屬する程なるか故に紙幣世間に出つれば正金銀か銀行に入り他日紙幣の交換を要求せらるれば此正金銀を以て支拂ふへしとて常に安心す可らざるのみならず若し預金を引出さるゝに當り之を支拂ふに金銀貨なく從て紙幣を發する能はされは甚だ不便なるか故に遂ひに恐慌を惹起すの結果あるあり。右條例に依れば英蘭銀行の紙幣發行法は分類準備法と最高額發行法を折衷したる者にして則ち最高額千五百萬磅を限り證券準備にて發行するとを得其以上は正金銀にて準備するなり。故に能く二方法の害か去り利のみを改め得べき方法なりと雖も尙欠くる所全く之なきに非ず。他なし千五百萬磅以上は必ず正金銀の準備を要すると故金融必迫の時に紙幣を發行し小銀行を救助し恐慌を鎮定すると能はず却

て英蘭銀行自身迄を破産の域に陥るとなしとせされはなり。故に更らに之に伸縮法を混用すれば殆んど完全に近しと雖も尙ほ英國は之を採用するに至らず。但し是までの經驗に依れば英國は恐慌に際すれば必ず此條例を停止し紙幣の過發を許し其過發の分に對する利息は政府に徴收するを以て其例となせるか故に實際は英國も即ち伸縮法の主義を行ひ來る者と云ふて不可なきなり。

第四項 北米合衆國銀行制度

米國に於ける銀行の起原も又た甚だ近からず。米國が殖民地として尙ほ英國に附屬したる時代よりして既に不動銀行又は正金銀行等ありて銀行業を營み紙幣も亦之を發行し來りたり。

革命戰爭後に至り合衆國にて始て設立せられたるを北米銀行と爲す。此銀行は始め千七百八十年に在て計畫せられたりしが翌年十二月に至りて全く設立せられ其資本金は一千萬弗にして千七百八十二年一月を以て開業せり。千七百九十年十二月大藏卿アレキサンダー・ハミルトンは國會に於て政府が紙幣を發行するその不可なる所以を論し以て合衆國銀行を設立し其資本金を一千萬圓となし其

四分の一は正金にて人民より募集し残り四分の三は政府が六分利付きの證書を以てし而して紙幣發行の權を此銀行に附與せんとの議案を提出したり。而して此議案はマヂソン、シユファソン等の反對ありしにも拘はらず遂に國會を通過し合衆國銀行は千七百九十一年を以て設立せらるゝに至れり。而して此銀行は毎週一回其業務の報告を公けにすへき筈なりしか曾て此規則に遵據せず、一千八百十一年の一月に至て初めて一の報告書を公けにしたるのみと云へり。元來此合衆國銀行は千八百十一年に至りて其營業期限の満期と爲る筈なりしを以て同年に至り當時の大藏大臣アルベルト・ガラチンは國會に於て務めて其營業を繼續せしめんとを主張したれとも其議行はれず投票の際に及て僅々一票の差を以て國會はガラチンの議を否決し合衆國銀行も亦端なく閉店するに及びたり。

斯の如く合衆國銀行北米銀行は特に合衆國政府の下に結社し銀行業を營みたれども當時一般に行れたるは各州銀行の制度(此制度は千八百六十三年國立銀行條例の發布せらるゝ迄専ら米國に行はれたり)にして銀行業を營む者は各々其所在の州の立法院より免許を受け以て紙幣を發行したり。然るに此時に當り恰も英

國と戦端を開き千八百五十年其戦争の終るまでの間各州銀行は或は失敗倒産し或は其發行紙幣の交換を停止したるか是より後紙幣追々膨脹し加ふるに各州間に流通せる紙幣には其性質不法の者も少なからざりしか故に忽ち其紙幣の価格は二割以上の下落を爲すに至れり。而して幣制の斯く紊亂したるは畢竟合衆國政府が各州銀行の上に監督權を有せざるに係はらす其銀行に依て戦争費用を支拂せんとしたる失策に出でしに外ならざるなり。是に於て大藏大臣ダラス此幣制の紊亂財政の困難を處理せん爲め第二合衆國銀行設立案を國會に提出し而して國會は千八百六十年を以て此案を可決したり。此銀行の總資本金は三千五百萬弗にして支店を設置するを得而して政府は當時條例を以て此條例の繼續する間はコロンビア、近傍にて他の紙幣を發行する銀行を設立するを許さざる事とせり。

其後此第二合衆國銀行は其營業を繼續し時に正金の支拂ひを停止したる等のとあれ共要するに政府は銀行の制度に必要なの改革を施さざりしが千八百六十三年に至り大なる銀行制度の改革を行ひ州銀行制を改めて國立銀行制と爲すに決

し遂に國立銀行條例を發布せり。蓋し米國は南北戦争の費途を支持する爲め一時莫大なる不換紙幣を發行したるか故に戦争終るに及んで政府の財政困難は一方ならず爲めに紙幣に引換ふ爲めに公債を發行し此公債を抵當として紙幣發行の銀行設立を許さんとし大藏大臣チユスは國立銀行條例案を國會に提出したりしか此案は多くの反對を受けたるにも拘はらす遂に國會を通過したり。其條例の要領大略左の如し。

一 國立銀行を設立する者は政府に六分公債證書を入れ其公債證書の九割に當る紙幣を發行すると

一 國立銀行紙幣發行の最高額は三億弗を以て限りとする

一 國立銀行紙幣は若し要求を受くれは政府紙幣を以て交換するを得ると

一 國立銀行發行の紙幣は公債證書の利子及び海關税を除くの外一般に通用す

へきと

而して此條例の結果は六分利付の公債證書の上に現はれ其價格は忽ちにして騰貴し從來七分の割引なりしも其條例の發布あるや其打歩を見るに至れり。

且つ又此條例は州銀行か國立銀行に變更するを許したれとも州銀行は一として變更する者なかりしを以て政府は千八百六十五年を以て州銀行の發行紙幣に一定の租税を附加したり。於是乎州銀行は相次て國立銀行に變更し米國には國立銀行制専ら行はるゝに至り而して政府は千八百七十八年を以て金貨兌換を行ひたるか故に今日は諸銀行金貨兌換の紙幣を發行するなり。

米國々立銀行の紙幣發行法は右の如くなるが政府は千九百七十五年に紙幣發行額の制限を解きしが故に今日は自由に之れを發行し得ると雖ども其準備には一定の制限あり。即ち銀行か紙幣を發行せんとすれば若干の公債證書を購求し之れを抵當として政府に預けしめ政府は其公債證書の實價の或る割合に當る紙幣を發行して之れに授與す。且つ銀行には其發行紙幣の或る割合に當る準備金を備へしめ若し其公債證書の實價にして騰貴すれば政府は預る所の公債證書の幾分を還付し其實價にして下落すれば銀行に命して更らに公債證書を増加せしめ常に抵當證書の實價と紙幣の金額とをして一定の比例を有せしむ。而して銀行にして破産するとあれば政府は先きに抵當として預かりし所の公債證書を賣却

し其賣上取消金を以て紙幣を交換するなり。

此の方法は則ち前に記載したる比例準備の法にして其不都合なるとは既に論じたれども茲に再ひ一言せんに元來此方法は銀行に命して一定の比例に當る準備金を置かしめ以て銀行の信用を維持せんとの精神に出づる者なれとも果して其目的を達すへきや否やに付ては頗る疑惑なきを得ず。夫れ社會の事物と人情とは必ずしも其均しからざるが常數なれば此地方の人民は銀行の準備か五分の一以下に減するを見るも更らに其信用を變ずるとなくとも彼の地方の人民は其準備金か三分の一より下るを見るや忽ち恐慌の情を發するとあらん。加之ならず同一の人と雖も或年は世間の無事太平なるを以て準備金か下りて四分の一と爲るも敢て疑惑を起さずと雖ども或る歳は天下騷擾なるか故に準備金か未だ二分の一より下らざるに既に周章狼狽して取付けを争ふに至るとあらん。人情既に斯くの如し然るに土地の同異を論せず時節の如何を問はず一定の比例を以て各銀行の準備を制限するは果して善良の方法と云ふを得へきか銀行家か條例に定むる所の比例に従て其準備を爲すも時節と場所とに依りては或ひは其多額に失

し必要なきに空しく金銀を庫中に保藏し之に依て生すべき利息を失ふともあらん。又或ひは僅少に失し世間の信用を繋ぐに足らざるとあらん。故に若し其比例を極めて高き度に置かば銀行紙幣の安全だけは得へけれども斯く準備金を多くするは實に社會の不經濟と云はざる可からず是れ米國の方法の不可なる第一理由なり。既に前にも述べたる如く一旦準備の割合を定むるも多額なる紙幣の減すると小額なる準備の減する割合は相同しからず紙幣の交換せらるゝ多きに從ひ比例上準備は多く減し遂に銀行者は法律に違背するに至り若し之に違背せざらんと欲せば危急存亡の場合に臨むも銀行家は準備外に手を觸る可からざるなり。是れ豈に銀行家の自由の働きを妨くる不便の法に非ざるを得んや是れ米國の方法の不可なる第二理由なりとす。

第五項 日本銀行制度

我國に於ける銀行の創設は近く明治五六年の交に在りと雖とも今若し銀行事業の濫觴を尋ねれば抑も亦た久しきなり。即ち明治維新以前と雖とも銀行者類似の商賣全く之れなきにあらすして爲替の道も亦た稍備はれり。併しながら其財

産の多少其營業の方法如何等は極めて漠然として今日之れを探求す可からず。蓋し是等銀行類似の組合にして舊幕時代より政府の出納を掌りし者は大阪に御爲替組なる者二十四軒東京に御爲替御用達なる者十軒あり。而して是等の組合は政府の御用の外に通常の商賣人にも融通の便を與へたり。且又是等組合の外吳服屋金貸商の中にて銀行類似の業を營みたる者もありたりと云へり。左れと實際銀行の名義を以て營業する者あるに至りたるは即ち明治五年國立銀行條例發布以後にありとす。

明治五年に於て政府が條例を制定し以て國立銀行の設立を民間に促したる所以は商業上の必要を思惟せしが故にもあるべけれども然れとも其大目的は實に政府の不換紙幣を處理せんが爲めなりしなり。思ふに明治維新の際に當りてや國費多端にして政府の歳出入は相償はず故に一時の急を凌ぐ爲めに政府は不換紙幣を發行したるが其後に至ても財政の缺乏より絶へず是れを發行したるを以て民間流通の紙幣は漸次膨脹して明治五年には其流通高無慮八千餘萬圓の巨額に達したり。抑も政府が此紙幣を發行したるは一時止むとを得ざるに出しとにし

て久しく之れを流通せしめんと目的にはあらざりしが故に政府は初め約して曰く金銀新貨幣鑄造も近きにあるを以て其時に至らば直ちに金銀に紙幣を交換すべし。若し此時にして成らずんば即ち年六分の利子を附して紙幣を償還すべし。然るに明治五年に至るも政府は金紙を交換し去る能はず、而して紙幣引換のとも亦止むを得ず是に於て政府は銀行の設立を以て焦眉の急と爲すに至れり斯の如くにして政府は紙幣を減少する爲めには金札引換公債證書を發行すると爲したるが銀行設立のみに付ては政府は大に議論あり。或は英國の銀行に倣ふべしと云ひ又或ひは米國の銀行に擬すべしと云ひ久しく決せがりしが四年の十二月に至り遂に國立銀行設立の説に決定したり。但し純粹なる米國流の國立銀行制度にあらずして其實は英米の兩制を折衷して成りたる者なりしと雖も尙ほ當時直ちに條例を發布するに至らざりし。

明治維新以後民間貨幣を鑄造して之れを使用するものありしが明治四年の末に至りては鑄造二分金の民間に流通すると殊に多く爲めに人民は取引上の不便甚たしきを以て之れを厭忌し却て紙幣を望むに至りしが故に現在充分の金貨を有せる者と雖も紙幣に比し却て其價格を減したるとさへあり。剩さへ明治五年の頃には金銀の我國に輸入する者多く國內金銀に缺乏せざりしが故に政府は此際必らず銀行の營業を出願する者あるべきを思惟し明治五年八月に至りて條例を發布したり所謂國立銀行條例即ち是れなり。今此條例の要領を按するに左の如し。

一 銀行を設立せんとする者は其資本金の總額に對する十分の六丈けの太政官民部省若くは大藏省の札を政府に上納し金札引換公債證書を受取り銀行は此公債證書を抵當として政府に納め資本額十分の六に當る紙幣を受取るべきと。

一 此銀行は其發行せる紙幣に對して三分の二に相當する金貨を準備として保存すべきと。

一 五人以上組合の上銀行の設立を願ひ出づる時は必らず之れを許可すると

一 公債證書の利子及び海關稅を除くの外は銀行發行の紙幣は全國一般に通用すべきと

一正貨と紙幣を交換せんとする者あれば銀行は何時にても之れを引換ふべく
若し銀行にて引換ふるとを得されは政府にて之れを引受くると

舊國立銀行條例の精神は即ち右の如くにして而して政府は當時銀行紙幣の總發行額を以て大約一億萬圓計りに限るの目的なりしなり。其故に例へは百萬圓を以て一箇の銀行を設立せんに内六十萬圓は政府の紙幣を以て金札引換公債證書を買ひ之れを抵當として政府に預け其代りに同額の銀行紙幣を受取り殘餘の四十萬圓は紙幣交換の爲めの準備として正貨を備へ置くとなり。故に銀行にては一方には紙幣を世間に出して尋常の貸金と同一の利息を得他の一方にては公債證書の利子六分を得結局二重の利益を得る姿なり。尤も殘餘の四十萬圓は之れを使用せずして單に保存するのみと雖も六十萬圓を三重に利用するを得るか故に彼此差引きするも銀行は尙ほ多分の利益あるとなり。而して其他の一方にては銀行設立せらるゝに従ひ金札引換證書愈増加し政府紙幣愈減少するの仕組にして銀行紙幣愈増加して一億萬圓と爲るの曉に政府發行の不換紙幣は跡を社會に絶ち金貨兌換の紙幣のみ流通するに至るなり。例へは銀行の資本金一億

萬圓に至れば銀行は四千萬圓の金貨を保存し六千萬圓の政府紙幣を政府に入れ金札引換公債證書を受取り之れを抵當として更らに銀行紙幣を受取るとなるか故に當時政府紙幣の流通高を以て一億萬圓なりしと假定すれば銀行の資本金一億六千萬圓計りに達すれば政府の不換紙幣は盡く政府に入て金札引換公債證書に化し其代り一億萬圓の銀行兌換紙幣のみ流通するに至るなり。左れば此條例の精神は理論上完全なりしと雖も只夫れ當時に於ける我國の實狀に適せざりしが故に久しからずして其失敗を來たすに至れり。

我國銀行の創設は實に右の條例に依る者にして而して當時右の條例を遵奉して營業を願出てたる者東京に第一銀行横濱に第二銀行大坂に第三銀行新瀉に第四銀行東京に第五銀行ありたり。其中大阪の第三銀行は中途にして願ひ下げを爲したりと云ふ。夫れ此條例は前述の如く大に銀行の利益を保護し而して銀行か其營業に依りて得べき利益は少しと爲さざれば若し他に妨害因の存在するとなくんば銀行は各地に續々勃興すべき筈なりしなり而して遂ひに其勃興せざりしは何そや。是れ亦理由なくんはあらず。

抑も我國當時の狀勢たる維新革命の餘響を受け百事尙ほ未だ其緒に就くに違わらず爲めに商業社會の秩序も紊亂して金銀の價の如きも亦高低常あらず。而して一時金貨の輸入多かりし所以の者多くは政府か外國より貨幣を借り入れたるか爲めなりと云へり。且つや我國外國貿易の形狀たる夏季に於ては生糸及び茶の輸出多くして輸入品少く冬季に至れば輸出品少く輸入品多きか故に冬季は貨幣の輸出多きを常とするなり。是に於てか紙幣と金錢との間に漸く高低を生し明治七年の末に至ては金貨百圓に付き一圓五十錢或は一圓二拾錢の打歩を生し八年には其差更に甚たしく遂に五圓八圓の逕庭を見るに至りたり。是時に當り僅々二百三拾萬圓(當時四銀行の發行紙幣額)の銀行兌換紙幣にして焉んそ不換紙幣一億萬圓の下落を維持するを得んや銀行紙幣の一時に取付けに逢ひたる者曾て怪むに足るべきなし。而して銀行は其紙幣を金貨に交換するの義務あるとなれば勢ひ其損失あるを知りなから高價の金貨を以て紙幣に交換せざるを得ず、諸銀行には政府に拜借金を得僅かに金貨交換の危急を免るゝを得たり。當時の事情正さに斯くの如し、而して四銀行は止むとを得ず其營業を停止したり。

既に銀行にして其營業を停止せば公債證書にて僅々六分の利子を得るに過ぎず、斯くして豈に又銀行の營業を願ひ出づる者あるへけんや。明治七八年中銀行の増設なきは勿論のとしして而して營業の銀行なき以上は通貨市場に不融通を來たすと亦當然の事理なるのみ。加之ならず明治七年十一月の末には小野組島田組等を始め其他重大なる商家八九軒の破産あり、是れ獨り紙幣の下落のみに依るに非らず其他にも大なる原因ありたり。初め政府が此等の爲替方に金錢の出納を委託するや甚た不取締にして従つて其營業の仕方も頗ふる勝手と爲り政府の預金を以て工業等を企つるとを爲せり。故に大藏省にては検査局を設置し明治五年六年の頃より検査を始め七年の頃には最も嚴密を極めたり。然るに斯く窮届なる検査を受けては到底從來の事業を維持するに由なく遂に小野組島田組は相踵て倒産したるのみならず其關係する處甚た廣きが故に商家の相率ひて破産したる者尠からず。夫れ此の如く銀行は其營業を停止し屈指の爲替方は倒産したるが故に通常市場は愈不融通を致すに及ひたり。

情況已に斯くの如くなれば舊國立銀行條例は畢竟之れを改正するに非らされは

銀行設立又希圖す可からざるなり。

條例の改正に付ては政府中區々の議論あり。或は舊條例の主意即ち正金銀行の精神丈けは之れを存して其手續のみを改正せんと云ひ或は夫れにては到底營業者無かるへしと云ひ種々の議ありしか結局舊條例の正金交換紙幣の主旨を變し紙幣交換のとに決せり。且つ又此時に當り政府は從來の祿制を廢し一億萬圓餘の金祿公債を發行したるか若し之れか需用の途を開くに非らされは其價格の下落或は測る可からざる者あらんとよりして新國立銀行條例は金祿公債證書を抵當として紙幣を發行する國立銀行を設立するとを許したり。新國立銀行條例は明治九年九月に發布し其規定の要旨は左の如くなり。

- 一 國立銀行は政府より發行する公債證書を抵當とし之れを大藏省に預け銀行紙幣を受取り引換の準備金を設け之を發行し其業を營むものたる
- 一 國立銀行の營業期限は二十年にして其期限を過くれは繼續を出願するを得
- 一 國立銀行は資本金額十分の八を四朱以上の利付の公債證書を大藏省に預け

同額の銀行紙幣を受取ると

- 一 國立銀行は通貨を以て其資本金額十分の二其發行紙幣に對する四分の一を準備金に備へ置くべきと
- 一 國立銀行より發行する紙幣は公債證書の利子及び海關稅を除くの外全國一般に通用すべきと
- 一 國立銀行は其預金總額中少くも十分の二五即ち四分の一を預金返却の準備として積立て置くを要すると

改正條例の要旨は大略右の如し。而して國立銀行は其紙幣の準備に充つるに通貨を以てするに至りたれば名義上こそ其紙幣は兌換紙幣なれ實際は不換紙幣に異ならざれば此紙幣を銀行に交換を乞ふ者一人も之れある筈なし何となれば不換紙幣を以て不換紙幣に換ふるなれば素より交換の妨なればなり。故に右條例は比例準備を銀行に置かしむる者なれども銀行の準備は更らに其效なく其實準備なきも同じきなり。

政府が新條例を制定したる精神は今日我輩の窺ひ知る處にあらずと雖とも其後

幾くもなくして不換紙幣の大に國內に増發せらるゝに至りたるも既に此條例ある以上は誠に止むを得ざりしなり。前述のごとく舊條例の精神は金貨兌換の銀行紙幣を發行せしめ政府發行の不換紙幣を償却するに在りたれども新條例は之れに反して却て不換紙幣を國內に増發せしむる一方法たるに過ぎず。若し夫れ條例か銀行をして政府に預けしむる公債證書を單に金札證書の引換に限りたらんには假令當時の銀行紙幣をして正貨兌換の紙幣たらしむると能はざりしにもせよ銀行か準備金として積置く丈けは紙幣の流通を減少することを得たりしなり。然れども之れ單に金札引擔公債に限らざりしが故に假令一方にて銀行か準備金として庫中に保存する丈け政府の不換紙幣は流通を減するも他の一方にては金餘其他の公債證書の抵當にて發行する紙幣あるが故に結局他の公債の抵當に相當する丈けは紙幣を増發する有様ならざるを得ず。

條例改正せられ而して舊條例の下に結社したる者其組織を變し新たに願ひ出ることと爲りしが此新條例は銀行をして百萬圓に付き八十萬圓の公債證書を所有する上に更に八十萬圓の銀行紙幣を利用し結局百萬圓に付き百六十萬圓の利用

を得る譯なるか故に爾來大に資本家を獎勵して争ふて銀行を設立するの趨向を馴致し明治九年十月第一國立銀行を東京に創設せられたるを始めとし諸地方に續々勃興し明治十年には銀行數二十六其發行紙幣千三百十六萬圓餘なりしが同十一年には其數四倍して九十五と爲り其紙幣の總額二千五百十三萬圓餘に達せり。然るに明治十年には西南の亂あり。政府は其費に堪へず止むを得ず不換紙幣を増發せざる得ざるの勢ひに臨み爲めに二千七百萬圓の紙幣を發行したるが故に政府紙幣は愈其數を加へ同十一年には一億二千萬圓餘の巨額に上ほり一方に於ては迅速なる勢力を以て銀行紙幣の増加あり。而して他の一方に於ては政府大に増發せしかば若し速かに之が處分を爲さずんば兩紙幣愈膨脹し我財政上に非常なる困累を生すべきを以て政府は戦争の終るを待つて減債法を立て二十八年を期し政府紙幣を償却するの計畫を爲せると同時に左の布令を發して銀行紙幣の増加を豫防したり時に明治十一年三月なり。布令に曰く

「國立銀行より發行する紙幣は資本金の十分の八たるべしと雖ども大藏卿は全國に發行すべき銀行紙幣の總額を制限するとあるべきが故に新たに其資

本金を制限し又は其設立を許可せざるとあるべし」と。

斯くの如く政府は国立銀行の創設を制限し兼て紙幣の増加を豫防せんとしたれども未だ全く其目的を達せず、則ち明治十二年には銀行數百五十有三に及び銀行政府兩紙幣の總額は明治十二年には一億四千六百餘萬圓にして同十三年には一億四千三百萬圓餘ありたり。而して明治十三年に至り政府は又国立銀行の創立を許可せざるとに決定したりと雖ども然れども一旦増發せられたる紙幣は漸々其價格を減じ明治十二年以來金紙の間非常なる差異を生じ財政上并びに經濟社會に大なる困厄を與ふるに至りたるも誠に止むを得ざるなり。

以上に示したるが如く明治九年以來不換紙幣は大に過發せられ而して其過發の紙幣は尠少ならざる害毒を與へたるが故に政府は大に其處理方法を改め銀行制度を改革せんとを企て明治十五年に至り斷然国立銀行制度を廢して中央銀行制度に改め從來の国立銀行は其營業期限後は其繼續を許さず其紙幣も營業期限内に償却せしむることとし、同時に日本銀行を東京に創立したり。當時政府が日本銀行を設立したる主旨は概ね左の數條に外ならざりしと云ふ。

第一 從來の国立銀行には共同の働きなきが故に日本銀行を設け各銀行を統轄せしめ此弊害を匡正すると

第二 從來の国立銀行は資本小なるが故に社會の金融を助くるに其力少きと

第三 從來貸金資本缺乏するが故に金利も亦高し是れを以て日本銀行を設け

此金利を低下せしむべきと

第四 海外に流出せる正貨を回收せしむると

第四 國庫金を日本銀行に取扱はしむると

右の條中には素より非常なる誤謬を含むものも之れなきにあらずと雖ども茲には之れを論ぜざるべし。

斯くして日本銀行は創立せられ明治十七年に至り兌換券條例發布せられ日本銀行は明治十八年を以て始めて兌換券を發行し明治二十一年に至り兌換券條例に改正あり。二十三年再び改正する所ありしが三十二年更に該條例を改正せり。現今行はるゝもの即ち之れなり。

日本に於ける銀行制度の沿革は大略以上の如し依て爰に現時日本銀行の兌換券

發行の方法を述べて結末と爲すべし。

兌換券發行の方法は改正兌換券條例に依るとにして其要は左の如し。

一日本銀行は一億二千萬圓迄は證券類を保證として紙幣を發行するを得ること

二一億二千萬圓以上に紙幣を發行せんとすれば必ず正金銀の準備を要すると
三必要のときは二億一千萬圓以上と雖ども租税を納めは正金銀の準備を置かずして紙幣を發行するを得ると

四右一億二千萬圓の中現流時通する國立銀行紙幣に相當する金額丈は國立銀行紙幣を償却するに從て發行すべきと

五右一億二千萬圓の中二千二百萬圓は無利息にて政府に貸すべきと

由是觀之日本銀行の紙幣發行の準備法は分額準備法と紳縮發行法とを折衷せしものにして我輩か前段に論じたる最も弊害の少き方法なりとす。

明治廿一年改正兌換條例に依れば所謂保證準備發行額は七千萬圓なりしが二十三年保證準備發行額を増加して八千五百萬圓となせり。而して此所謂八千五百

萬圓は政府か我國通貨流通の最低額と假定したる者なるが果して適當の假定なりしや否やは實際上の問題なれば暫く之れを措き茲には之を論せざるべし。儲て此の制限を適當なる假定なりとすれば第四第五二ヶ條の制定あると甚た必要なりとす、何となれば其當時我國に流通する紙幣は獨り日本銀行の兌換券のみに非らず政府紙幣は小紙幣を除き大凡三千二百萬圓國立銀行紙幣は大凡二千六百萬圓計り流通せり。其内政府紙幣の準備金として一千萬圓計りは政府の掌中に存せりとのとなれば此兩紙幣のみにて金銀貨を代表せざる分四千八百萬圓計り流通せる譯けなり。故に若し此時に當り全然日本銀行に許すに證券保證の八千五百萬圓の發行を以てせば結局無準備の紙幣一億三千三百萬圓計りに上るとなり。若しも前述八千五百萬圓を以て我國に於ける通貨流通の最低額と假定すれば此一億三千三百萬圓の無準備紙幣は始終之を我國に維持するに由なく從て日本銀行の兌換券は何時取付けられて八千五百萬圓以下に下るとあるも知るべからず。而して八千五百萬圓を下ることあれば日本銀行は大なる困難を來たさゝるを得ざるなり。故に日本銀行か國立銀行紙幣を償却し而して政府か二千二百

萬圓の政府紙幣を償却するときに至て始めて日本銀行は無準備の紙幣を發行すると八千五百萬圓に至るを得るなり。但し政府は前條の如く二千二百萬圓の兌換券を日本銀行に借入れ政府紙幣を償却し而して此借金は日本銀行の營業期限則ち明治四十五年迄之れを返却する筈なりといふ。

第四章 銀行の管理法

第一節 銀行家たるに要する諸資格を論ず

世人動もすれば曰く銀行事業の如きは進退掛引を要すると至て少なく日々繰返して同様の仕事をなすに止まるが故に此事業には左程熟練見識ある人を必要とせず何人にも少しく事務に慣るゝときは之に當ると最も容易なりと。併しながら此の説誤謬の甚しき者あるとは銀行家其人の處置宜しきを得ざりしが爲めに最近五六十年の間に歐米諸國に於て破産閉店をなせし銀行頗る夥しかりしを見ても知るべきなり。蓋し銀行の事業も他の事業と同しく甚だ微妙の性質を有するとなれば適當の人ありて之に従事するにあらずんば直接には銀行の破滅となり間接には公衆の不幸となるを免かれず。然らば銀行家たるには如何なる資格を必要とするやと云ふに此事業に適當ならんとするには他の事業に於けるか如く世間稀有の良才あるとを要するなり。尤も専門の技藝は衆人の間に頭角を顯はす程の深きを要せず唯た何れの専門に關しても一通りの心得あるを可なりとす。或る一方に向つては夥多しく才能の發達するも他の方角に向ふては全く

缺乏し之を有形の物に喩ふれば夫の福助の如く頭顱のみ巨大にして四肢の之に稱はさるか如き有様ある専門家は銀行者たるに適當ならずして總へての方角に向ふて能力か相當の發達をなし其間に適當なる釣合ひ權衡を保つ通人こそ此事業には望まじけれ。則ち奧行を深ふして間口の狭少なる詩人又は哲學家の如き理學者又は文人の如き雄辯家又は政治家の如きは固より金錢の取扱ひには宜しからず。之れに反して夫の奧行は左程長からざるも間口も亦左程狭少ならず其權衡の宜しきを得て所謂普通知覺なる者に富める實際家にして始めて銀行家たるを得べきなり。

斯くの如く銀行家たるには驚く可き長所あるを要せずと雖とも甚しき短所ありては大いに不都合なりと知る可し而して其最も銀行事業に當るに著しき短所たるは判斷力の乏しきにあり即ち銀行家は緊要問題の出來したるときは之れか得失を思料して迅速に曲直の判斷をするを要するなり。蓋し優柔不斷の人は何事にも常に深思熟考の四字を口實として以て斷行を遷延すれ共然れども判斷力に乏しき人は實際に於て深思熟考をなさるゝなり。何となれば之を熟考する時大

いに苦心焦慮を引き起こすか故に先づ暫く心を放ちて他の事件を勘考するなり若しも之を差置く能はさるときは議論の決着を遷延す可き口實をのみ種々様々に工夫し之れに一時を凌ぎ以て苟安の策をなすなり。實に不決斷の習慣を是迄て養成し來りたる者は問題の起ることに奮て之か得失を調査し迅速に之か判斷をなすの勇氣なく常に決斷迂遠の口實を搜索するに汲々とし若し之を得れば之にて一時を彌縫するなり之を以て遂に奸機を失ふて復た恢復する能はさるに至り或は厄運已に切迫して復之を回らす能はざるとあり爲めに銀行の事務を誤る幾くなるを知らざるなり。次に此事業をなすの前途に横はりて甚だ妨げとなる悪性質は確乎不拔の精神に乏しきにあり蓋し銀行家は深思熟考の上決定したる事は飽迄も之を守るの勇氣あるを要す他人若し己れに反對の説を主張すると非は之に向ふて斷然否と答ふるの勇氣なかる可からず而して一たひ否など云ひたる曉には固く其の言を守るを要するなり。又夫の匆卒にして短氣あることも宜しく銀行家の自ら警戒す可き所にして己れの好む所己れの癖する所に因て心を動かされ事の判斷を誤るは人情の常として有り勝ちのものなれば是も亦大に銀

行家の注意す可き所なり。

且つ夫れ如何なる身分如何なる職人の業にても己れ自身を知るの明あれば甚だ利益あるとなるか中に就て銀行家には此事特に甚だ大切なりとす。抑も銀行家たる者は虚心に己れの長所と短所とを區別し得るを要す即ち己れの性質は餘り用心堅固一方に過ぎて事機を失ふの憂はなきや將た餘り寛裕にして不取締に流るゝの嫌ひはなきや己れの人に接する有様は果して叮嚀なるや或は無愛想なるや己れの癖として事物の善惡兩面を見ることを得ずして兎角其都合善き點のみを見て其裏面に不都合なる箇條あるを遺忘する誤りはなきや又は常に其害のみを見て之に伴ふ利益あるも之を見遁すが如き過失はなきや廣く世間の人と交際をなすは己れの事業に取りて利益あるや又は却て不利益なるや銀行の顧客より進物杯受けて爲めに己れの事業の上に無理なる遺縁をなし遂に大失敗を招くことなきや杯と始終自ら反省すること必要なれ。又若しも事業上に損失をなしたるときは詳に其原因を搜索し是の失策は自然の物の勢ひに出づる乎將た又己れの性質に短所ありたるか爲めに起れるかを吟味す可し。而して事に臨んで確平

不動の精神なく又は先見遠慮の策なく又は耐忍力に乏しく又は是非の判断を誤りたる場合あらは能く之を記憶に留めて將來再たひ同様の不都合之なき様注意すると甚だ肝要なり古語に曰く『人は己れを知るを要す人の賢明なる單に此一點にあり』と。殊に銀行家の記憶すべき箴言なり。

併しなから銀行家たる者は自ら己れの短所を熟知せざる可らずと雖も己れの顧客の爲めに之を看破せらるゝとなき様に注意すべし。凡そ賢人は己れの缺點を知ると雖とも然れども決して之を世に公にせず世に之れを公にする者は獨り愚者あるのみ。若しも銀行家の許に就て金錢を借用する顧客の中に狡猾なる者ありて銀行家の性質を洞察し或は賄賂を容れ或は諂諛をなし或は強迫手段を用ひ銀行家の性質に應じて其れ〳〵の方便を使用するに於ては銀行家は全く顧客の掌中に弄せられて自由自在唯其命是れ従ふと云ふ有様に陥るに至るなり。是れを以て銀行家は常に多額の金錢の借用に來る顧客とは餘り親密なる交際をなさざること常に然る可きなり。

次に銀行家たるは獨り己を知るの明ある可きのみならず又他人を見るの活眼な

きを得ざるなり。先づ己れの使役する番頭手代の能不能を辨別し其れ／＼事務を配分せざる可からず。又適當なる人を己れの探報掛りとして一個人若しくは一商社の内情及び評判を聞知せざる可からず。且つ適當なる相談相手を選び出たさゝる可からず。而して此相談役には先づ己れの短を補ふを得る所の性質ある人を選抜するを要す。而して如何なる事業に従事するに付けても己れ自ら之を擔任せしめて成る可く他人を使用する方法を知らざる可からざるなり。蓋し巨大なる銀行等に於ける重役人は唯だ最も肝要なる用務に當り較や不肝要なる分は之を助手に委任す可き筈なるに人を打忘れ一切の事務を銀行家か盡く自ら之を擔任し爲めに己れの健康を損害し遂に不都合を引起し銀行の名譽を毀傷するに至りたるか如き例は合本銀行の歴史上に往々目撃する所なり。

以上陳述せる其性質を備へ其の惡性質を有せざる人こそ始めて眞銀行家たるの冀望を屬す可きのみ。而して此の如き人に非ざるよりは假令如何なる金科玉條を列擧するも到底之を活用する能はざるなり。

第二節 銀行理事法の概略を論ず

吾輩は既に銀行家たるに必要な根本の性質を論説し了はりたれば是より本論に入り銀行理事の規則標準を示さんと欲するなり。

銀行家たる者は己れの時間を節省儉約する様注意すべきなり。而して時間節省法の一は前に述べたるが如く一層下等の事務は之れを他人に委任すへし。會計掛をして帳簿を預り計算をなさしむ可し。秘密を要する書翰は格別なれども大抵の書翰は書記に認めしめて己れは唯だ之に署名すれば則ち可なり。又銀行内の秩序作法を維持するは之を一番番頭に委託すべし。其の他各事務をなさしむる爲めに鋭敏の人を選挙して之に當らしめ己れは只だ大體の監督取締の義務を盡せば充分なり。且つ其れ／＼の掛りに其れ／＼の長を置き而して是等の人々には較や廣濶なる獨斷の權を與へ瑣々たる細事までも一々銀行家の指揮を待つか如き習慣を養成せざること肝要なり。之れに反して若しも銀行家に於て餘り役人の仕事に干渉をなすときは皆な自ら考案を出たす能はざるに至り責任を重んずるより起るべき苦慮焦心をなさざるに至り事に臨んで自から決する能はず皆な銀行家の裁定を仰くととなりて其の結果銀行家の繁忙言ふ可からず。故に

斯の如くならば現時の役目をなさしむるも左程銀行家の手助とならず、况んや之を一層肝要の位地に進むるか如きは到底冀望す可からざるなり。

時間節省の第二は一定の順序によりて事務を取るにあり毎日一定の時刻を期して銀行に至り又種々の事務を取るにも日々同様の順序に従ふを要す。而して銀行より退散するにも必らず一定の時刻に於てすべきなり。此の如き規定を遵守するときは其の都度々々に一々事を執る順序を定むるを要せず又日々出入の時間を定むるを要せず自然機械の動作の如く爲めに精神を費さるに至るを以て時間を節省する鮮小にあらず。

時間節省の第三法は顧客との應接を成るべく速かに切り上くるにあるなり。用事ありて客の尋ね來りたるときは其の用談より他の事件に談話を移す可からざるなり。又銀行家の客に應接するや寧ろ立ちなから之と相談すべし。左すれば客の方にて自然に立なから挨拶するを以て速かに退散するものなり。則ち己れに於いて泰然として椅子に倚るときは客も又悠々として椅子に倚るか故に兎角長坐の傾向あれども雙方共に椅子に倚らす立談をなす時は迅速に辭し去る

ものなり。又冬季に於ける客をして暖室爐の側に着席せしめは温暖にして心地宜しきか爲めに輒もすれば長坐をなすの恐れあるにより應接所の道具の装置に注意して客の坐席は成る可く入口の近傍に設置して一どつには温暖ならしめず、又一どつには客が出ていざ欲すれば直ちに出づるを得る様便利を與ふ可し。是れも來客の長坐を豫防する一法なり。且つ又應接所の位置は其の一方の戸口は往來に面せしめ他の一方の戸口は事務所へ通せしむるを要す。斯くの如くするときは假りに來客あり金子借用を申し込み應否の返答をなすと甚だ六ヶ敷とありとすれば容易に事務所に入りて自ら思案を廻らす可く、或は來客の貸借の帳簿を調査して判断をなし後ち客に向つて應否の返答を言ひ放ち得るなり。若し然らずして巨額の手形の割引を請求する客あるが如き場合に其面前に於て之か決定をなし其深思熟考、孤疑躊躇の有様皆な之れを來客に目撃せらるゝに於ては此間客の方より言語を交へ或は歎願し、或は議論し或は脅嚇し或は諂諛し種々方便を選ぶるを以て一々之れに應ずるとは甚だ面倒なるのみならず大に時間を浪費するの恐れあり。故に判断は隣室に於てし客に對しては只た諾否の挨拶を

なすのみにて成るべく之と問答せざるを可とす。若し夫れ銀行家は直接に顧客に面會せず番頭をして手形を受け取りて銀行家の居室に持參せしめ應否の返答を傳言せしむる慣習を養成し而して顧客の方にも之を以て不愉快の感覺を起すことなきに至れば更らに妙なりと云ふ可きなり。

銀行家は己れの事業に關係する報告を蒐集し之を帳簿に登録せざる可らざるなり。尤も前にも云へるか如く銀行家自ら帳簿に記入をなすは不可なり。併しなから番頭或は書記をして諸種の帳面を製し或は己れの顧客の性質を詳細に記載し或は己れの顧客にあらざる一商人又は一商社の名前ある爲替手形の金額を記入し或は己れの顧客の爲めに割引又は貸金をしたる金額を登記し或は顧客が日銀行に對して有する貸金の多寡を記入し或は銀行家が顧客と締結したる特別の約束を記載し或は銀行全株の出入を記載せざる可からず。而して職業に因て部門を分ち之に由て顧客の姓名簿を製するも必要なり。何となれば若し或る大事件出來して或る職業に従事する者は相率ひて困難に陥るるとか又は幸福を享取するとか何れにも一大影響を蒙るあらは此姓名表に因て己れの顧客の中に

は果して幾人程其の影響を蒙るやを判定するに足るの標準あればなり。

以上は何れも大切の帳簿なりと雖も中に就て尤も肝要なるは顧客の身分性質を詳録するの帳簿なりとす。勿論熟練經驗の銀行者にして而かも記憶力強盛なる者は己の平生取引をなす諸商人諸會社の地位性質を熟知して之を胸中に記憶し居るなり。併し斯かる人に對しても尙ほ右の如き帳簿の必要之なしと斷言する能はざるなり。何となれば銀行家の記憶が如何に強大なりと雖も數多き顧客の事なれば大事なる場合に當て之を忘却して思ひ出す能はざるが如きとあるを免かれざればなり。且つ又銀行家は絶えず銀行に出勤すと云ふ次第にも行かす時として用向きの爲めに旅行し或は疾病等にて不參するともあらん。此時に當り若し代理を置くとせんには其の代理人は右の帳簿あれば之に因て顧客の性質を知り得べきも之なきときは其の由る所更に之なければなり。或人曰へらく商人商社の有様は絶えず變更して一定せざるが故に帳簿に記載する所も亦甚だ依頼し難しと。然れども是れは不通の難問のみ顧客の有様に變更あれば一々其の變更の模様を記憶すれば參考の爲めに其の重寶なると夥しきなり。

一四〇

さて新たに己れの顧客とならんとする者の眞情内幕を探索するに就いては何物に就て之が報告を集むるを得べきやと問ふに兼て其の人が取引をなせる他の銀行家に依頼すれば大抵分明なるべし。獨り此に注意すべきは兎角銀行家は只た顧客の預け金の額のみによりて其の人の性質を判断し他の關係に於て如何なる不都合あるをも顧みずして頻りに之を稱揚することもあり。或は平生取引をなして多少親密の情あるを以て之を庇保し不都合あれども之を隠蔽すると云ふ事情なきにあらず。去れば他の銀行より聞き取りたるも多少斟酌したる上にて信用を置くべき者は置くどとすべし。次に此の種の報告を得る泉源は其の人の同職同業者に問ひ合はするに如かず。同事業に従事する以上は相互の内情を知る者にして問屋は小賣商の内幕を知り、小賣商は問屋の眞情を知り、又問屋の中にも小賣商の中にも互に之を了知せる故に他商賣の人に於ける如く又隠蔽すると能はざるなり。而して銀行家は己の顧客の内には必ず千差萬別の事業家あるに由り之に就て尋問する時は如何なる商家の有様と雖も推測し能はざるとなきなり。且つ又始めて取引を約束するときに然る可き紹介人を要し之より詳細

に顧客の性質營業の模様を聽取る可し。若し相當の紹介人なくは顧客自らをして之を辯明せしむ可し。

己に顧客となる以上は顧客の帳簿に就て察知し得べし。振出手形預り帳を一見すれば其の取引の分量を測るを得べく、日計帳を見れば銀行に對して幾何の貸金あるやを推す可く、其の割引の爲めに持參する爲替手形の多寡及び性質を見れば其の平生信用する所は如何なる商家なるやを知る可く、又他人が己れの顧客に宛て發行したる手形を持參するときは顧客の平生取引する人民は如何なる種類にして顧客に信用を置く人々は如何なる人種なるやを知り得べきなり。而して此他にも其の性質を知る一大方便あり。他なし其の人に面會して其の態度を見ること是れなり。此方法も他の方法の如く往々日常の間違ひを引き起すことありて現に人は見掛けに由らぬものなりとは世人の唱ふる所なれども大體より言へば人の外貌は以て其の内情を示すに足るなり。或る商社にては始めより番頭手代を以て銀行に割引を依頼するとあるか是も通例の高なれば左程懸念を起すにも及ばず。然れども若し非常の巨額の金子を要求するときには社長其の人に

來談を請ふ可し。其の人の性質に就いて疑點ありて狡猾なるや、正直なるや、投機者なるや、正業者なるやを判断するに困却するときには初對面の折に此人の性質は斯くならんと感覺したる所を以て判断をなす可し。而して銀行家の此判断は通常十中八九迄は外れざるものなり。蓋し右に述ぶる顧客の内情に關しては都府の銀行より地方の銀行の方が其便利多きなり。地方に於ては事物甚だ密雜ならざる故に顧客の兩親親族の有様其家族朋友の性質其の親族より貰ひ受けたる財産の分量或は將來貰ひ受くべき財産の分量當人の習慣及び氣質に至る迄瞭々として掩ふ可からざるなり。

銀行家は一定の主義を抱懐するを要す則ち己れの銀行の事務を執行するに大體の主義を有せざる可からざるなり。物品を抵當に取り或は荷爲替を抵當に取り又は倉庫の受取證或は將來の權利を抵當にして金錢を貸し出す可きや、及商業に關係せざる取引に基因する爲替手形の割引を爲す可きや否や將た三ヶ月以上に亘たる長期限の爲替手形の割引を爲す可きや否や等の問題を始め其の他尙ほ疑點に屬して一定の輿論なき事柄に關しては大體の主義を定め置き之に由りて事

を執ること尤も肝要なり。

主義を定むる時は第一時間を節省するの利益あり。一客あり荷爲替を抵當として金錢を貸されよと申越したりとせんに、若し平生より荷爲替は抵當に取らずとの内規なれば是れは弊社の規則に違背するに因り應む難しと云ひ放ては夫れにて充分なり。然れども若し前以て社則を設け置かざるときは斯く簡短に言ひ放つ譯に行かず多少の問答をなし此間圓滑に之を拒絶せざれば大に客の感觸を毀損するを以て爲に時間を費すと少なからざらん。第二の利益は銀行家の決斷を助くるにあり則ち客の辯論如何に自在なるも客の説得如何に巧妙なるも銀行家は之か爲めに説き伏せられて其の心を動すことなきを得るなり。其の心中に一定の主義あるときは假令顧客が如何なる饒舌を以て攻來るも恐るゝに足らず多辯の人に對しても寡言の客に對しても斷乎として同一返答を爲し得べきなり。蓋し銀行家は其の胸中に向ふて大いに主義原則を貯藏するを要すべし。而して此の原則主義は其の經驗の増加するに従ふて増加するは勿論なりと雖も顧客に對して此が道理を説明して喋々するは決して智者の行爲と云ふ可からざるなり。

銀行家は己れの主義に違背するの故を以て顧客の要求を拒絶するときには唯だ拒絶するのみに止め其の理由を説述せざるこそ最上の策なりとす。何となれば銀行のとは甚だ密雑にして公衆は其の主義原則の説明を聴くも之を了解する能はざればなり。且つ又顧客は元來金錢の借用を要求するものなれば其の虚心平氣なる能はざるが故に如何に議論を以て拒絶の理由を辯明するも決して之をして感服せしむるの見込なければなり。加之のみならず銀行家が銀行事業に長ずるに至りたるは理論に由て然りしにあらざり、多年實際の経験に由て其の妙所に達したるものなれば銀行家は某々の主義は銀行事業に取りて遵守せざるべからざる者なることを知るも何の故に然るといふ説明は其人の自ら之をなす能はざる者多し。然らば秋毫の實驗なき顧客が獨り論理上の判断のみに由て銀行事業の原則を覺悟するに至らんとは到底冀望す可らざる所なり。此等の理由あるを以て銀行家は己れの主義の道理は己れ自ら之を胸中に秘藏して他人に語らざる様注意すべきなり。

併しながら銀行家は是非共に一定の主義を抱懐するを可とすと主張すれども如

何なる場合に際しても此主義に違背する處置をなす勿れといふにあらざり。萬止むを得ざる場合には勿論變則權道に依頼するも可なり。然れども萬般の原則皆な例外の場合ありとの真理を口實として少しにても都合好く又利益ある場合あるや忽ちに其の主義を破るあらば遂に例外の場合却て正則の場合よりも多くなり到底無主義の銀行家となりて事業上に大害を引き起すに相違なし。此邊は銀行家の大に自ら警戒すべき所なり。

第三節 銀行家か手形鑑別に付き要する注意

銀行家は己れの顧客の發行したる爲替手形の割引を請はれたるときは獨り顧客か己れの銀行に對する金錢上の關係を調査して安心す可からず。其の外に其の手形は融通手形にはあらざるかを取調ぶることを要す。蓋し融通手形とは其の表面こそ尋常の爲替と同様なれども其の實は實際の取引を代表せず全く一時金錢の融通を爲す爲めに發行者が借主にあらざるものを借主となし發行したる空手形にして其の性質甚だ悪きが故に如何なる銀行にても之れを割引することを拒絶するなり。併しながら外面に於ては實際の取引を代表せる真正の爲替と毫

も相違する所なきを以て之が辨別を爲すこと甚だ困難にして往々誤りて融通手形を割引することあり即ち買取るとあり。然れども此二種の爲替手形を判別するの標準全く之なきにあらざるなり。

先づ眞正の爲替手形は如何なる場合に成立つやと問へば或る物品の産出者或は輸入者が卸賣商に其の物品を賣却し其の貸金を早く取らんとして手形を發行する場合は其一なり。此卸賣商か小賣商に其の物品を賣却し其の取引に基きて手形を發行する場合は其の二なり。此小賣商が一般の消費者に其の物を賣却し之に基きて手形を發行せる場合は其の三なり。

以上は同事業に關する人々の間に正實なる爲替手形の行はるゝ可き通例の場合なるか此外に同一の事業に従事せざる人々の間に純良なる手形の發行を見ることあり。即ち家屋建築家か材木煉瓦其の他建築の材料を買入るゝ場合の如く一事業に従事する者が其材料粗品として他の事業に従事する所の者より物品を買ひ入るゝと常に之あり。此場合にも材料を賣却したる方に於て他の事業家に對して爲替手形を發行し得るなり。例へば建築家に宛て石屋材木屋より手形を發行し得るなり。

蓋し爲替手形の盛んに行はるゝ歐米諸國に於ける百般の取引は大抵信用貸しをなすを以て以上述べたるが如く其の賣主が其の買主に對して手形を發行するも當然の次第にして又怪しむに足らざるなり。此に手形ありとせんに發行人は米の産出者にて承諾人は米卸賣商なるとか又發行人は米の卸賣商にて承諾人は米の小賣商なるとか又發行人は米の小賣商にして承諾人は米の消費者なるとか又は發行人は材木商にして承諾人は建築家なるとか云ふ如き場合には其の手形は先づ眞正の手形を鑑定して差支なかる可し。何となれば是皆商業上自然の順序に背かざるを以てなり。此中獨り少しく不安心なるは第三の分なり。其次第は他なし大抵一般の消費者は物品を買ふ時は現金にて支拂ふと通例にして例令信用借りをなしたりとて一ヶ月を出てざるを常とす。然るに二ヶ月にも渉る期限の爲替手形に消費者の名あるは是れ正實ならざる手形には非るか假りに正實の手形なりとするも其の人は左程永く負債を滞らす以上は或は支拂の見込なきにあらざるかとの懸念を引き起さざるを得ず。故に此種の手形の割引をなす前に

は非常の注意を要するなり。然れども殘餘の二種の手形に至りては是れ實に第一等の手形と稱す可く尤も確實なりと認定し得べきなり。

然るに世間には商賣上自然の順序に違背せる爲替手形の成り立ちて往々割引の爲めに之を銀行に持参する者なり。是等は甚だ疑ふ可き種類に屬し尤も銀行家の調査を必要とする者あり。例へば甲物品の作出者に宛て卸賣商の發行したる手形或は小賣商には卸賣商に對して發行せる手形の如き大に嫌疑を入る可き處とす。其の故は甲品の小賣商か其の間屋に向て甲品を賣却す可き筈なく甲品の産出者か甲品の卸賣商より甲品を購求す可き謂れなきに因り此手形は充分反對の證明あるに非ざるよりは實際の取引を代表せずと認定を下す可ければなり。材木屋が大工の棟梁に宛て發行したる手形は大體不都合なしと雖も若し之に反して大工棟梁より材木商に宛て發行したる手形あるあらは是れ嫌疑の繋かるを免れず。何となれば材木商か家を建築すれば格別否らすんは建築家より物品を購ひ入る可き譯合殆ど是無ければなり。又時としては同事業に従事する産出者と産出者との間或ひは卸賣商と卸賣商との間に爲替手形を發行することあれど

も是も甚だ不思議にして空手形にはあらざるかとの疑念を發せしむ。何となれば農夫か農夫より米を買ひ米の間屋が米の間屋より米を買ふことは通例あるまじき事なれば實際の取引を爲せしにはあらざる可しと思はるればなり。且つ又同事業に従事する者の間に發行する手形は萬一實際の取引を代表すれば投機の性質を帯ひて其の價の益々騰貴す可しと云ふ見込みを以て幾多の人の手を経るにはあらざるかとの疑念なき能はず。而して銀行に於ては世間投機の風潮に捲き込まれず超然獨立すべきを以て何れにしても容易に斯かる手形を買ひ込む可からざるなり。

蓋し融通手形は一種の詐僞手形なるを以て之か發行者は其の承諾人を見出たすこと甚だ容易ならざるか故に大抵は僅々たる己れの親戚親友の中より承諾人を作り出たし廣く世間に向ふて相當の人物に依頼する能はず。是を以て融通手形の發行人承諾人は極々親密の人なるを例とし而して商業上より謂へば二者の間に實際の取引ありたりとも思はれざる者を常とす。故に或る手形か眞成の手形なるか融通の手形なるかを辨別する大體の規則は發行者と承諾人とは商業上自

然の順序に於て貸者借者の關係を有す可き等なるや否と思考す可し。而して若し然る可き等なりと推測するを得ば正實の爲替なりと認定す可く然る可き等なしと思惟せらるゝ場合は融通手形なりと認定を下す可きなり。但し銀行家は己の顧客を信用するの餘り顧客の發行したる手形ならば直に之か割引をなし又其の他を顧みざるが如き場合往々あり。又顧客の方にて己の發行せる手形の割引を依頼せる時銀行に於て顧慮する所ありて其の承諾人の身分内情等を問ひ合せ或ひは手形の性質を取り調べなどすれば其の顧客は銀行か其の己れを信用せざるを憤懣して銀行と關係を絶つ覺悟にて種々悪評を世間に云ひ觸らすと常に之あり。斯の如く銀行家は手形検査の嚴重を要せずと思ふのみならず之をなせば己れの評判を墮さんとを恐るゝ故に唯だ顧客の名前をのみ持みとするに至るなり。然れとも是れ決して銀行家の爲す可き正道に非ざるなり。嘗て或る銀行に甲といへる顧客あり初めの程は善良なる爲替手形を持參して割引を乞ひ又己れの預け越し金額も甚だ多く且つ己れの承諾せる手形は期限を違へず之を支拂へり。此の時を違へざる性質と及び規則正しき性質を示したるか爲めに銀行

家大いに安心し深く信用して謂らく甲は富て盛んに商業に従事する尊敬す可き人物なり其持參する手形は皆な確實なるに相違なしと。少らくして甲は銀行家に謂へらく甲の事業も幸に隆盛に赴むき更に資本を要するを以て割引の最高額を上ほして一層多分の資本を供給せられよと。銀行家は異議なく之を承諾し此人こそ將來己れか良花客となるならんと竊に冀望を屬し居れり。此に於て甲の割引の額は膨脹し預け越しの高は減せり。然れとも己れの承諾せる手形又は相違なく支拂ふたるを以て銀行は猶ほ之を信用せり。然るに或時銀行の都合に因り甲の割引の最高額を大に引き下げたりこゝに於て甲は忽ち狼狽し其の馬脚を現して手形を拂ふこと能はざりき。蓋し是れ迄は甲は己れの融通手形を以て借出し其の手形を期限來るときは他の手形を割引し其の金を以て前の手形の金を拂ひ何の苦もなく巨額の金圓を使用せしに一旦割引の額を減せられしか爲めに前の借金を返す爲めに後の借金を起こす能はずして遂に破産をなせり。銀行は大に驚き承諾人に問合せんとせしに其の人は虚名にて總ての負債は皆な甲より取らざる可からざるを發見し始て己れの不取締よりして承諾人の身分及び

手形の性質を取り調へず爲に大損失を來たせるを悔ひたりといふ。而して是れ實に世間に往々起る所の事實なれば銀行家は宜しく警戒せざる可からず。蓋し手形の検査を嚴重にする時は怒りて去る顧客ある可けれども此の如き人は到底銀行に損を掛くるに相違なき人なれば關係を絶つも又惜しむには足らざるなり。

第四節 銀行家か貸金を爲すに付ての注意

銀行家は己れの顧客に向つて貸金を爲す時に尤も謹慎注意を要するなり。凡そ貸金に二種の別ありて一を活債と云ふ活債とは一定の期限に於て充分返済の見込あるものを云ふなり。而して此活債に短期永期の二種あるなり。他を死債と云ふ是は到底返済の見込なき者を云ふなり。銀行家は素より死債を避けて活債を専らにすべく其の中にも短期の貸金をなす可きは勿論なれども銀行家の方に於て大に謹慎注意を爲さざるべきは短期の貸金動もすれば死債と變化するの傾向あり。

然り而して其の一原因は貸金返済の期限來りて借方之を返さざるに銀行にて斷然之か處分を爲さず更に期日を猶豫し猶豫の日限來るも又返金を爲す能はすして又々猶豫を與へ遂に借方か破産を爲すとなり銀行家の貸金も返済の見込なきに至ること往々之あるなり。

蓋し相當の抵當を預り置かば此憂無しと雖も抵當を預り置かざるか又縱令抵當を取り置くも抵當の性質に依ては抵當たるの用を爲さざるものあり。例へば生糸の如き物品を抵當に取れば萬一の時には之を賣却して貸金を恢復すべきも或は水車を抵當に取り又は製造所を抵當に取り或は遠方なる田畠等を抵當に取る如きは甚だ危険の性質ありて若し銀行家か此抵當を利用するの最後の手段に依頼する時は決して其の目的を達せざるなり。何となれば製造所の如き或は水車の如き又は田地の如きは從來之に従事し居る事業家に取ては則ち利益の源泉にして甚だ重寶たれば容易に之を人手に渡すべしと思はれざれども他人が新に之を引受る時は種々の困難あり又某賣買の在る迄は其の價格を維持する爲に銀行家より人を遣はして製造所或は水車又は田地の取締を爲さざるべからず。慣れたる事業家には至極重寶なる可けれども慣れざる銀行家若くは他の人民は容易に之を利用する能はざるなり。故に之を賣却せんとすれば其の價の下落を來し

て到底貸金を恢復するの見込なければなり。例へば舊時は東京の銀行等に於ても往々地方の地券を抵當に取りて金を貸したるとあれとも其の返済の見込なきときには其の土地を賣らざる可からず。而して之を買ひし者か其の土地の近邊に在て其の土地の性質を知り其の他一切の事情に通ずれば高く買ふべしと雖ども若し左様に都合好き事の行はれずんば其の土地に就ては秋毫の見聞なき人々に賣らざるへからず去る時は殆ど二束三文にして抵當なき場合と殆んど一般なり。要するに如斯種類の抵當は唯其の持主と其の抵當との間に特別の關係あるか故に容易に之れを人手に渡すこと勿るべしとの推測に出るものにして實際抵當物の固有の價に於て貸金の恢復を爲し得へき見込ある爲に非ず、恰も或る學校の卒業生か其の卒業證書を抵當に入れ或は幕府時代に音曲家か己れの十八番の技曲を質に置きて金を借りし如く此抵當は賣らんとして賣るへからず、只其の要は持主と抵當物との關係に依る者なれば一旦其の關係の斷絶するや又之を如何ともする能はざるなり。此故に銀行家は其の貸金か期限に至て返済なき時の要慎として兼ねて抵當を取り置く可きは勿論なれども之を取るには容易に金銀と

代り得へき物品を擇むを要す決して持主と抵當物との一種の關係を抵當に取り土地或ひは製造所等を目的として金を貸し出すへからざるなり。

次に活債が死債に傾き易きは富豪の人に金を貸す場合にあるなり。僅に尋常の資産を有する者は到底約定の期限に於て返済の見込なき金額は勉めて之れを借り出すに謹慎をなすなり。何となれば若しも如斯不義理を爲すに於ては銀行家に對して評判を墜とし信用を失ひ後來資本を借出す節の障礙をなせばなり。然れども所謂財産家は毫も如斯遠慮を爲さず苟も見込ある事業なりと思ふときは直ちに之れに手を下たして或は宅地田畑の改良を爲し又は製造所を擴張し而して不道理にも銀行家は必ず入用の資本を貸し出す可しと希望するなり。此に於て銀行家も其の人を信じ其の人自らも信じて思へらく此借金は速に拂盡すを得へし何となれば此新規の事業より多分の収入を得るは近くにあるべければなりと。依て始めて要求したる丈の金を銀行は此人に貸し出すなり。而して事業の常として案外に費用の掛る者なれば又更に金を借出すこととなり結局は財産家の思惟したる収入は出來せざるか爲に貸金は一種の死債と變化する事往々之あり

るなり。要するに通常の人民は容易に事業を起して資本を借り出さざれども富豪の人は時に大膽なるを爲すか故に種々の事業を企て銀行家も如斯人には充分の調査を爲さずして金錢を貸す傾向あるに依り兎角損失を爲すものなれば是又大に戒慎すべき所とす。

次に活債か變して死債となり易き場合は合本會社より發行したる株券を買んとして貸金なきに困む人に資本を貸出す時に在り。往々銀行家は斯の如き種類の人に金を貸して利足を取ることあり。現に日本等に於て株券を抵當にして金の貸借を爲すは甚だ多し。尤も此種の借方にも種々ありて或る部分の人は始より金錢のなきにもかゝはらず銀行より金を借りて株券を買はんとするものあれとも大抵は然らず。始めは其の會社の利益を見込て己れの現に所有する財産又は己の將來所有し得べき見込ある財産を以て株金の拂込をなさんとしたるも實際株金拂込の甚だ烈しくなり己れの現金は既に費し盡して又餘す處なきに至り己を得ず銀行より利息付きの資本を借り受くるの急に迫まるを常とす。而して此の場合の多くは永く株券を所持して永遠に其の利益を得んとする當初の志望は

消滅して投機の心代て起り之れを買置かは久しからずして其の價の騰貴すべきか故に其の時之れを手放して莫大の利益を得んと思惟するなり。又之と同時に銀行家を説得して株券を抵當に金を貸さしむるに至る。此ときに當り考案通りに其の價の騰貴すれば重疊なれども投機の常として其の下落する時は第一借方非常の損害を來し次に銀行家は抵當物の價を下落する爲めに再び其の株券の騰貴するまでは其の抵當物は抵當物たる丈けの價なくして其の貸金は死債の姿に變化するなり。

此場合も割引の場合の如く投機商と取引を爲すは銀行家の甚だ困難を感じる處なり。若しも投機商の要求を拒絶して之れを貸さざれば投機商は怒て其の取引帳を他の銀行に移し之と關係を絶ち而して銀行家を讒謗して悪評を立つるを常とす。左れば逆要求に任せて金を貸せば其の金を以て投機の業に従事し己れ自ら破産を爲し而して銀行も損失を免かるゝを得ず。此際斷然の處置を爲すは容易ならず唯決斷の要點は投機商に資本を貸し出して己れの損耗を甘んずるか或は花客の數を減する覺悟にて始めより其の要求を謝絶するか二者の中其一を擇

ふにあり。此時に爲すへき上策は銀行家か如何なる金額迄は此投機商に金を貸して差問なきやを判断し夫れ丈は要求に應ずへし。然れとも若し投機商の方に夫れ丈にて満足せず更に貸金を所望するときは斷然之を謝絶すへし。尤も之を謝絶するに於ては彼不平の餘り其の銀行へ關係を絶ち世間に向て銀行の惡評を立るが故に一時甚だ迷惑なりと雖も到底投機者の身代限りを爲したる曉には一時銀行を疑たる公衆も銀行の聰明にして斷然要求を拒絶したるを感服するに至るへし。

手形の割引は英米各國に於て尋常の事業にして唯手形面に記載しある承諾人并に發行人又は裏書人の身分體なるや否やを見れば足れり。然れども貸金に關しては充分借方の目的を取調べ又借方の性質は如何なるや約束の日限に於て返済の資力を有するや否の調査を爲して始めて貸金を爲すへき者とす。次に貸金を爲すに就ては可成法律上の手續に依頼せずして己れの權理を全ふるの用心は豫め爲し置かざる可からず。則ち創業日尙ほ淺き合本會社にして其の内部の組織も充分明瞭ならざる場合に此會社か銀行より金を借り出さんとす

る時銀行は此要求に應して後來甚敷面倒を生ずることなきに非ず。此場合には會社に向て資金を貸さずして其の支配人の名目を載せたる約束證を取て金を貸すを便利なりとす。如斯すれば萬一返済の滞りたる時も極めて複雑なる組合法に依頼せずして單純なる一己人との貸借法に依て處分し得へきに因り大に便利なり。又支配人の方に於ても己れの借金に非ずして會社の借金なりと云ふときは自ら謹慎の度を紊りて負債を起すの懸念もあれども支配人自らの一身上に關係する以上は會社に於て充分返辨の見込なきときは借金を起さざるなり。且つ又有式の契約書を抵當に取て金を貸すことも甚だ慎むべきことなり。何となれば若し期限來りて借方の金を拂はさるときは必ず此有式證書を利用せざるべからず。然るに之を利用せんとすれば種々法律上の手續を経過せざる可からるか故に彼の尋常の物品の如く毫も法律上の手續を爲さずして直ちに賣却に附すべきものと同日の論にあらざるなり。

要するに有式の契約書の抵當を取るには銀行家の平常依頼する法律の鑑定人に調査を托し其の證書又は財産は幾何の價格ありや又法律上有效の抵當なるや否

やを判断せしめて而後可否を決すべきなり。

然れども大體の原則として此種の契約證は抵當に取らざるを可とす。尤も此規則と同一しく必らずや例外の場合なきに非ず、而して如何なる時に例外の處分を爲すべきやと謂へば是は銀行家其の人の意見に依る者なれとも充分此變則の處置を爲す道理あるに非されは容易に此規則に違背すべからざるなり。

左りなから農業を以て産業とする地方に於ては契約書の抵當は都會に於ける如く左程不都合なる者と思考せられず。蓋し土地の所有者か一時借金を爲さんとするや此地主か豫て借地人より請取るべき地代の契約書を銀行家に預けて之を借るを常とす。銀行家は此契約書を以て甚だ確かなる抵當物と爲せ共夫れも自ら際限ありて貸金の事たる重大なる耳ならず常に期限を誤らざる様注意すべし地方に在ては各人の身分并に内幕を掩蔽する能はずして世間に分明なるか故に地代の收納ある迄一時立替を所望する時は銀行家の之に金を貸すは甚だ適當の事なり。尤も地主か甚だ贅澤なる生計をなし年々其の収入は支出を償ふに足らずと云ふ場合に當り契約書面の財産の價と殆と同一なる貸金を要求する如きと

あらは素より銀行家は承諾すべからず。

且又銀行家は生命保険の約束書を抵當に取らざるを可とす。生命保険の契約書は若しも生命を保險せらるゝ借方が自殺を爲し或は法律の爲めに死刑に處せられ或は決闘を爲して死去するか如き場合には法律上無効として價なき一故紙となるなり。或は外務省より適當の許可を得ずして外國へ旅行したる如き場合にも證書は無効となるなり。加之ならず契約を爲す始めに於て事實を掩蔽し或は詐偽を行ひたると其の後發覺すれば其の證書は無効となるか故に此證書は時ありて法律上の疑問に屬して其の無効有效の判然たらざるに至るとなきを保證すべからず。例へば或人か先祖傳來の疾病を其の身に譲り受け而して自ら之を知りなから斯かる疾病の有るとを掩蔽して保險の契約を取結ひたりとせん若し此事か後に發覺し裁判沙汰とならば銀行家の預り居る契約書は効能の有無甚だ瞬昧たらざるを得ず。之も此種の契約書を抵當に取る一大害物なり。然れども殊に甚しき不都合は保險料を納むるとを怠る時は證書無効となる之れなり。即ち銀行に於て此書を抵當に金を貸すとせんか借方か懈怠なく保險料を拂ふ限

りは差支なければも若し然らざる時は銀行に於て保険料を拂はざる以上は抵當品の價を維持する能はざるに至る故に抵當としては往々不都合なりと云ふべし之れ即ち銀行か貸金の事業を行ふ大體の規則標準なりとす因て之より他の規則に移らんと欲するなり。

第五節 銀行家か顧客に對する注意

銀行の顧客か漸く破産の有様に陥落せんとする時は如何に之を掩はんとするも掩ふ可からざる徴候あるものなれば銀行家は常に顧客の舉動に注意し斯る徴候はこれなきやと看察するを要す。例へば從來よりも日々の預金寡く而して割引を要求するとは却て大なるとか又は顧客の發行する手形か従前よりも下等なる人種に對して發行せらるゝとか或は顧客の手形の支拂の期限に及びて未だ支拂はれざる時に速に之と支拂を爲さゝるとか斯の如き有様あるを見出す時は銀行家は顧客に向ふて叮嚀に道理を述へて拒絶するを要す。或は前にも云へる如く融通手形を發行して金を借り出すとあれとも斯の如きも又顧客か身代限に近くの一徴候と爲すべし。

且又取引を爲して割引を要求する人々は相當の預金を銀行に爲さゝるへからずとは銀行業大體の原則にして預金の高に大小あれば以て顧客の盛衰を卜するに足るなり。蓋し顧客か多額の割引を爲しながら微々たる預金を爲す時は之れ非常に困難に陥り居るは或は己れの資本に比例して不相當の大事業を營み居ると云ふ事を判斷して可なり。

此場合には斷然顧客と關係を絶て銀行の完然を全ふすへきは勿論なれとも又時としては如斯果斷の處置を爲さず一時之を助けて次第々々に己れの貸金を取り立る方便も未だ必らずしも不可なりとせず。此選擇をなすは銀行家に取て甚た面倒のことなり。蓋し銀行家が或る顧客に巨額の金錢を貸付たる上にて突然其の借方は左程信用すへき人物に非ずして返済も甚た覺束なき事情分明なりとせんか若しも直に貸金を返せと謂ひ或は將來に向て再び資本は貸さゝるへしと云ふ時は顧客も破産して銀行家も損を爲すなり。左れば迎て従前の如く金を貸し出して信用を維持すれば益々資本を失ふの危険を犯さゝるを得ず。之を決するは場合に依ることにして大體の規則を以て判斷すると能はず。時としては顧客

の持ち来る純良の手形のみを割引して悪しき手形の割引を拒絶し次第に危険なる取引を一掃するに在り。時としては一時に貸金の返済を要求せず所謂なし崩の方法に随て次第々に貸金の返済を爲さしむるに在り。要するに縦令多少の損失は免れされども適當の方法を以て其の未だ破産せざる前に一方に其の貸金を減し他の一方には割引を減して自然々々に銀行の權利を全ふするを勉むべきなり。然るに此事たるや甚た面倒にして面白からざる仕事なれば銀行家は動もすれば益々顧客に資本を貸して事業を営なましめ其の収入より己れの貸金の取立を爲し損失を免れんと企望し遂には非常の大金を損耗するとあり。古來銀行の破産したる原因を視るに此種の損失は與て甚た力あるか如し。即ち始めに於て無謀の貸金を爲し到底返済の見込なきを察するに當り此損失を免れんと欲し更に資本を出して事業を営なましめ其の中より己れの權利を全ふせんとす。然るに其の収入の寡なき爲めに愈々損失を爲すの傾きあれば又々資本を貸出し遂には貸金の額が非常に巨額に上り銀行資本の大部分を吸収するに於てや顧客倒るれば銀行も亦倒れざるを得ざるか故に益々資本を貸し出して顧客の事業を

維持するも到底思ひ通りに行かすして顧客も仆れ随ふて銀行も倒るゝなり。然らば即ち顧客の有様に於て破産の徴候を現はす時は銀行家に可成其の貸金を取立るを勉むべきと同時に他の一方に於ては可成急速に之と關係を絶つの謀を爲さざる可からず。

次に銀行の注意すべき要點は所謂餘分の財本の使用法に在り。倫敦に在る銀行家の如きは重に株主の出したる資本金と預け主の預けたる財産との二者より成り立つ處なるか其の中にて一部分は通常の負債返還の要求に備ふるが爲めに匣底に納め置くなり。他の部分は或は手形の割引又は貸金の方法に因て顧客に貸出し其の利息を取るものなり。殘餘の部分は即ち餘分の財本と云ふものにして之は非常の場合の準備金たるの性質を有するものなり。尤も是れ丈けを現金として備置くは少なく大抵は現金に代り易き物品に此資本を下すなり。今之を指しせば一部分は政府の公債證書を買ひ込むとあり。他の部分は要求拂の約束にて手形仲買人に貸し出すとあり。他の部分は株式取引所の株券を抵當にして金を貸し他の部分は手形仲買人か持参したる至極上等の爲替手形を買ひ込むとも

ありとす。就中政府の公債證書は自ら其の賣買少なく其の高も隨て變更せざるなり。蓋し屢々公債證書を賣買し彼の餘分の財産を以て投機を試み價の差に因て利益を得んと欲するときには遂には銀行の事業は不確實なる事を來し世間に信用を失ふの恐れなきを得ず。因て公債證書は一種準備金の性質を有し經濟社會自ら金融切迫の有様となり豫かしめ用意を爲して正金を所有するの必要ありと云ふ場合に於て始めて賣却するなり。或は現に非常の負債返還の要求に逢ひ公債證書を賣却せずんば此要求に應ずる能はずと云ふ場合に限るなり。此他の尋常の場合に於ては若しも正金を要すること多き時は或は手形仲買人等に貸付ある要求拂の貸金を取戻すか或は爲替手形を賣却して現金を得るなり。依て此短期の貸金或は爲替手形の如きは其の高動搖して或は少なきときもあれば或は多きときもあり。乃ち世間の通貨の充分なるときは預り金も増加すると同時に顧客か手形の割引或は資本の借用を申込むとも少なかるべし。此時は銀行事業の金銀を用ふるの必用少きか故に餘分の財産は増加するに相違なし。而して此餘分の財産は公債證書を買込む爲めに用ひざるなり。其の理由は今更述へ

たる理由の外此の如く一時突然と起りたる金の増加は永く續くべきの見込なく商賣上の波瀾に因て必ずや減却するを常と爲すか故に若し公債證書を所有する時は之を賣らざる可らず之を賣れば其の價減し大なる損失を爲さざるを得へからされはなり。之を以て手形仲買人に貸金を爲し或は手形を買込むなり。但し非常の場合に當りては手形仲買人を始めとして其の他の商賣人も皆な金融の必迫に苦み居る時なれば其の手形は果して賣却せらるべきや又た其の貸金は果して取り戻すとを得へきか甚だ危険なるか故に非常の準備としては公債證書を以て第一とす。素より多少の割引は免れされとも最も正金に代り易きや疑を容れず。思ふに餘分の財産を如何なる種類の物品に使用すべきやの問題は第一利益の高低にあり。第二に非常の場合に於て金銀に代る事の易きと難きとに在り。第三には其の割引の多少に在り。去れば利益の尤も多く上がり非常の時に於て正金に代り得る事の尤も早く且其の割引甚だ少なきものは此部分は財産を投する屈竟の品物なりと知るべし。然れども一得一失にして如斯き都合よきものは少く公債證書の如きは確實は確實なれども其の利益の少なきを如何せん。手

形を買込み或は貸金を爲すとは利足は稍や高しと雖とも万一の時に及んで或は其の恢復を誤る如き危険あるを如何にせん。又地券の如きは其の利足も高く又甚だ確實なれとも金融必迫の際に於て之を賣らんとすれば券面の金額より幾層の低價を以て賣らざる可からざるを如何にせん。然れば此内何物を撰ぶ可きやと云へば場合に依て異なりと雖も先づ公債證書を以て第一と爲すへきか。英國等に於ても多くは然かるなり。

我國に於ては手形仲買人の如き信用すへき商賣人もなければ又た商賣未だ繁昌ならずして爲替手形も未だ充分に行はれず、隨て之を以て餘分の財産を注ぐへきの物件となすへからざるか故に公債證書を第一の放銀物と爲す。左れど利益保證の免許を得たる會社の株券の如きは公債證書と殆んど同じ性質を有すると雖も甚だ賛成すへき物件には非ず。

之を要するに銀行家は非常の要求に備ふる爲めに相當の金額を匣底に納めたる後ち又顧客か要する丈けの預金并に割引を爲せる後に必ず多少の餘分の正金あるに相違なし。此の者の事業に用ふる能はざる餘分の財本は之を別て二種とし

一は永久の餘財とし他を一時の餘財とす。永久の餘財とは金融必迫の非常なる場合に非るよりは容易に使用せざるものにして一時の餘財とは一時の原因より預り金の増加し又は然らずして忽ち舊に復すへしと思はるゝ餘財なり。尤も如斯明瞭に區別すると能はずして或は永久の餘財より正金を取り出す事もあれば又は一時の餘財を轉して永遠の餘財と爲すともあれども大體に於ては此區別あるや素よりなり。而して永遠の餘財は永遠に備へ置きて差支なきものなるか故に公債證書を買置くを可なりとす。一時の餘財は久しからずして之を現金に易へざる可らざるか故に英國などにては短期の手形を買入れ短期の貸金を爲すへきも手形の制度の行れざる日本に於ては先づ公債證書或は株券を抵當にして短期の貸金を爲すを可なりとす。唯顧客に向つて之を貸し出し平常よりも不相當の信用を措く可からざるなり。或は之を以て株券の賣買公債證書の賣買等の投機の事業を爲すへからざるなり。

第六節 銀行か金融必迫の時に處する方法

金融必迫とは手形を割引せんとして或は又公債證書若くは其の他の抵當にて資

本を借らんと欲するも何れにしても其の目的を達し難く結局通貨市場にて金銀を得るとの難きときを云ふなり。而して此金融必迫の來るには種々の原因ありと雖とも要するに外國爲替の不利と紙幣の收縮と金利の騰貴との三事情と大抵同時に發するを常とせるなり。即ち外國爲替が不利なるときは紙幣收縮し紙幣收縮すれば通貨か減する譯け故に通貨の價か高くなり金利騰貴するなり。左れば金融の恢復するるときも亦之れと同様の順序を爲すものにして此時には外國爲替か先つ利となるか故に銀行も紙幣を増發するを得増發すれば通貨増加するか故に従て又金利も下落するなり。又外國爲替か如何程利なるか或ひは不利なるかを見んと欲せば吾人は宜しく銀行にて所有する正金銀の數額を標準とすべく其の數額愈々多ければ爲替愈々利にして之れに反し益々少なければ爲替は益々不利なるとを知るべきなり。

金融必迫と恐慌とは甚だ密接の關係を有する者にして或ひは甲者か原因を爲し乙者か結果と爲るともあれば或ひは甲者か結果にして乙者か原因たることもあり。金融必迫すれば何人も容易に金銀を得ると能はず而して此時には利息騰貴

するか故に従來安き利息にて銀行に預金したる者は之を引出して更らに高き利息に貸付けんとし若くは其の時に價の下落したる公債證書若くは株券類を買はんとするが故に銀行は通貨拂底の時にも係はらず其の預金を拂出さざる可からず。若しも斯くの如くにして金融益必迫し銀行への取付益急なるときは銀行も遂に其の義務を盡すと能はず或は通常の商人も金銀の得難きより續々倒産失敗し結局全國の恐慌を起すに至るとあり。之れに反し國の内外に不隱の形狀あり若しくは或る事情の爲めに金銀の海外に流出するを見れば人民は大に恐怖の念を生して一時銀行に迫りて紙幣若しくは預金の取付けを爲し引て全國の恐慌を呼び起し人々相信用せざるの結果よりして金融の必迫を生ずることもあり。若し夫れ銀行者にして恐慌の時代金融必迫の時代に處して危難なからんと欲せば平生よりの用心專一にして此時代に達せざる以前に在て豫しめ巧みに業務を處理し置かざる可からず若し之を怠れば此時代の到來するや銀行者は直ちに大なる困難の域に沈むなり。而して平時に於ける業務の處理方は此時代に於ける處理方よりも遙かに困難なる故に銀行者は兼て注意を用ひざる可からず。

是故に金融未だ必迫せず通貨市場の尙ほ緩漫にして公債證券株券類の價格尙ほ景氣好き時に當り銀行者は謹慎して決して怪しき手形を割引せず又粗雑なる抵當にて貸金せざると甚だ肝要にして或は求めて金銀を貸出さんとし或ひは顧客の歡心を買はんとて妄りに割引する等の所爲ある可からず。彼の死債若くは疑はしき貸金を取立て若しくは薄弱なる顧客を遠さくるは實に此時に在り。又此時に於て貸金を爲すには其の期限長かる可からず抵當は直ちに賣却するを得ざるか如き物品にては不可なり。又金融必迫の時に非常に其の價格を下落する様の物品にても不可なり。之れに反して割引を爲すには期限の短き善良なる手形を採り貸金も極めて短期の者を撰ぶべし。斯くの如き割引貸金は必ずや其の利息安かるべしと雖ども到底は銀行者に利益なくんはあらざるなり。今や進んで恐慌起り金融必迫する場合に當り銀行者は如何に働くべきかを論ぜんに、

第一 貸出を盛んにするに在り

何人と雖ども此事に關して初めて心中に起る所の感覺は全く反對なるに相違な

し即ち己れの準備金の上に公衆か次第々々に要求を爲すべき傾向あるが故に貸し出したる金は何程にても成るべく之れを取り立て取り立てたる金を成るべく世間に出たさす己れの準備金を増加して以て公衆の要求を待つべしとは誰れしも先づ考ふる所なり。然れとも銀行の事業に熟練したる者の承知する如く此策略は決して世間の信用と我が銀行の信用を維持すべき適當の方法に非らざるなり。凡そ不信用なる言葉は只某は金錢を所有すると少なかるべしと云ふ想像に過ぎされば此評判を鎮定するか爲には疑はれたる者は自分の力の及はん限り十分金錢を所有すると云ふとを示さざる可らず。己れの権利者に向て活潑に金錢を支拂ふべきは勿論苟くも相當の信用にしあれば如何なる人にも金錢を貸出して以て公衆に己れの力を示さざる可からず。或は節儉し或は貯蓄するは此の時代の以前に在り畢竟平生に於て節儉及び貯蓄を爲すは斯かる場合に臨み十分之れを使用するか爲めなり。

凡そ不信用は初めの程は此銀行こそ怪しけれと云ひて特別の銀行に關するに非らず況んや多額の準備を所有する種々の銀行に於てをや。多額の準備を所有す

る銀行は其の信用最も厚く一層下等の銀行よりも甚だ鞏固なるか如く見ゆ。而して恐慌の初めは世間に於て漠然たる評判を爲すに過ぎず即ち甲銀行は此頃財産を失はざるか乙銀行は從來の如く其の會計を維持するや等の漠然たる評判か世間に行はるるなり。而して銀行家の方に於ても己れか世間の評判に懸かり居るや或ひは然らざるや己れの世間に對する信用は従前の如くなるや或ひは減少せるか等の考へを起して自ら心を傷たましむるに過ぎず。然るに恐慌の念愈々増長するに至れば此信用は益々激しくなり益々廣くなり従前よりも數多の銀行を疑ひ従前よりも烈しく疑はるゝに至る。之れを以て熟練ある人々は恐慌の尙ほ幼稚にして未だ盛んならざる内に己れの信用を固めんとを務む。斯くして下等の銀行は未だ金融か必迫せざる内に成るべく多分の金額を一層上等なる銀行家より借り出ださんとし尋常の商賣人も其の信用を維持する爲めに成るべく多分の金額を銀行より借り入れんとし而して銀行家の方に於ても容易に之れを拒絶すると能はず若し之れを拒絶すれば彼の銀行は金庫空乏なりとの評判を受くるに至ればなり。

多額の準備金を所有する銀行は前にも云へる如く平生準備金を所有する目的は己れの所有する責任を盡くす爲めのみと思惟す可からず他人の爲めにも自己の準備金にて責任を盡さんことを心掛くるを要す。若し慥かなる抵當あらば如何なる商人に對しても小銀行に對しても亦た手形仲買人に對しても自由に之れを貸出すへし。恐慌の盛大なる時に於ては一人破産すれば其の影響は千人萬人に及ぶ。故に此派生の倒産を防かんとならば先づ其の根本と爲る銀行の破産を救ふとを必要とす。千八百二十五年の恐慌に際し大英銀行總裁ハーマン氏は出來へき丈けの手段を盡して公衆に貸出すとを爲したり。加之從來決して行はざりし方法に於て金錢を貸出したり。先づ株券を抵當にして金を貸し又大藏省證券を買て金を出し又此株券抵當にて貸金をなせり。其の他直接に割引を爲したるは勿論のと大に爲替手形を抵當に取て金を貸出したり。要するに恐ろしき恐慌か將さに全英國を襲撃せんとするを見たるか故に力の及はん限り公衆を助て義務を盡さしめ間接に己れの安寧を圖かりたりと云へり。此療治法は甚だ當を得て僅々一兩日中の内に恐慌の騷擾は全く鎮定し倫敦市中の靜穩なること恰も大

風の後の如くなりし。

恐慌に關する問題は獨り銀行のみに關する問題に非らず商業全體に關係する問題なり。凡そ商賣人は皆借金を負へる者にして己れに對して發行せられたる手形の金額を拂ふには他の商賣人に對して手形を發行し之を割引して以て其の義務を償却するの外なし。言を換へて之れを云へば總て商賣人は安危共に金錢を借るとの自由なると不自由なるとに在り。而して所謂豪商なるものゝ如きは最も多く金錢を借るものにして若しも其の融通の道斷絶せば忽ちの間に破産するにあり。而して少しにても恐慌の徴候あれば皆平生よりも多くの金額を借らんとを思ふか故に銀行の力にても是等の商人を満足せしめんとならば甚だ迷惑なからも大に貸出さざるを得ず。若し之れを貸出さざるときは破産失敗續々として起り從て恐慌を増長し其の結果は銀行家自身にまで及ぶなり。要するに恐慌は或る人か其の義務の返還を要求せらるゝも之れに應ずる能はざるへしと云ふ評判より來るものなるが故に出來へき丈けは是れ等の嫌疑を受けたる人々を救助して要求次第に其の償金を拂はしめ以て人心を鎮定すへし。之

れを爲さんには極めて僅少な金額あれば足れり。然れとも恐慌の未だ盛んならざるときに疑はれたる銀行を助けずんば其等の銀行仆れて恐慌増長し始めの程は二三人を疑ひし者か終ひには千百萬人を疑ふに至る故に此時に及て是等の入々を救はんとするには莫大なる金額を要することなり。然れとも金錢を貸出して救ふときは其の困難は勿論なりと雖も尙ほ或ひは恐慌を沈めて其の結果は己の銀行に及はざるの見込あり。然れとも貸出たさゝるときは此の僅かなる希望も之れなきなり。

準備金を所有する銀行にて夫れより下等の銀行を救ふへしとは是れ迄論し來れる所なれども斯る時に必ずしも準備金を減するの必要なきなり。大抵恐慌は下等の銀行迄は攻め來たれども多額の準備を有する銀行に及ぶとは稀なり。左れば此信用厚き銀行にて己れの信用を抵當にすれば金銀貨を用ひさるも公衆を救助することを得へきなり。即ち一商人にても或は一銀行家にても己れの借金を拂ふか爲に大銀行より金を借らんとすれば必ずしも夫れ丈けの金銀を取出すとを要せずして只々己れの帳簿の上に借金だけを貸金として記載すれば可なり。

尤も貸方に於ても是非とも正金を返せとあらば止むを得ず之れに振出手形を渡して金銀を引出さしむべきも大銀行の信用厚き以上は只帳面上の移記のみにて貸借を濟ますとを得るなり。又萬一金銀を引出たしても其の金銀は再び銀行に預けらるへし。故に危急存亡の時に際し銀行か公衆に對して貸金を増すは只管ら銀行の責任を増せは可なり準備の正金銀を蒔き散らすの必要なきなり。千八百四十四年以前に恐慌の起りたる時は大英銀行は公衆に己れの約束手形を貸付て一時の急を救ふたるか故に其の準備金は殆んど全く減少せさりし。之れ即ち非常のときに際して銀行の振出手形及び約束手形が大に金額の缺乏を補ふ所以なり。併しながら斯くの如く責任を増加するも同額の準備金を減するよりは、大に優れりと雖も然れども亦甚た危険のとなり。若しも恐慌増長して其の銀行を疑ふに及ばし之れに處せんと益々困難ならざるを得ず。

如何なる防禦をなすとも恐慌にして極點に達すれば其の效能殆んど之れなきなり。此場合には多額の準備を所有せる銀行は準備金を所有せざる銀行に比すれば猶能く長く其の生存を保つとを得へしと雖も遂には相率ひて亡ひざるを得ず。

信用の要點は己れの金錢を使用するにあらすして元と借金を利用する者なるか故に若し一時貸方が其の貸金の返却を要求するときは如何なる完全の銀行と雖も到底破産を免かれず、蓋し信用は其の利ある代りに又た其の危害あるは免かる可からざるなり。然れとも成るべく其の害を避けんとすれば平生より多額の準備金を備へ直接に之れを貸し出し之れに基く信用を得、其の信用に依て金融の必迫を補ひ恐慌の極點に達せざる内に之れを鎮定すへきなり。

今茲に金融必迫の時銀行者か己れの貸金を取扱ふとに付て注意すへき要點の一を列舉せんに

甲、金融必迫の來たらんとするときは期限の來たる貸金若しくは要求の権利ある金銀は之れを取り立て尙之にて自己の義務を拂ふ能はざるときは公債證書其の他の證券を賣るか若しくは之れを抵當として借金を爲し以て自己銀行の鞏固を圖り置くべし。

乙、金融必迫の來たりたるときは己れの權利に屬する死債若しくは其の他の貸金を強て取り立て或ひは割引業を減縮せんと甚た無用なり。畢竟斯くの如く

するときは世人をして彼の銀行の庫中は現時空乏せりとの疑を抱かしむるに過ぎず、只平生よりして遠さげんと思惟し居りたる顧客の關係を絶つには金融必迫の時を以て好機會とすへし。

丙、金融必迫の際銀行は勉めて貸し出しを爲すべしと雖も之れ亦無暗に貸出すへしとのとにあらざ。不確なる事業手形抵當或は不愷かなる顧客には素より貸出さざるを良しとす。而して其の貸金を謝絶するには成るべく巧みに之を謝絶すべし。若し謝絶して顧客を怒らしむる等のとあれば此顧客は憤怒の餘に其の愚痴或は悪心よりして様々に其の銀行を傷けんと企て或は彼の銀行は將さに破産せんとするとか或ひは支拂を停止せんとするとか其の他色々の風聞を造り其の銀行を害するは勿論愈、金融必迫と人々の不信用を煽動するに至るとあるなり。

丁、時としては一銀行か他銀行よりして貸借を引受くることあり。例へば甲は乙銀行の信用ある顧客なれども乙銀行か十分甲の需用を充たすと能はさるか爲め丙銀行に取引を依頼するに至るが如し。此場合に於て丙銀行か十分

資力を有すれば之に融通を與ふことも可なれども尙ほ顧客の信用すべきや否やを辨別すると最も必要なり。若し之れを等閑に付して取引を初むれば往々非常なる失敗を醸すとあるなり。

且又他銀行の不廻はりなるに乗し大なる融通を與へて其の顧客を誘ひ己れの顧客と爲さんとすることは策の宜しきを失するものにして新たなる顧客に勉むるよりは古き顧客に一層善く勉むると遙か得策なり。双方共に十分に勉むるを得は此上なしと雖も此場合なりとて自から勉て求むるを爲さず、若し先方より求め來たるときは十分先方の身元を確めて後始めて取引を始むべきなり。

戊、平生手形仲買人に手形の割引を依頼し居りたる商賣人にして金融必迫の時に至り止むを得ず銀行に救助を仰く者あり。蓋し平時は銀行よりは仲買人の利息安きも金融必迫のときは仲買人の資本缺乏する故に従て利息の割合も銀行より高くなるなり。故に敏捷なる商賣人は平生善良の手形は仲買人に向け仲買人が受取らざる手形を以て銀行に持參する者さへあり。然れど

も金融必迫して銀行者か止むを得ず割出を慎むと云ふときに第一に謝絶すへきは是等の商賣人か持参したる手形なりとす。但し銀行にして十分の餘裕あり其の手形も十分善良なる時は利息を高くして其の望みに應ずるも可なり。元來恩恵は危急の場合に於ては一層有難味を感ずるもの故に此際善良なる商賣人の望みに應ずれば此商賣人は從來に於ける自分の失行を悟り將來其の銀行の善良なる顧客たるに至るとも之あるなり。

己金融必迫の際は己れの平生に於ける顧客に貸出する大いに謹慎を加へ決して之れを妄りにす可らず。或る顧客は銀行に要求して曰く我々は現時十分の財産を有すれども其の瞬間に金銀を手に入るゝと能はざるか故に殆ど支拂ひを停止するの止むを得ざるに至れり請ふ貴行に於て一時の救助を與へよと。銀行は即ち其の望みに應じたるに暫くして又來り同じ口實を以て再び貸金を要求するとあり。而して是れか三度四度になり銀行も幾度も之か要求を聞く譯けに行かす而して其の顧客も遂に融通を得ず破産し爲めに銀行に大なる損失を加ふるとあり。銀行家たる者は大に慎まざる可からず。

庚金融必迫に際すれば銀行は從來の預け主より其の預金の利息を引上げんとを求めらるゝなり是れ實に尤ものことなれば銀行は其の求めに應じ相當の點までに利息を引上げざる可からずと雖も新らたに高利を以て預かるには定斯預の外は決して妄りにすへからず。何となれば當座預けならば金融愈々必迫すれば其の預金は直ちに引出さるゝか又は然らされば預主は更らに不法の利息を附せんとを要求すべければなり。且又利息を引上ぐるにも必ず相當の點に止むへし何となれば餘り非常に利息を高くすれば公衆の爲めに銀行の庫中空乏せざるかと疑はれ公衆は更らに之れに預金を托せざるのみならず却て從來の預金をも引出すに至るへければなり。

且つ又通貨市場の取扱ひ方は更らに困難なる者なり。其の理由は内國の信用の動搖より起る所の恐慌と輸出入の不平均の爲めに金銀の濫出する場合は往々一時に起りて内外より銀行の準備を減するとあり。即ち或る國に於て平主多分の米を生出し國民は自國の米を食したるに一旦凶年飢歲ありて米の産出甚だ少く止むを得ず外國より米穀を輸入すると爲り此突然の輸入の爲めに國に對する

義務を増加し之れを支拂ふ爲めに銀行紙幣を所持するもの又は銀行に金錢を預くるものは皆銀行の金銀を引換へて之れを外國に運送するなり之れと同時に其の準備金の減少するを見て大いに驚き一刻も早く銀行より正金銀を引出さんとして取付けを爲すなり。此場合には假令平生よりも多少多くの金貨を爲して一時を救はんとするも甚だ困難なり。而して銀行家の之れに處するは自ら其の法あり。即ち

第一 割引貸金の歩合を引上ぐべし

恐慌の時に當り金銀が銀行の庫中より取出さるゝや強ち海外にのみ流出するに非ず其の一半は公衆の手中に入ることなり。故に此場合に當ては割引貸金の歩合を高むべし。斯くすれば即ち銀行が預金の利息を高くすると同じ事なれば公衆は一旦金銀を取出さんどせしも後ちに其の利息の多くなるに至るを見之を取らざるのみならず却て從來公衆の手中に存したる金銀も預金として銀行に入ることもなしと云ふ可らず。又海外に流出せんとする金銀も暫く其の足を留め加之外國の資本は利息の高きを見込んで國內に流入する結果あるべし。然るとき

は外國爲替も我れに利となり銀行には愈々金銀増し金融は回復し従つて恐慌も止むなり。往昔は銀行者は全く之れと反對の意見を持ち金融必迫の時に利息を引上ぐれば一層の必迫を來たすべしとて却て利息を引下ぐるとを爲せしが是れ甚だしき誤謬なり。正金銀は通常の物品と同じく其の價の高き處に集まる者なれば金利内國に安ければ其の高き外國に流出すべく内國に高ければ安き外國の資本は我れに流入するなり。故に今日に於て銀行上の試験漸く開けたる爲め若しも斯の如き場合に遭遇せば直ちに利息を高くし國の内外より金銀を呼び入れ以て銀行の準備を増加し恐慌を未だ猖獗ならざる内に鎮定するなり。顧みれば千八百六十二年より千八百六十五年に至るの間に於て英國は海外より非常に木綿を買入れたる爲め貿易上の大不平均を來し金銀は大に海外に流出せんとしたりしに英國の銀行は利息を高め外國資本を呼び入るゝとを勉め以て恐慌の難を免かれたりと云へり。

第二 銀行の報告準備の金額を公にすると

之れを聞く、英米諸國に於ける各銀行は大抵準備金を公報するの習慣ありと雖ど

も其の中には甚だ曖昧にして信し難き者ありと。例へば自己の匣底に一片の金銀を藏めずして尙ほ且つ何万圓の準備金ありと唱へ世人を瞞着するもあれば或は現金の名稱を金銀のみに限らず公債證書其の他の證券にも被らすこともあり。故に世人は銀行の廣告に於て假令現金若干と記載するも果して同額の金銀を有するや其の幾分は金銀にして幾分は書類なるやを知るに苦むか故に公衆は敢て其の廣告に信用を置かざるなり。或は一時は此の事も銀行家に取て便宜となるやも知れされど到底は甚しき失策なるを免かれず。其の報告が明かにしてこそ初めて世間の信用を受くへけれ苟くも然らざるに於ては公衆は平生より此等の銀行を厚く信用せざるか故に一旦恐慌にして發生するときは假令其の準備多きを世人に知らしめんとするも世人は之れを信せず争ふて取付けを爲すに至るなり。

第七節 合本銀行と私立銀行との別

曾て前に合本銀行の利益私立銀行に比して大なる所以を論したり。故に今本節に於て二種銀行の性質上組織上に於て異なる所ある所以を説きて以て其の區別

を明かにすべきなり。而して其の區別は左の如し。

第一は組合人の数の多少とす。一個人の銀行乃ち私立銀行にては組合員は必らずしも一人なりと云ふ次第にはあらざれとも一人以上數人の間にあり現に英國等にては六人を以て之か制限とするなり。之に反して合本銀行の方は其の株主の千人あるも一萬人あるも法律上之を問はざるなり。要するに私立銀行は組合員の數少なく合本銀行にては其の多しと云ふ差別あるなり。

第二は銀行資本金の永久なるを一代なるとの差別あり。則ち英國にては私立銀行の組合人にして或は死亡し或は破産するとあらば豫ねて銀行に差出せる資本金は之を銀行より引き退くるなり由て銀行の資本は減却せざるを得ざるなり。之に反して若しも合本會社の組合員か或は死去し或は破産をなすとあるも此人所有の株券は之を他人の所有に屬せしむるを以て銀行の資本は以前と異なる所なし唯だ甲の株券を乙に於て之を所有するに至りたりと云ふ迄なり。

第三は其の理事法か私立銀行に在りては少數政治の組織にして合本銀行にありては多數政治の制度なるの差異あるものとす。私立銀行の場合には若し一人に

て之れに従事するときは即ち獨君政體の有様なり而して或は五人或は六人にて組合をなすときは是れ寡人政體の軀裁を有す。尤も如何なる銀行も二人或は三人にて萬般の事務を管掌施行する能はさるか故に一個の私立の銀行と雖も其の役人小使には勿論多數の人物を使用するも是等は所謂事務官にして政務の主權は全く二三人の手にあるに相違なきなり。之に反して合本銀行の場合に於て或は二百或は三百の株主あり、此人々か一同銀行に従事することは實際行はれざるのみならず假令行はるゝとしても銀行事業に熟練經驗ある者は、甚だ僅々なるか故に其の中より適當の政務官即ち支配人を撰擧し又之れに頭取副頭取を互選せしめ之に銀行の理事を委託し全體の株主は毫も之に關係せざるなり。英語にスリーピング、パルトナルと云ふとあり直譯すれば「睡眠中の組合人」と云ふとなるか其の意味たるや全體全般の事務を二三の人に打任せて他の人々は之に關係せざると恰かも熟睡して知らざるか如き形狀あるを評せるものなり。然りと雖も最上の主權は少數の支配人にあらずして一般に株主に存在するを以て平生こそ萬事萬端支配人會議に打任せて干渉をなさずと雖も事あるときは株主總會に於て

之を議決して支配人に實行を謀らしむるなり又支配人は皆な此株式總會の選舉に係るを以て支配人も此總會に對して充分に行政上の責任あるなり。實に此二者の關係は宛も共和國の政務官と一般人民の關係と一樣にして平生は一般人民も左程政務に干渉せざれども大統領選舉の場合其他重大なる事件の出來するときは一に此選舉權所有者の意向に因て決するとなるか合本會社に於けるも之に類する所甚だ多しとす。

以上陳述する所の三個の要點則ち組合員の數の多少資本の永久なると一代なると及び理事の方法は少數政體なると多數政體なるとは則ち合本銀行と私立銀行の分岐する所なりと知る可し。吾輩は是より特に合本銀行の理事上に規則標準となる可き管理方を列擧すべし。

第八節 合本銀行の管理方を論ず

吾輩は乃ち是より進んで合本銀行の管理方を論ずべし。

第一、合本銀行は皆な多少の拂ひ込みたる資本あり。

實際事務を始むる前に資本の幾分を拂ひ込むは其の事業の確實なりと云ふとを

示す一の證據なり。殊に無限責任の場合ならざるときは之を必要なりとす又無限責任の時に於ても其の必要少しとせず。

然り而して亦此資本は此事業に比較して何程を拂ひ込ませしめて可なるやとの問題續いて起るなり。蓋し餘り僅少なる資本を有するときは銀行に害あり。此場合には銀行は微々たる銀行にして到底發達の望なきが故に獨立したる合本銀行となるより寧ろ他の一層大なる銀行の支店となるに如かず。若し夫れ其の資本の小なるにも係らず大に其の紙幣を發行し大に預金をなし大に貸付或は割引をなすときは一旦損失をなすときに當り其の資本を一掃するに至るべし。

然れども其の資本の餘り大なるも亦不可なり。此場合には資本の有り餘りて用ゐる盡されざるに由り取締役人等は利息を多く得るの目的を以て危険なる抵當品を預りて資本を貸すに至る加之投機の商業に關係し遂に損失を被ふるに至る。故に銀行は相當の資本を以て事業を始め其の發達するに従て資本の額を増す可きなり。斯の如くすれば事業と資本との釣り合を得るなり。

然らば實際に於て事業の増加に従て資本の増加を計る方法は如何と考ふるに二つあり。一は差當り必要の入費丈の株券を發行し事業の増加に従ひ増株をなすなり。二は差當り必要の資本より餘分の株券を發行し置き事業の増加と共に拂ひ込みをなさしむるなり。故に第一の方法に因れば株券は實際の資本を代表すれども第二の方法に因るときは券面の金額は必ずしも實際の資本を代表せず、券面上百萬圓の資本と雖も、若し其の實際の拂ひ込みにして十分の一ならば資本は僅かに拾萬圓たるに過ぎず。漸次に拂ひ込むべき株券は之を名義上の資本と稱ふるなり、或る人は此名義上の資本を發行するとに付て大に反對をなしたれども別に不都合あるを見ざるなり。其の人の説に據れば銀行は五拾萬磅の資本ありと號し而して實際の拂込み金は其の一部分なるか故に人民は之れを誤解して實際五十萬磅の資本集るとなし不充分なる銀行を信用するの患あり故に名義上の資本は之を禁して皆實際となし資本を増すときは此實際資本を増すに如かさるなりと云へり。然れども如此誤解は之を説明すれば直に分明なるとなるか故に如此き論は措て問はざるも妨げなし。只實際の取扱上に於て名義上の資本の仕組は都合の能きや否やを考ふべきのみ。而して之は甚だ都合能き方法なり。

此方法なくんは銀行は始めより多分の資本を集め非常の事に備へざるへからず。即ち未だ事業の大ならざる中に大なる資本を有せざる可からず。左れば迎始め事業の少きに從て資本を少ふすれば一旦事あるに際して資本を増さんとするも又得可らず。然るに此方法に依るときは平生は株主の手に置き資本の入用なるときは拂込を命するの權あるか故に資本と事業とは相伴ふとを得て危険を冒すと少きとを得るなり。之に反して第一の方法は新規の株券を發行するとなるか是に伴ふ弊害は前にも述べたる如く危急存亡の秋に當つて直ちに資本を集むる能はざるにあり。若しも強て之を集めんとすれば其の株を安く賣らざる可らず。乃ち高き利益の配當をなさざる可らざるに至る。

此外に或る論者は不賛成の論をなして曰く第二の法に從へば券面の金額は甚た少からざるを得ず、故に社會に信用なき微々たる資本家か其の株主となるに至る隨て會社の事務上に不都合を生すべしと云へり。併しなから英米諸國の實例に依れば此弊害殆んどなく券面金額多ければ資本家か株を持つと少なく其の金額少ければ之を持つ多しと云ふまでなり。例へば一株十磅の銀行にては平均一人

の資本家か五十二の株を所有して四百磅を拂ひ込み而して一株五磅なる場合には株主一人に就て百十七株を所有し五百八十五磅を拂ひ込たりと云ふ場合往々之ありと云ふ。故に此弊害は左程憂ふるに足らず憂ふべきは困難の中に資本を集むるの難きに在り。

第二、合本銀行は支配人の會議に由りて支配せらるゝものなり。

通例支配人は株主總會に於て株主中より選舉せらるゝものとす。而して其の資格は大抵何株以上の株券を有せざる可からずと定むるなり。此理由は他なし。若しも支配人か株券を所有せずして一般の株主と利害を共にせざるときは會社の利益を後にして己れの利益を先きにするへけれども既に大に株券を所有して會社の盛衰と自分の利害とを同くすれば自然亂暴をなさざるなり。然れども此外に銀行家たるに必要な性質あつて株主たるものは選舉の際に此等の性質を備ふる人を選擧せざる可らず。今之れを列擧せん。

其一、世間に信用ある人を要す。乃ち支配人に信用なき銀行に金を預ける人もなければ又名譽ある商人は如此き銀行と貸借上の取引をなさざるなり。